

変 更 前	変 更 後	備 考
4. 放射性廃棄物の処理及び管理 …… 6-4-1	4. 放射性廃棄物の処理及び管理 …… 6-4-1	
4.1 放射性廃棄物の処理及び管理の基本的考え方 …… 6-4-1	4.1 放射性廃棄物の処理及び管理の基本的考え方 …… 6-4-1	
4.2 気体廃棄物処理 …… 6-4-1	4.2 気体廃棄物処理 …… 6-4-1	
4.2.1 気体廃棄物の発生源 …… 6-4-1	4.2.1 気体廃棄物の発生源 …… 6-4-1	
4.2.2 気体廃棄物の年間放出量 …… 6-4-3	4.2.2 気体廃棄物の年間放出量 …… 6-4-3	
4.2.2.1 α 焼却装置及び α ホール設備からの年間放出量 …… 6-4-3	4.2.2.1 α 焼却装置及び α ホール設備からの年間放出量 …… 6-4-3	
4.2.2.2 β・γ 焼却装置からの年間放出量 …… 6-4-6	4.2.2.2 β・γ 焼却装置からの年間放出量 …… 6-4-6	
4.2.2.3 β・γ 封入設備からの年間放出量 …… 6-4-7	4.2.2.3 β・γ 封入設備からの年間放出量 …… 6-4-7	
4.2.2.4 減容処理設備からの年間放出量 …… 6-4-9	4.2.2.4 減容処理設備からの年間放出量 …… 6-4-9	
4.3 液体廃棄物処理 …… 6-4-17	4.3 液体廃棄物処理 …… 6-4-17	
4.3.1 液体廃棄物の分類 …… 6-4-17	4.3.1 液体廃棄物の分類 …… 6-4-17	
4.3.2 液体廃棄物の最大受入れ量 …… 6-4-18	4.3.2 液体廃棄物の最大受入れ量 …… 6-4-18	
4.3.3 処理済廃液の処理能力 …… 6-4-18	4.3.3 処理済廃液の処理能力 …… 6-4-18	
4.3.4 液体廃棄物処理と設備の能力 …… 6-4-19	4.3.4 液体廃棄物処理と設備の能力 …… 6-4-19	
4.3.4.1 液体廃棄物 A …… 6-4-19	4.3.4.1 液体廃棄物 A …… 6-4-19	
4.3.4.2 液体廃棄物 B …… 6-4-20	4.3.4.2 液体廃棄物 B …… 6-4-19	記載の繰上げ 化学処理装置の使用の 停止に伴う削除及び液 体廃棄物Cの削除 記載の繰上げ（以下、 同様）
4.3.4.3 <u>液体廃棄物 C、スラッジ及び濃縮液</u> …… 6-4-20	4.3.4.3 濃縮液 …… 6-4-20	
4.4 固体廃棄物処理 …… 6-4-21	4.4 固体廃棄物処理 …… 6-4-20	
4.4.1 固体廃棄物の分類 …… 6-4-22	4.4.1 固体廃棄物の分類 …… 6-4-21	
4.4.2 固体廃棄物の最大受入れ量 …… 6-4-22	4.4.2 固体廃棄物の最大受入れ量 …… 6-4-22	
4.4.3 固体廃棄物処理と設備の能力 …… 6-4-23	4.4.3 固体廃棄物処理と設備の能力 …… 6-4-22	
4.4.3.1 β・γ 固体廃棄物 A …… 6-4-23	4.4.3.1 β・γ 固体廃棄物 A …… 6-4-22	
4.4.3.2 β・γ 固体廃棄物 B …… 6-4-24	4.4.3.2 β・γ 固体廃棄物 B …… 6-4-23	
4.4.3.3 α 固体廃棄物 A …… 6-4-24	4.4.3.3 α 固体廃棄物 A …… 6-4-23	
4.4.3.4 α 固体廃棄物 B …… 6-4-24	4.4.3.4 α 固体廃棄物 B …… 6-4-24	
4.5 廃棄物パッケージ及び保管体の管理 …… 6-4-25	4.5 廃棄物パッケージ及び保管体の管理 …… 6-4-24	
4.5.1 廃棄物パッケージの管理 …… 6-4-25	4.5.1 廃棄物パッケージの管理 …… 6-4-24	
4.5.2 保管体の管理 …… 6-4-26	4.5.2 保管体の管理 …… 6-4-25	

変 更 前	変 更 後	備 考
4.6 参考文献一覧…………… 6-4-2 7	4.6 参考文献一覧…………… 6-4-2 6	記載の繰上げ
5. 平常時における廃棄物管理施設周辺の一般公衆の実効線量評価6-5-1	5. 平常時における廃棄物管理施設周辺の一般公衆の実効線量評価6-5-1	
5.1 気体廃棄物中の放射性物質に起因する一般公衆の実効線量6-5-1	5.1 気体廃棄物中の放射性物質に起因する一般公衆の実効線量6-5-1	
5.1.1 気体廃棄物中の放射性物質からのガンマ線による実効線量6-5-1	5.1.1 気体廃棄物中の放射性物質からのガンマ線による実効線量6-5-1	
5.1.1.1 計算条件…………… 6-5-1	5.1.1.1 計算条件…………… 6-5-1	
5.1.1.2 計算方法…………… 6-5-2	5.1.1.2 計算方法…………… 6-5-2	
5.1.1.3 計算結果…………… 6-5-6	5.1.1.3 計算結果…………… 6-5-6	
5.1.2 気体廃棄物中の粒子状の放射性物質による実効線量・6-5-7	5.1.2 気体廃棄物中の粒子状の放射性物質による実効線量・6-5-7	
5.1.2.1 計算条件…………… 6-5-7	5.1.2.1 計算条件…………… 6-5-7	
5.1.2.2 計算方法…………… 6-5-7	5.1.2.2 計算方法…………… 6-5-7	
5.1.2.3 計算結果…………… 6-5-11	5.1.2.3 計算結果…………… 6-5-11	
5.2 液体廃棄物中の放射性物質に起因する一般公衆の実効線量6-5-11	5.2 液体廃棄物中の放射性物質に起因する一般公衆の実効線量6-5-11	
5.2.1 計算条件…………… 6-5-12	5.2.1 計算条件…………… 6-5-12	
5.2.2 計算方法…………… 6-5-12	5.2.2 計算方法…………… 6-5-12	
5.2.3 計算結果…………… 6-5-13	5.2.3 計算結果…………… 6-5-13	
5.3 廃棄物管理施設からの直接線及びスカイシャイン線による実効線量	5.3 廃棄物管理施設からの直接線及びスカイシャイン線による実効線量	
…………… 6-5-13	…………… 6-5-13	
5.3.1 計算条件…………… 6-5-13	5.3.1 計算条件…………… 6-5-13	
5.3.2 計算方法…………… 6-5-14	5.3.2 計算方法…………… 6-5-14	
5.3.3 計算結果…………… 6-5-15	5.3.3 計算結果…………… 6-5-15	
5.4 大洗研究所の廃棄物管理施設並びに敷地を共有する	5.4 大洗研究所の廃棄物管理施設並びに敷地を共有する	
原子炉施設及び核燃料物質使用施設における実効線量… 6-5-15	原子炉施設及び核燃料物質使用施設 <u>等</u> における実効線量… 6-5-15	記載の見直し
5.4.1 廃棄物管理施設の実効線量の評価…………… 6-5-15	5.4.1 廃棄物管理施設の実効線量の評価…………… 6-5-15	
5.4.2 廃棄物管理施設と敷地を共有する原子炉施設及び	5.4.2 廃棄物管理施設と敷地を共有する原子炉施設及び	
核燃料物質使用施設の実効線量の評価（参考）…………… 6-5-16	核燃料物質使用施設 <u>等</u> の実効線量の評価（参考）…………… 6-5-16	記載の見直し
5.5 実効線量の評価結果…………… 6-5-18	5.5 実効線量の評価結果…………… 6-5-18	
5.6 参考文献一覧…………… 6-5-19	5.6 参考文献一覧…………… 6-5-19	

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>4.3 液体廃棄物処理</p> <p>液体廃棄物は、放射性物質の濃度により区分し、配管又はタンクローリにより受入れ施設に受け入れる。受け入れた液体廃棄物は、処理施設において <u>化学処理又は蒸発処理</u> を行い、<u>スラッジ及び濃縮液</u> と処理済廃液とに分離する。<u>スラッジ及び濃縮液</u> は、セメントにより容器に固型化してドラム缶型廃棄物パッケージとする。廃棄物パッケージは、管理施設において管理する。処理済廃液は、処理済廃液貯槽又は排水監視設備において、放射性物質濃度が「線量告示」（第8条）の濃度限度を下回っていることを確認した後、一般排水溝へ放出する。処理済廃液貯槽及び排水監視設備においては、必要に応じて、あらかじめ希釈水を貯留し、処理済廃液を希釈する。</p> <p>4.3.1 液体廃棄物の分類</p> <p>液体廃棄物は、含まれる放射性物質の濃度、液体廃棄物の性状により、次のように分類する。</p> <p>（最大放射能濃度）</p> <p>トリチウムを除く $\beta \cdot \gamma$ 放射性物質の濃度 ; $3.7 \times 10^4 \text{ Bq/cm}^3$</p> <p>トリチウムの濃度 ; $3.7 \times 10^5 \text{ Bq/cm}^3$</p> <p>$\alpha$ 放射性物質の濃度 ; $1 \times 10^{-2} \text{ Bq/cm}^3$</p> <p>a. 液体廃棄物 A</p> <p>（区分上限値）</p> <p>トリチウムを除く $\beta \cdot \gamma$ 放射性物質の濃度 ; $3.7 \times 10^1 \text{ Bq/cm}^3$ 未満 （ただし、主な放射性物質が短半減期であって、100 時間以内に当該濃度未満になることが明らかなものを含む。）</p> <p>トリチウムの濃度 ; $3.7 \times 10^3 \text{ Bq/cm}^3$ 未満</p> <p>b. 液体廃棄物 B</p> <p>（区分上限値）</p> <p>トリチウムを除く $\beta \cdot \gamma$ 放射性物質の濃度 ; $3.7 \times 10^4 \text{ Bq/cm}^3$ 未満</p>	<p>4.3 液体廃棄物処理</p> <p>液体廃棄物は、放射性物質の濃度により区分し、配管又はタンクローリにより受入れ施設に受け入れる。受け入れた液体廃棄物は、処理施設において蒸発処理を行い、濃縮液と処理済廃液とに分離する。濃縮液は、セメントにより容器に固型化してドラム缶型廃棄物パッケージとする。廃棄物パッケージは、管理施設において管理する。処理済廃液は、処理済廃液貯槽又は排水監視設備において、放射性物質濃度が「線量告示」（第8条）の濃度限度を下回っていることを確認した後、一般排水溝へ放出する。処理済廃液貯槽及び排水監視設備においては、必要に応じて、あらかじめ希釈水を貯留し、処理済廃液を希釈する。</p> <p>4.3.1 液体廃棄物の分類</p> <p>液体廃棄物は、含まれる放射性物質の濃度、液体廃棄物の性状により、次のように分類する。</p> <p>（最大放射能濃度）</p> <p>トリチウムを除く $\beta \cdot \gamma$ 放射性物質の濃度 ; $3.7 \times 10^4 \text{ Bq/cm}^3$</p> <p>トリチウムの濃度 ; $3.7 \times 10^3 \text{ Bq/cm}^3$</p> <p>$\alpha$ 放射性物質の濃度 ; $1 \times 10^{-2} \text{ Bq/cm}^3$</p> <p>a. 液体廃棄物 A</p> <p>（区分上限値）</p> <p>トリチウムを除く $\beta \cdot \gamma$ 放射性物質の濃度 ; $3.7 \times 10^1 \text{ Bq/cm}^3$ 未満 （ただし、主な放射性物質が短半減期であって、100 時間以内に当該濃度未満になることが明らかなものを含む。）</p> <p>トリチウムの濃度 ; $3.7 \times 10^3 \text{ Bq/cm}^3$ 未満</p> <p>b. 液体廃棄物 B</p> <p>（区分上限値）</p> <p>トリチウムを除く $\beta \cdot \gamma$ 放射性物質の濃度 ; $3.7 \times 10^4 \text{ Bq/cm}^3$ 未満</p>	<p>化学処理装置の使用の停止に伴う変更</p> <p>液体廃棄物 C の削除に伴う記載の見直し</p>

変更前	変更後	備考
<p>トリチウムの濃度 ; 3.7×10^3 Bq/cm³ 未満</p> <p><u>c. 液体廃棄物 C</u> (区分上限値) <u>トリチウムの濃度 ; 3.7×10^5 Bq/cm³ 未満</u></p> <p><u>d.</u> 放出前廃液 (区分上限値) トリチウムを除く $\beta \cdot \gamma$ 放射性物質の濃度 ; 3.7×10^{-1} Bq/cm³ 未満 トリチウムの濃度 ; 3.7×10^3 Bq/cm³ 未満</p> <p>4.3.2 液体廃棄物の最大受入れ量 液体廃棄物の最大受入れ量は、以下のとおりである。 a. 液体廃棄物 A : <u>8,000m³</u>/年 b. 液体廃棄物 B : 1,400m³/年 なお、<u>液体廃棄物 C はごく少量である。また、</u>放出前廃液の量は、液体廃棄物 A に含むものとする。</p> <p>4.3.3 処理済廃液の処理能力 処理済廃液貯槽及び排水監視設備は、処理済廃液の放射性物質濃度が「線量告示」(第8条)の濃度限度を下回っていることを確認した後、一般排水溝へ放出するためのものである。処理済廃液貯槽及び排水監視設備においては、必要に応じて、あらかじめ一般排水を希釈水として貯留し、処理済廃液を希釈する。 処理済廃液貯槽及び排水監視設備の廃液の貯留量は、合わせて 700m³ である。 処理施設から発生する処理済廃液は、年間約 <u>10,000m³</u>、月間平均約 <u>840m³</u> である。これを濃度限度以下とするために必要な一般排水の量は、年間約 <u>65,000m³</u>、月間平均約 <u>6,000m³</u> である。処理済廃液の平均的な放射性物質の濃度は、区分上限値の 1/10 程度である。 処理済廃液約 <u>10,000m³</u> 及び希釈水約 <u>65,000m³</u> を一般排水溝に放出するために必要な年間稼働日数は、約 <u>220</u> 日であり、年間の稼働可能な日数に対して十分な余裕を有する。</p>	<p>トリチウムの濃度 ; 3.7×10^3 Bq/cm³ 未満</p> <p><u>c.</u> 放出前廃液 (区分上限値) トリチウムを除く $\beta \cdot \gamma$ 放射性物質の濃度 ; 3.7×10^{-1} Bq/cm³ 未満 トリチウムの濃度 ; 3.7×10^3 Bq/cm³ 未満</p> <p>4.3.2 液体廃棄物の最大受入れ量 液体廃棄物の最大受入れ量は、以下のとおりである。 a. 液体廃棄物 A : <u>4,000m³</u>/年 b. 液体廃棄物 B : 1,400m³/年 なお、放出前廃液の量は、液体廃棄物 A に含むものとする。</p> <p>4.3.3 処理済廃液の処理能力 処理済廃液貯槽及び排水監視設備は、処理済廃液の放射性物質濃度が「線量告示」(第8条)の濃度限度を下回っていることを確認した後、一般排水溝へ放出するためのものである。処理済廃液貯槽及び排水監視設備においては、必要に応じて、あらかじめ一般排水を希釈水として貯留し、処理済廃液を希釈する。 処理済廃液貯槽及び排水監視設備の廃液の貯留量は、合わせて 700m³ である。 処理施設から発生する処理済廃液は、年間約 <u>6,000m³</u>、月間平均約 <u>500m³</u> である。これを濃度限度以下とするために必要な一般排水の量は、年間約 <u>39,000m³</u>、月間平均約 <u>3,500m³</u> である。処理済廃液の平均的な放射性物質の濃度は、区分上限値の 1/10 程度である。 処理済廃液約 <u>6,000m³</u> 及び希釈水約 <u>39,000m³</u> を一般排水溝に放出するために必要な年間稼働日数は、約 <u>130</u> 日であり、年間の稼働可能な日数に対して十分な余裕を有する。</p>	<p>液体廃棄物 C の削除</p> <p>号番号の繰上げ</p> <p>化学処理装置の使用の停止に伴う変更 液体廃棄物 C の削除</p> <p>化学処理装置の使用の停止に伴う変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>一方、一般排水溝へ流入する排水は、機器冷却水、生活廃水等であり、その排水量は、およそ月間 60,000m³～100,000m³ であり、渇水期においても、月間およそ 50,000m³ が得られる。</p> <p>これらのことから、処理済廃液の処理能力は十分である。</p> <p>4.3.4 液体廃棄物処理と設備の能力</p> <p>4.3.4.1 液体廃棄物 A</p> <p>廃棄物管理施設における液体廃棄物 A の最大受入れ量は、年間 <u>8,000m³</u> である。<u>このうちの約 4,000m³ は、J M T R 原子炉施設から発生する一次冷却水で、物理的・化学的性質が一定した ²⁴Na を初期の支配核種とし、³H、⁶⁰Co 等を含むものである。その他の約 4,000m³ は、物理的・化学的性質が多様な ⁶⁰Co、⁹⁰Sr、¹³⁷Cs 等を含むものである。</u></p> <p><u>J M T R 原子炉施設から発生する一次冷却水の液体廃棄物は、廃液貯槽 I (200m³×5 基、400m³×1 基) に一時貯留する。半減期が 15 時間の ²⁴Na については、1 週間以上貯留することによりその濃度を 1/1000 以下に減衰することができる。²⁴Na を減衰させた後の液体廃棄物は、化学処理装置で処理する。化学処理装置の処理能力は、10m³/h で、除染係数は、3.7Bq/cm³ から 3.7×10⁻¹Bq/cm³ 程度の濃度の液体廃棄物に対して 10～100 程度が得られるものとする。一次冷却水の液体廃棄物の量約 4,000m³ の処理に必要な年間稼働日数は約 60 日であり、年間の稼働可能な日数に対して十分な余裕を有する。したがって、化学処理装置の処理能力は十分である。</u></p> <p><u>一方、物理的・化学的性質が多様な</u>液体廃棄物は、廃液貯槽 I に一時貯留した後、主に廃液蒸発装置 I により処理する。廃液蒸発装置 I は、処理能力 3m³/h、除染係数 10³ 以上が得られるものとする。物理的・化学的性質が多様な液体廃棄物の量約 4,000m³ の処理に必要な年間稼働日数は、約 190 日であり、年間の稼働可能な日数に対して十分な余裕を有する。したがって、廃液蒸発装置 I の処理能力は十分である。</p> <p><u>化学処理装置から発生するスラッジ (年間約 20m³) は、セメント固化装置により固型化する。</u></p> <p>廃液蒸発装置 I から発生する濃縮液 (年間約 200m³) は、後述の廃液蒸発装置 II でさらに処理する。</p> <p>4.3.4.2 液体廃棄物 B</p> <p>液体廃棄物 B の受入れ量は、定常的には年間約 230m³ であるが、その他予期しえない要因で排出されるものを考慮しても年間最大 1,400m³ である。</p> <p>液体廃棄物 B は、廃液貯槽 II (70m³×4 基) に液体廃棄物の物理的・化学的性質によって区分して一時貯留する。液体廃棄物 B は、貯槽で pH 等の調整を行った後、廃液蒸発装置 II で処理する。廃液蒸発装置 II は、処理能力 1m³/h、除染係数 10⁴ 以上が得られるものとする。</p> <p>なお、廃液蒸発装置 I からの濃縮液年間約 200m³ も廃液蒸発装置 II で処理する。</p>	<p>一方、一般排水溝へ流入する排水は、機器冷却水、生活廃水等であり、その排水量は、およそ月間 60,000m³～100,000m³ であり、渇水期においても、月間およそ 50,000m³ が得られる。</p> <p>これらのことから、処理済廃液の処理能力は十分である。</p> <p>4.3.4 液体廃棄物処理と設備の能力</p> <p>4.3.4.1 液体廃棄物 A</p> <p>廃棄物管理施設における液体廃棄物 A の最大受入れ量は、年間 4,000m³ である。</p> <p>液体廃棄物 A は、廃液貯槽 I に一時貯留した後、主に廃液蒸発装置 I により処理する。廃液蒸発装置 I は、処理能力 3m³/h、除染係数 10³ 以上が得られるものとする。物理的・化学的性質が多様な液体廃棄物の量約 4,000m³ の処理に必要な年間稼働日数は、約 190 日であり、年間の稼働可能な日数に対して十分な余裕を有する。したがって、廃液蒸発装置 I の処理能力は十分である。</p> <p>廃液蒸発装置 I から発生する濃縮液 (年間約 200m³) は、後述の廃液蒸発装置 II でさらに処理する。</p> <p>4.3.4.2 液体廃棄物 B</p> <p>液体廃棄物 B の受入れ量は、定常的には年間約 230m³ であるが、その他予期しえない要因で排出されるものを考慮しても年間最大 1,400m³ である。</p> <p>液体廃棄物 B は、廃液貯槽 II (70m³×4 基) に液体廃棄物の物理的・化学的性質によって区分して一時貯留する。液体廃棄物 B は、貯槽で pH 等の調整を行った後、廃液蒸発装置 II で処理する。廃液蒸発装置 II は、処理能力 1m³/h、除染係数 10⁴ 以上が得られるものとする。</p> <p>なお、廃液蒸発装置 I からの濃縮液年間約 200m³ も廃液蒸発装置 II で処理する。</p>	<p>化学処理装置の使用の停止に伴う変更</p> <p>化学処理装置の使用の停止に伴う削除</p> <p>化学処理装置の使用の停止に伴う変更</p> <p>化学処理装置の使用の停止に伴う削除</p>

変更前	変更後	備考
<p>最大受入れ量 1,400m³に廃液蒸発装置Ⅰからの濃縮液約 200m³を加えても、処理に必要な年間稼働日数は、約 230 日であり、年間の稼働可能な日数に対して十分な余裕を有する。したがって、廃液蒸発装置Ⅱの処理能力は十分である。</p> <p>廃液蒸発装置Ⅱから発生する濃縮液（年間約 11m³）は、セメント固化装置により固型化する。</p> <p>4.3.4.3 <u>液体廃棄物C、スラッジ及び濃縮液</u></p> <p><u>液体廃棄物Cは、化学処理装置の分析フードにおいて、セメント等の固化素材を用いて容器に固型化して廃棄物パッケージとする。</u></p> <p><u>化学処理装置から発生するスラッジ（年間約 20m³）及び</u>廃液蒸発装置Ⅱから発生する濃縮液（年間約 11m³）は、セメント固化装置により固型化して廃棄物パッケージとする。</p> <p>セメント固化装置の処理能力は、<u>スラッジについては5日で約 1m³の処理ができるものとする。また、濃縮液については1日あたり約 0.2m³の処理ができるものとする。</u>スラッジ及び濃縮液の処理に必要な年間稼働日数は、<u>約 155 日</u>であり、年間の稼働可能な日数に対して十分な余裕を有する。</p> <p>したがって、セメント固化装置の処理能力は十分である。</p> <p>4.4 固体廃棄物処理</p> <p>固体廃棄物は、含まれる放射性物質の種類及び量、容器表面の線量率により区分し、次のように取り扱う。</p> <p>固体廃棄物は、原則として発生元において発火、爆発性等の無い安全性の確認されたものを容器に収納又は梱包・密閉した後、必要に応じて運搬容器を使用し、車両にて受入れ施設に受け入れる。</p> <p>これらの固体廃棄物は、処理施設において圧縮・焼却減容等を行い、容器に封入又は固型化してドラム缶型廃棄物パッケージ又は角型鋼製廃棄物パッケージ若しくはブロック型廃棄物パッケージとする。また、α 固体廃棄物B及び保管体のうち減容が可能な可燃性及び不燃性のものは、固体廃棄物減容処理施設の減容処理設備に受け入れて、開梱、分別、切断及び解体並びに焼却処理及び熔融処理により減容する。減容された廃棄物は、α 固体処理棟の封入設備に受け入れ、ステンレス鋼製の容器に封入して保</p>	<p>最大受入れ量 1,400m³に廃液蒸発装置Ⅰからの濃縮液約 200m³を加えても、処理に必要な年間稼働日数は、約 230 日であり、年間の稼働可能な日数に対して十分な余裕を有する。したがって、廃液蒸発装置Ⅱの処理能力は十分である。</p> <p>廃液蒸発装置Ⅱから発生する濃縮液（年間約 11m³）は、セメント固化装置により固型化する。</p> <p>4.3.4.3 濃縮液</p> <p>廃液蒸発装置Ⅱから発生する濃縮液（年間約 11m³）は、セメント固化装置により固型化して廃棄物パッケージとする。</p> <p>セメント固化装置の処理能力は、濃縮液については1日あたり約 0.2m³の処理ができるものとする。濃縮液の処理に必要な年間稼働日数は、<u>約 55 日</u>であり、年間の稼働可能な日数に対して十分な余裕を有する。</p> <p>したがって、セメント固化装置の処理能力は十分である。</p> <p>4.4 固体廃棄物処理</p> <p>固体廃棄物は、含まれる放射性物質の種類及び量、容器表面の線量率により区分し、次のように取り扱う。</p> <p>固体廃棄物は、原則として発生元において発火、爆発性等の無い安全性の確認されたものを容器に収納又は梱包・密閉した後、必要に応じて運搬容器を使用し、車両にて受入れ施設に受け入れる。</p> <p>これらの固体廃棄物は、処理施設において圧縮・焼却減容等を行い、容器に封入又は固型化してドラム缶型廃棄物パッケージ又は角型鋼製廃棄物パッケージ若しくはブロック型廃棄物パッケージとする。また、α 固体廃棄物B及び保管体のうち減容が可能な可燃性及び不燃性のものは、固体廃棄物減容処理施設の減容処理設備に受け入れて、開梱、分別、切断及び解体並びに焼却処理及び熔融処理により減容する。減容された廃棄物は、α 固体処理棟の封入設備に受け入れ、ステンレス鋼製の容器に封入して保</p>	<p>化学処理装置の使用の停止に伴う削除及び液体廃棄物Cの削除</p> <p>化学処理装置の使用の停止に伴う削除及び変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>本相当)の固体集積保管場Ⅰ、保管面積約1,800m²(200リットルドラム缶換算9,310本相当、ブロック型廃棄物パッケージⅠ型1,422個、Ⅲ型1,422個)の固体集積保管場Ⅱ、保管面積約1,300m²(200リットルドラム缶換算6,000本相当)の固体集積保管場Ⅲ及び保管面積約1,600m²(200リットルドラム缶換算6,925本相当)の固体集積保管場Ⅳで構成する。</p> <p>固体集積保管場Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及びⅣを合計した最大管理能力は、200リットルドラム缶換算で約42,100本に相当する。</p> <p><u>平成25年12月</u>現在、これらの施設に200リットルドラム缶換算でブロック型廃棄物パッケージ約10,960本(ブロック型廃棄物パッケージⅠ型773個、Ⅲ型800個)、ドラム缶型廃棄物パッケージ約17,750本を保管しており、これ以降の廃棄物パッケージの平均的な発生量はブロック型廃棄物パッケージが290本/年程度(ブロック型廃棄物パッケージⅠ型約20個、Ⅲ型約20個)、ドラム缶型廃棄物パッケージが500本/年程度と推定される。</p> <p>ブロック型廃棄物パッケージ、ドラム缶型廃棄物パッケージ及び角型鋼製廃棄物パッケージは、処分するまでの間、状態を確認して、必要により補修等を行って健全性を維持する。</p> <p>また、ブロック型廃棄物パッケージの管理施設内の移動は、フォークリフトにより慎重に定置後は上段のブロック型廃棄物パッケージ上面に遮蔽に必要な数量遮蔽スラブを積載する。</p> <p>4.5.2 保管体の管理</p> <p>α固体廃棄物Bは、ステンレス鋼製の容器に封入し保管体として、α固体貯蔵施設において管理する。</p> <p>保管体は、十分な閉じ込め能力と強度を有し、また、耐食性にすぐれた材料を使用することから、α固体貯蔵施設における放射性物質の漏えいは考えられないが、サンプリング設備によって貯蔵孔内の空気又は凝縮水をモニタリングし、管理中の保管体の健全性を確認する。α固体貯</p>	<p>本相当)の固体集積保管場Ⅰ、保管面積約1,800m²(200リットルドラム缶換算9,310本相当、ブロック型廃棄物パッケージⅠ型1,422個、Ⅲ型1,422個)の固体集積保管場Ⅱ、保管面積約1,300m²(200リットルドラム缶換算6,000本相当)の固体集積保管場Ⅲ及び保管面積約1,600m²(200リットルドラム缶換算6,925本相当)の固体集積保管場Ⅳで構成する。</p> <p>固体集積保管場Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及びⅣを合計した最大管理能力は、200リットルドラム缶換算で約42,100本に相当する。</p> <p><u>令和3年10月</u>現在、これらの施設に200リットルドラム缶換算でブロック型廃棄物パッケージ約11,060本(ブロック型廃棄物パッケージⅠ型773個、Ⅲ型800個)、ドラム缶型廃棄物パッケージ約19,450本を保管しており、これ以降の廃棄物パッケージの平均的な発生量はブロック型廃棄物パッケージが290本/年程度(ブロック型廃棄物パッケージⅠ型約20個、Ⅲ型約20個)、ドラム缶型廃棄物パッケージが500本/年程度と推定される。</p> <p>ブロック型廃棄物パッケージ、ドラム缶型廃棄物パッケージ及び角型鋼製廃棄物パッケージは、処分するまでの間、状態を確認して、必要により補修等を行って健全性を維持する。</p> <p>また、ブロック型廃棄物パッケージの管理施設内の移動は、フォークリフトにより慎重に定置後は上段のブロック型廃棄物パッケージ上面に遮蔽に必要な数量遮蔽スラブを積載する。</p> <p>4.5.2 保管体の管理</p> <p>α固体廃棄物Bは、ステンレス鋼製の容器に封入し保管体として、α固体貯蔵施設において管理する。</p> <p>保管体は、十分な閉じ込め能力と強度を有し、また、耐食性にすぐれた材料を使用することから、α固体貯蔵施設における放射性物質の漏えいは考えられないが、サンプリング設備によって貯蔵孔内の空気又は凝縮水をモニタリングし、管理中の保管体の健全性を確認する。α固体貯</p>	<p>記載の見直し 記載の見直し 記載の見直し</p>

変更前	変更後	備考
<p>棄物並びに管理する廃棄物パッケージ及び保管する保管体とする。</p> <p>このうち、固体廃棄物については、速やかに処理して廃棄体とし、最終的に管理施設に貯蔵すること、管理施設が満杯となった場合は、廃棄物を一切受入れないことから、固体集積保管場Ⅰ、固体集積保管場Ⅱ、固体集積保管場Ⅲ、固体集積保管場Ⅳ及びα固体貯蔵施設を評価対象とする。また、液体廃棄物については、一部は廃棄体とならずに一般排水すること、処理の過程で処理能力の小さい設備の手前では液体廃棄物が滞留することから、廃液貯槽Ⅰ、廃液貯槽Ⅱ、廃液蒸発装置Ⅱのうち濃縮液受槽、<u>化学処理装置のうちスラッジ貯槽及びセメント固化装置のうちスラッジ槽</u>を評価対象とする。これらの線源条件を第5.3.1表に示す。</p> <p>計算は、保守側に廃棄物管理施設の着目核種のうち、ガンマ線の実効エネルギーが最も大きい⁶⁰Coのエネルギーを用いる。</p> <p>(2) 計算地点</p> <p>線量の計算は、周辺監視区域外において環境に及ぼす影響が最も大きくなる第5.3.1図に示す周辺監視区域外の地点とする。</p> <p>5.3.2 計算方法</p> <p>直接線は、点減衰核計算コード(QAD)を用いて計算する。スカイシャイン線は、スカイシャインガンマ線計算コードシステムBCG等により二次元輸送計算コード(DOT)を用いて計算する。なお、廃棄物の容器表面線量率から放射エネルギーを算出するのは点減衰核計算コード(QAD)を用いる。</p> <p>廃棄物管理施設の計算地点における実効線量の算出に当たり、収容する建家の躯体の遮蔽を考慮するとともに、管理施設の評価においては、遮蔽壁及び積載方法など廃棄体の適切な配置を考慮する。特に固体集積保管場Ⅰについては平成25年12月18日以前の配置を変更しないことを考慮する。また、液体廃棄物は主に貯槽や建物のコンクリート壁を考慮</p>	<p>棄物並びに管理する廃棄物パッケージ及び保管する保管体とする。</p> <p>このうち、固体廃棄物については、速やかに処理して廃棄体とし、最終的に管理施設に貯蔵すること、管理施設が満杯となった場合は、廃棄物を一切受入れないことから、固体集積保管場Ⅰ、固体集積保管場Ⅱ、固体集積保管場Ⅲ、固体集積保管場Ⅳ及びα固体貯蔵施設を評価対象とする。また、液体廃棄物については、一部は廃棄体とならずに一般排水すること、処理の過程で処理能力の小さい設備の手前では液体廃棄物が滞留することから、廃液貯槽Ⅰ、廃液貯槽Ⅱ、廃液蒸発装置Ⅱのうち濃縮液受槽を評価対象とする。これらの線源条件を第5.3.1表に示す。</p> <p><u>なお、化学処理装置のうちスラッジ貯槽及びセメント固化装置のうちスラッジ槽は使用を停止するが安全側に評価対象とする。</u></p> <p>計算は、保守側に廃棄物管理施設の着目核種のうち、ガンマ線の実効エネルギーが最も大きい⁶⁰Coのエネルギーを用いる。</p> <p>(2) 計算地点</p> <p>線量の計算は、周辺監視区域外において環境に及ぼす影響が最も大きくなる第5.3.1図に示す周辺監視区域外の地点とする。</p> <p>5.3.2 計算方法</p> <p>直接線は、点減衰核計算コード(QAD)を用いて計算する。スカイシャイン線は、スカイシャインガンマ線計算コードシステムBCG等により二次元輸送計算コード(DOT)を用いて計算する。なお、廃棄物の容器表面線量率から放射エネルギーを算出するのは点減衰核計算コード(QAD)を用いる。</p> <p>廃棄物管理施設の計算地点における実効線量の算出に当たり、収容する建家の躯体の遮蔽を考慮するとともに、管理施設の評価においては、遮蔽壁及び積載方法など廃棄体の適切な配置を考慮する。特に固体集積保管場Ⅰについては平成25年12月18日以前の配置を変更しないことを考慮する。また、液体廃棄物は主に貯槽や建物のコンクリート壁を考慮</p>	<p>化学処理装置及びセメント固化装置(一部)の使用の廃止に伴う記載の見直し</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>する。さらに直接線の計算では、評価地点と建家との標高差から土壌も考慮する。</p> <p>5.3.3 計算結果</p> <p>廃棄物管理施設の直接線及びスカイシャイン線からの実効線量は、第5.3.2表のとおりであり、第5.3.1図に示す周辺監視区域外において環境に及ぼす影響が大きくなる北側の地点で、約$3.4 \times 10^1 \mu\text{Sv}/\text{年}$である。</p> <p>5.4 大洗研究所の廃棄物管理施設並びに敷地を共有する原子炉施設及び核燃料物質使用施設における実効線量</p> <p>5.4.1 廃棄物管理施設の実効線量の評価</p> <p>(1) 評価方法</p> <p>気体廃棄物及び液体廃棄物中の放射性物質並びに直接線及びスカイシャイン線による実効線量を評価する。</p> <p>気体廃棄物中の放射性物質による実効線量の評価に係る放射エネルギー、気象データ及び計算条件並びに計算方法については、5.1項と同様とする。液体廃棄物中の放射性物質による実効線量に係る放射エネルギー、計算条件及び計算方法については、5.2項と同様とする。また、直接線及びスカイシャイン線による実効線量の評価に係る計算条件及び計算方法は、5.3項と同様とする。</p> <p>気体廃棄物中の放射性物質による実効線量は、廃棄物管理施設のうち放出を伴う建家からの線量を合算した線量とする。</p> <p>液体廃棄物中の放射性物質による実効線量は、5.2項と同様の方法とする。直接線及びスカイシャイン線による実効線量は、廃棄物管理施設からの線量を重畳評価し、それらの中でもっとも大きな線量を与える地点での線量とする。</p> <p>(2) 評価結果</p>	<p>する。さらに直接線の計算では、評価地点と建家との標高差から土壌も考慮する。</p> <p>5.3.3 計算結果</p> <p>廃棄物管理施設の直接線及びスカイシャイン線からの実効線量は、第5.3.2表のとおりであり、第5.3.1図に示す周辺監視区域外において環境に及ぼす影響が大きくなる北側の地点で、約$3.4 \times 10^1 \mu\text{Sv}/\text{年}$である。</p> <p>5.4 大洗研究所の廃棄物管理施設並びに敷地を共有する原子炉施設及び核燃料物質使用施設等における実効線量</p> <p>5.4.1 廃棄物管理施設の実効線量の評価</p> <p>(1) 評価方法</p> <p>気体廃棄物及び液体廃棄物中の放射性物質並びに直接線及びスカイシャイン線による実効線量を評価する。</p> <p>気体廃棄物中の放射性物質による実効線量の評価に係る放射エネルギー、気象データ及び計算条件並びに計算方法については、5.1項と同様とする。液体廃棄物中の放射性物質による実効線量に係る放射エネルギー、計算条件及び計算方法については、5.2項と同様とする。また、直接線及びスカイシャイン線による実効線量の評価に係る計算条件及び計算方法は、5.3項と同様とする。</p> <p>気体廃棄物中の放射性物質による実効線量は、廃棄物管理施設のうち放出を伴う建家からの線量を合算した線量とする。</p> <p>液体廃棄物中の放射性物質による実効線量は、5.2項と同様の方法とする。直接線及びスカイシャイン線による実効線量は、廃棄物管理施設からの線量を重畳評価し、それらの中でもっとも大きな線量を与える地点での線量とする。</p> <p>(2) 評価結果</p>	<p>記載の見直し</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>廃棄物管理施設より放出される気体廃棄物中の放射性物質による外部被ばく、地表沈着による外部被ばく、気体廃棄物中の粒子状の放射性物質による内部被ばく、液体廃棄物による内部被ばく並びに直接線及びスカイシャイン線による外部被ばくによる実効線量を第5.4.1表に示す。</p> <p>廃棄物管理施設より放出される気体廃棄物中の放射性物質による外部被ばくによる実効線量は、周辺監視区域外の最大となる地点で年間約$7.4 \times 10^{-6} \mu\text{Sv}$で、気体廃棄物中の放射性物質の地表沈着による外部被ばくの実効線量は、周辺監視区域外の最大となる地点で年間約$1.6 \mu\text{Sv}$である。また、気体廃棄物中の粒子状の放射性物質による内部被ばくの実効線量は、周辺監視区域外の最大となる地点で、年間約$1.8 \mu\text{Sv}$である。</p> <p>廃棄物管理施設より放出される液体廃棄物による内部被ばくの実効線量は、年間約$4.2 \mu\text{Sv}$である。</p> <p>廃棄物管理施設の直接線及びスカイシャイン線による外部被ばくの実効線量は年間約$3.4 \times 10^1 \mu\text{Sv}$である。</p> <p>上記の結果をすべて合算すると年間約$4.2 \times 10^1 \mu\text{Sv}$である。</p> <p>5.4.2 廃棄物管理施設と敷地を共有する原子炉施設及び核燃料物質使用施設の実効線量の評価（参考）</p> <p>(1) 原子炉施設の実効線量の評価</p> <p>廃棄物管理施設と敷地を共有する原子炉施設から放出される通常運転時における気体廃棄物及び液体廃棄物中の放射性物質による実効線量を評価する。</p> <p>これらの原子炉施設については、平成24年3月30日付け23受文科科第5940号をもって許可を受けた「独立行政法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター（北地区）原子炉設置変更許可申請書」、平成24年3月30日付け23受文科科第5939号をもって許可を受けた「独立行政法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター（南地区）原子炉設置変更</p>	<p>廃棄物管理施設より放出される気体廃棄物中の放射性物質による外部被ばく、地表沈着による外部被ばく、気体廃棄物中の粒子状の放射性物質による内部被ばく、液体廃棄物による内部被ばく並びに直接線及びスカイシャイン線による外部被ばくによる実効線量を第5.4.1表に示す。</p> <p>廃棄物管理施設より放出される気体廃棄物中の放射性物質による外部被ばくによる実効線量は、周辺監視区域外の最大となる地点で年間約$7.4 \times 10^{-6} \mu\text{Sv}$で、気体廃棄物中の放射性物質の地表沈着による外部被ばくの実効線量は、周辺監視区域外の最大となる地点で年間約$1.6 \mu\text{Sv}$である。また、気体廃棄物中の粒子状の放射性物質による内部被ばくの実効線量は、周辺監視区域外の最大となる地点で、年間約$1.8 \mu\text{Sv}$である。</p> <p>廃棄物管理施設より放出される液体廃棄物による内部被ばくの実効線量は、年間約$4.2 \mu\text{Sv}$である。</p> <p>廃棄物管理施設の直接線及びスカイシャイン線による外部被ばくの実効線量は年間約$3.4 \times 10^1 \mu\text{Sv}$である。</p> <p>上記の結果をすべて合算すると年間約$4.2 \times 10^1 \mu\text{Sv}$である。</p> <p>5.4.2 廃棄物管理施設と敷地を共有する原子炉施設及び核燃料物質使用施設<u>等</u>の実効線量の評価（参考）</p> <p>(1) 原子炉施設の実効線量の評価</p> <p>廃棄物管理施設と敷地を共有する原子炉施設から放出される通常運転時における気体廃棄物及び液体廃棄物中の放射性物質による実効線量を評価する。</p> <p>これらの原子炉施設については、平成24年3月30日付け23受文科科第5940号をもって許可を受けた「独立行政法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター（北地区）原子炉設置変更許可申請書」、平成24年3月30日付け23受文科科第5939号をもって許可を受けた「独立行政法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター（南地区）原子炉設置変更</p>	<p>記載の見直し</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>許可申請書（高速実験炉設置変更）」に記載の値を用いる。</p> <p>上記の原子炉設置変更許可申請書によれば、気体廃棄物中の放射性物質による実効線量は、各原子炉施設からの線量を重畳し、それらの中で最も大きな線量を与える地点における線量としている。</p> <p>大洗研究所（北地区）の原子炉施設からの液体廃棄物中の放射性物質による実効線量については、廃棄物管理施設のものと同様としている。大洗研究所（南地区）の液体廃棄物中の放射性物質による実効線量については、「大洗研究開発センター（南地区）原子炉施設変更許可申請書（高速実験炉設置変更）」に記載の値を用いている。</p> <p>(2) 原子炉施設の実効線量の評価結果</p> <p>原子炉施設からの気体廃棄物中の放射性希ガス等による外部被ばくの実効線量は、年間約$5.3 \mu\text{Sv}$である。</p> <p>放射性よう素による内部被ばくの実効線量は、年間約$2.1 \mu\text{Sv}$である。</p> <p>液体廃棄物による内部被ばくの実効線量は、廃棄物管理施設からの実効線量との重複（年間約$4.2 \mu\text{Sv}$）を含め年間約$5.1 \mu\text{Sv}$である。</p> <p>上記の結果を合算すると（廃棄物管理施設からの液体廃棄物による内部被ばく含む）、年間約$1.3 \times 10^1 \mu\text{Sv}$となる。</p> <p>(3) 核燃料物質使用施設の実効線量の評価</p> <p>廃棄物管理施設と敷地を共有する核燃料物質使用施設から放出される気体廃棄物、液体廃棄物中の放射性物質、直接線及びスカイシャイン線による実効線量を評価する。</p> <p>核燃料物質使用施設については、平成30年2月5日付け原規規発第1802054号をもって許可を受けた「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター（北地区）核燃料物質使用変更許可申請書」、平成29年4月6日付け原規規発第1704062号をもって許可を受けた「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター（南地区）核燃料物質使用変更許可申請書」に記載の値を用いる。</p> <p>上記の核燃料物質使用変更許可申請書によれば、気体廃棄物中の放射</p>	<p>許可申請書（高速実験炉設置変更）」に記載の値を用いる。</p> <p>上記の原子炉設置変更許可申請書によれば、気体廃棄物中の放射性物質による実効線量は、各原子炉施設からの線量を重畳し、それらの中で最も大きな線量を与える地点における線量としている。</p> <p>大洗研究所（北地区）の原子炉施設からの液体廃棄物中の放射性物質による実効線量については、廃棄物管理施設のものと同様としている。大洗研究所（南地区）の液体廃棄物中の放射性物質による実効線量については、「大洗研究開発センター（南地区）原子炉施設変更許可申請書（高速実験炉設置変更）」に記載の値を用いている。</p> <p>(2) 原子炉施設の実効線量の評価結果</p> <p>原子炉施設からの気体廃棄物中の放射性希ガス等による外部被ばくの実効線量は、年間約$5.3 \mu\text{Sv}$である。</p> <p>放射性よう素による内部被ばくの実効線量は、年間約$2.1 \mu\text{Sv}$である。</p> <p>液体廃棄物による内部被ばくの実効線量は、廃棄物管理施設からの実効線量との重複（年間約$4.2 \mu\text{Sv}$）を含め年間約$5.1 \mu\text{Sv}$である。</p> <p>上記の結果を合算すると（廃棄物管理施設からの液体廃棄物による内部被ばく含む）、年間約$1.3 \times 10^1 \mu\text{Sv}$となる。</p> <p>(3) 核燃料物質使用施設等の実効線量の評価</p> <p>廃棄物管理施設と敷地を共有する核燃料物質使用施設等から放出される気体廃棄物、液体廃棄物中の放射性物質、直接線及びスカイシャイン線による実効線量を評価する。</p> <p>核燃料物質使用施設等については、平成30年2月5日付け原規規発第1802054号をもって許可を受けた「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター（北地区）核燃料物質使用変更許可申請書」、平成29年4月6日付け原規規発第1704062号をもって許可を受けた「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター（南地区）核燃料物質使用変更許可申請書」に記載の値を用いる。</p> <p>上記の核燃料物質使用変更許可申請書によれば、気体廃棄物中の放射</p>	<p>記載の見直し</p> <p>記載の見直し</p> <p>記載の見直し</p>

変更前	変更後	備考
<p>性物質による実効線量は各核燃料物質使用施設からの線量を重畳し、それらの中で最も大きな線量を与える地点における線量としている。</p> <p>大洗研究所（北地区）の液体廃棄物中の放射性物質による実効線量は、廃棄物管理施設及び大洗研究所（北地区）の原子炉施設の評価に含めている。大洗研究所（南地区）の液体廃棄物中の放射性物質による実効線量については、「大洗研究開発センター（南地区）核燃料物質使用変更許可申請書」に記載の値を用いている。</p> <p>直接線及びスカイシャイン線による実効線量は、各核燃料物質使用施設からの線量を重畳し、それらの中で最も大きな線量を与える地点における線量とされている。</p> <p>(4) 核燃料物質使用施設の実効線量の評価結果</p> <p>核燃料物質使用施設からの気体廃棄物中の放射性希ガス等による外部被ばくの実効線量は、年間約$5.0 \times 10^{-1} \mu\text{Sv}$である。</p> <p>地表沈着による外部被ばくの実効線量は、年間約$1.3 \times 10^{-1} \mu\text{Sv}$である。</p> <p>放射性よう素及び粒子状物質等による内部被ばくの実効線量は、年間約$2.5 \mu\text{Sv}$である。</p> <p>液体廃棄物による内部被ばくの実効線量は、年間約$3.9 \mu\text{Sv}$である。</p> <p>直接線及びスカイシャイン線による外部被ばくの実効線量は、年間約$8.2 \times 10^1 \mu\text{Sv}$である。</p> <p>上記の結果をすべて合算すると年間約$8.9 \times 10^1 \mu\text{Sv}$となる。</p> <p>5.5 実効線量の評価結果</p> <p>廃棄物管理施設と敷地を共有する原子炉施設、核燃料物質使用施設による実効線量の評価結果を第 5.5.1 表に示す。</p> <p>廃棄物管理施設の気体廃棄物による外部被ばく及び内部被ばく並びに直接線及びスカイシャイン線による外部被ばくの実効線量の合計は、年間約$3.8 \times 10^1 \mu\text{Sv}$である。</p>	<p>性物質による実効線量は各核燃料物質使用施設等からの線量を重畳し、それらの中で最も大きな線量を与える地点における線量としている。</p> <p>大洗研究所（北地区）の液体廃棄物中の放射性物質による実効線量は、廃棄物管理施設及び大洗研究所（北地区）の原子炉施設の評価に含めている。大洗研究所（南地区）の液体廃棄物中の放射性物質による実効線量については、「大洗研究開発センター（南地区）核燃料物質使用変更許可申請書」に記載の値を用いている。</p> <p>直接線及びスカイシャイン線による実効線量は、各核燃料物質使用施設等からの線量を重畳し、それらの中で最も大きな線量を与える地点における線量とされている。</p> <p>(4) 核燃料物質使用施設等の実効線量の評価結果</p> <p>核燃料物質使用施設等からの気体廃棄物中の放射性希ガス等による外部被ばくの実効線量は、年間約$5.0 \times 10^{-1} \mu\text{Sv}$である。</p> <p>地表沈着による外部被ばくの実効線量は、年間約$1.3 \times 10^{-1} \mu\text{Sv}$である。</p> <p>放射性よう素及び粒子状物質等による内部被ばくの実効線量は、年間約$2.5 \mu\text{Sv}$である。</p> <p>液体廃棄物による内部被ばくの実効線量は、年間約$3.9 \mu\text{Sv}$である。</p> <p>直接線及びスカイシャイン線による外部被ばくの実効線量は、年間約$8.2 \times 10^1 \mu\text{Sv}$である。</p> <p>上記の結果をすべて合算すると年間約$8.9 \times 10^1 \mu\text{Sv}$となる。</p> <p>5.5 実効線量の評価結果</p> <p>廃棄物管理施設と敷地を共有する原子炉施設、核燃料物質使用施設等による実効線量の評価結果を第 5.5.1 表に示す。</p> <p>廃棄物管理施設の気体廃棄物による外部被ばく及び内部被ばく並びに直接線及びスカイシャイン線による外部被ばくの実効線量の合計は、年間約$3.8 \times 10^1 \mu\text{Sv}$である。</p>	<p>記載の見直し</p> <p>記載の見直し</p> <p>記載の見直し</p> <p>記載の見直し</p> <p>記載の見直し</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>廃棄物管理施設と敷地を共有する原子炉施設から放出される通常運転時における気体廃棄物の放射性希ガス等による外部被ばく、放射性よう素による内部被ばく及び液体廃棄物による内部被ばく（廃棄物管理施設の液体廃棄物による内部被ばく含む）の実効線量の合計は、年間約 $1.3 \times 10^1 \mu\text{Sv}$ である。</p> <p>廃棄物管理施設と敷地を共有する核燃料物質使用施設から放出される気体廃棄物の放射性希ガス等による外部被ばく、地表沈着による外部被ばく、放射性よう素及び粒子状物質等による内部被ばく、液体廃棄物による内部被ばく、直接線及びスカイシャイン線による外部被ばくの実効線量の合計は、年間約 $8.9 \times 10^1 \mu\text{Sv}$ である。</p> <p>大洗研究所の廃棄物管理施設並びに敷地を共有する原子炉施設及び核燃料物質使用施設から放出される放射性物質による実効線量は、上記の合計値で、年間約 $1.4 \times 10^2 \mu\text{Sv}$ である。</p>	<p>廃棄物管理施設と敷地を共有する原子炉施設から放出される通常運転時における気体廃棄物の放射性希ガス等による外部被ばく、放射性よう素による内部被ばく及び液体廃棄物による内部被ばく（廃棄物管理施設の液体廃棄物による内部被ばく含む）の実効線量の合計は、年間約 $1.3 \times 10^1 \mu\text{Sv}$ である。</p> <p>廃棄物管理施設と敷地を共有する核燃料物質使用施設等から放出される気体廃棄物の放射性希ガス等による外部被ばく、地表沈着による外部被ばく、放射性よう素及び粒子状物質等による内部被ばく、液体廃棄物による内部被ばく、直接線及びスカイシャイン線による外部被ばくの実効線量の合計は、年間約 $8.9 \times 10^1 \mu\text{Sv}$ である。</p> <p>大洗研究所の廃棄物管理施設並びに敷地を共有する原子炉施設及び核燃料物質使用施設等から放出される放射性物質による実効線量は、上記の合計値で、年間約 $1.4 \times 10^2 \mu\text{Sv}$ である。</p>	<p>記載の見直し</p> <p>記載の見直し</p>
<p>5.6 参考文献一覧</p> <p>(1) 「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」 （昭和57年1月28日 原子力安全委員会決定、平成13年3月29日 一部改訂）</p> <p>(2) 「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針」 （昭和51年9月28日 原子力委員会決定、平成13年3月29日 原子力安全委員会一部改訂）</p> <p>(3) 「発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価について」 （平成元年3月27日 原子力安全委員会了承、平成13年3月29日 一部改訂）</p> <p>(4) ICRP Publication 38: Radionuclide Transformations Energy and Intensity of Emissions</p> <p>(5) The ICRP Database of Dose Coefficients: Workers and Members of</p>	<p>5.6 参考文献一覧</p> <p>(1) 「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」 （昭和57年1月28日 原子力安全委員会決定、平成13年3月29日 一部改訂）</p> <p>(2) 「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針」 （昭和51年9月28日 原子力委員会決定、平成13年3月29日 原子力安全委員会一部改訂）</p> <p>(3) 「発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価について」 （平成元年3月27日 原子力安全委員会了承、平成13年3月29日 一部改訂）</p> <p>(4) ICRP Publication 38: Radionuclide Transformations Energy and Intensity of Emissions</p> <p>(5) The ICRP Database of Dose Coefficients: Workers and Members of</p>	

変更前				変更後				備考
第5.1.8表 気体廃棄物中の粒子状の放射性物質の吸入摂取及び経口摂取による実効線量の計算に用いる実効線量への換算係数				第5.1.8表 気体廃棄物中の粒子状の放射性物質の吸入摂取及び経口摂取による実効線量の計算に用いる実効線量への換算係数				記載の見直し
パラメータ	記号	単位	数値	パラメータ	記号	単位	数値	
実効線量への換算係数 *1 (吸入摂取)	K_{pi}	$\mu Sv/Bq$	^{60}Co ; 3.1×10^{-2} ^{90}Sr ; 1.6×10^{-1} ^{106}Ru ; 6.6×10^{-2} *2 ^{129}I ; 8.4×10^{-2} ^{137}Cs ; 3.9×10^{-2} ^{238}Pu ; 1.1×10^2 ^{239}Pu ; 1.2×10^2 *3 ^{240}Pu ; 1.2×10^2 *3 ^{241}Pu ; 2.3 *3 ^{242}Pu ; 1.1×10^2 *3 ^{241}Am ; 9.6×10^1	実効線量への換算係数 *1 (吸入摂取)	K_{pi}	$\mu Sv/Bq$	^{60}Co ; 3.1×10^{-2} ^{90}Sr ; 1.6×10^{-1} ^{106}Ru ; 6.6×10^{-2} ^{129}I ; 8.4×10^{-2} *2 ^{137}Cs ; 3.9×10^{-2} ^{238}Pu ; 1.1×10^2 ^{239}Pu ; 1.2×10^2 ^{240}Pu ; 1.2×10^2 *3 ^{241}Pu ; 2.3 *3 ^{242}Pu ; 1.1×10^2 *3 ^{241}Am ; 9.6×10^1 *3	
実効線量への換算係数 *1 (経口摂取)	K_{Ti}	$\mu Sv/Bq$	^{60}Co ; 3.4×10^{-3} ^{90}Sr ; 2.8×10^{-2} ^{106}Ru ; 7.0×10^{-3} ^{129}I ; 7.2×10^{-2} ^{137}Cs ; 1.3×10^{-2} ^{238}Pu ; 2.3×10^{-1} ^{239}Pu ; 2.5×10^{-1} *3 ^{240}Pu ; 2.5×10^{-1} *3 ^{241}Pu ; 4.8×10^{-3} *3 ^{242}Pu ; 2.4×10^{-1} *3 ^{241}Am ; 2.0×10^{-1}	実効線量への換算係数 *1 (経口摂取)	K_{Ti}	$\mu Sv/Bq$	^{60}Co ; 3.4×10^{-3} ^{90}Sr ; 2.8×10^{-2} ^{106}Ru ; 7.0×10^{-3} ^{129}I ; 7.2×10^{-2} ^{137}Cs ; 1.3×10^{-2} ^{238}Pu ; 2.3×10^{-1} ^{239}Pu ; 2.5×10^{-1} ^{240}Pu ; 2.5×10^{-1} *3 ^{241}Pu ; 4.8×10^{-3} *3 ^{242}Pu ; 2.4×10^{-1} *3 ^{241}Am ; 2.0×10^{-1} *3	
*1 : 出典 ; 「環境放射線モニタリング指針」 (平成20年3月27日 原子力安全委員会決定、平成22年4月15日 原子力安全委員会一部改訂)				*1 : 出典 ; 「環境放射線モニタリング指針」 (平成20年3月27日 原子力安全委員会決定、平成22年4月15日 原子力安全委員会一部改訂)				
*2 : 科学技術庁から日本原子力研究所への委託調査「原子力発電施設等内部被ばく評価技術調査」(平成7年度～平成11年度)により開発した内部被ばく線量評価コード(INDES)においてヨウ素の体液中から甲状腺へ達する割合を0.2として計算した値				*2 : 科学技術庁から日本原子力研究所への委託調査「原子力発電施設等内部被ばく評価技術調査」(平成7年度～平成11年度)により開発した内部被ばく線量評価コード(INDES)においてヨウ素の体液中から甲状腺へ達する割合を0.2として計算した値				
*3 : 出典 ; The ICRP Database of Dose Coefficients: Workers and Members of the Public (Version One, 1999)				*3 : 出典 ; The ICRP Database of Dose Coefficients: Workers and Members of the Public (Version One, 1999)				

変更前			変更後			備考	
第5.3.1表 廃棄物管理施設の直接線及びスカイシャイン線の計算に用いる線源条件			第5.3.1表 廃棄物管理施設の直接線及びスカイシャイン線の計算に用いる線源条件				
建 家 名	線 源		線 源		放射能量 (Bq)		
廃液処理棟	化学処理装置のうちスラッジ貯槽		化学処理装置のうちスラッジ貯槽*		2.96×10^9	記載の追加	
	廃液蒸発装置Ⅱのうち濃縮液受槽		廃液蒸発装置Ⅱのうち濃縮液受槽		4.04×10^{10}		
	セメント固化装置のうちスラッジ槽		セメント固化装置のうちスラッジ槽*		5.55×10^8	記載の追加	
廃液貯留施設Ⅰ	廃液貯槽Ⅰ	鉄筋コンクリート製貯槽(200m ³)3基	鉄筋コンクリート製貯槽(200m ³)3基	2.22×10^{10}	2.22×10^{10}		
		鉄筋コンクリート製貯槽(400m ³)1基	鉄筋コンクリート製貯槽(400m ³)1基	1.48×10^{10}	1.48×10^{10}		
		鉄筋コンクリート製貯槽(200m ³)1基(放出前廃液用)	鉄筋コンクリート製貯槽(200m ³)1基(放出前廃液用)	7.40×10^7	7.40×10^7		
		鉄筋コンクリート製貯槽(200m ³)1基(処理済廃液用)	鉄筋コンクリート製貯槽(200m ³)1基(処理済廃液用)	7.40×10^8	7.40×10^8		
廃液貯留施設Ⅱ	廃液貯槽Ⅱ	鉄筋コンクリート製貯槽(70m ³)4基	鉄筋コンクリート製貯槽(70m ³)4基	1.04×10^{13}	1.04×10^{13}		
固体集積保管場Ⅰ	ブロック型廃棄物パッケージ(容積1.8m ³)2,560 m ³		ブロック型廃棄物パッケージ(容積1.8m ³)2,560 m ³		4.15×10^{15}	4.15×10^{15}	
	ブロック型廃棄物パッケージ(容積1m ³)1,422 m ³		ブロック型廃棄物パッケージ(容積1m ³)1,422 m ³		7.34×10^{14}	7.34×10^{14}	
固体集積保管場Ⅱ	ドラム缶型廃棄物パッケージ1,862m ³		ドラム缶型廃棄物パッケージ1,862m ³		4.10×10^{12}	4.10×10^{12}	
固体集積保管場Ⅲ	ドラム缶型廃棄物パッケージ1,200m ³		ドラム缶型廃棄物パッケージ1,200m ³		5.13×10^{12}	5.13×10^{12}	
固体集積保管場Ⅳ	ドラム缶型廃棄物パッケージ667m ³		ドラム缶型廃棄物パッケージ667m ³		1.44×10^{12}	1.44×10^{12}	
α 固体貯蔵施設	398 孔 132 m ³		398 孔 132 m ³		4.42×10^{16}	4.42×10^{16}	
			* : 使用を停止するが安全側に評価を行う。			記載の追加	

変更前				変更後				備考			
第 5.5.1 表 大洗研究所の廃棄物管理施設並びに敷地を共有する原子炉施設及び核燃料物質使用施設による実効線量（参考）				第 5.5.1 表 大洗研究所の廃棄物管理施設並びに敷地を共有する原子炉施設及び核燃料物質使用施設等による実効線量（参考）				記載の見直し 記載の見直し			
被ばく経路		実効線量（ $\mu\text{Sv}/\text{年}$ ）			被ばく経路		実効線量（ $\mu\text{Sv}/\text{年}$ ）				
		廃棄物管理施設	原子炉施設	核燃料物質使用施設			廃棄物管理施設	原子炉施設	核燃料物質使用施設等	記載の見直し 記載の見直し 記載の見直し 記載の見直し 記載の見直し 記載の見直し	
気体廃棄物	放射性希ガス等による外部被ばく	7.4×10^{-6}	5.3	5.0×10^{-1}	気体廃棄物	放射性希ガス等による外部被ばく	7.4×10^{-6}	5.3	5.0×10^{-1}		
	地表沈着による外部被ばく	1.6	/	1.3×10^{-1}		気体廃棄物	地表沈着による外部被ばく	1.6	/		1.3×10^{-1}
	放射性よう素及び粒子状物質等による内部被ばく	1.8	2.1	2.5			気体廃棄物	放射性よう素及び粒子状物質等による内部被ばく	1.8		2.1
液体廃棄物による内部被ばく（注1）		4.2	5.1	3.9	液体廃棄物による内部被ばく（注1）			4.2	5.1		3.9
直接線及びスカイシャイン線による外部被ばく		3.4×10^1	/	8.2×10^1	直接線及びスカイシャイン線による外部被ばく			3.4×10^1	/		8.2×10^1
小計		4.2×10^1	1.3×10^1	8.9×10^1	小計		4.2×10^1	1.3×10^1	8.9×10^1		
合計		1.5×10^2			合計		1.5×10^2				
（注 1）：大洗研究所の廃棄物管理施設における液体廃棄物の評価は、他の原子力施設からの液体廃棄物の評価と重複している。また、大洗研究所の原子炉施設における液体廃棄物の評価は、原子炉施設（北地区）及び原子炉施設（南地区）の他、核燃料物質使用施設（北地区）を合算した値であり、大洗研究所の核燃料物質使用施設における液体廃棄物の評価は、核燃料物質使用施設（南地区）の値である。				（注 1）：大洗研究所の廃棄物管理施設における液体廃棄物の評価は、他の原子力施設からの液体廃棄物の評価と重複している。また、大洗研究所の原子炉施設における液体廃棄物の評価は、原子炉施設（北地区）及び原子炉施設（南地区）の他、核燃料物質使用施設等（北地区）を合算した値であり、大洗研究所の核燃料物質使用施設等における液体廃棄物の評価は、核燃料物質使用施設等（南地区）の値である。				記載の見直し 記載の見直し 記載の見直し			

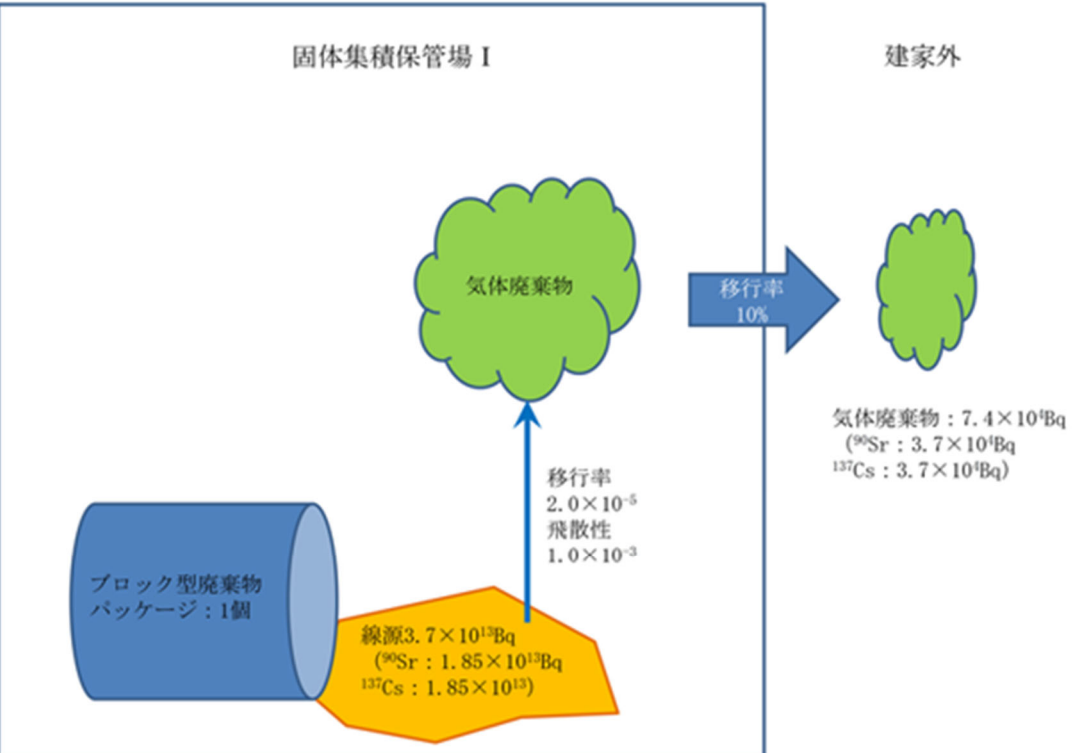
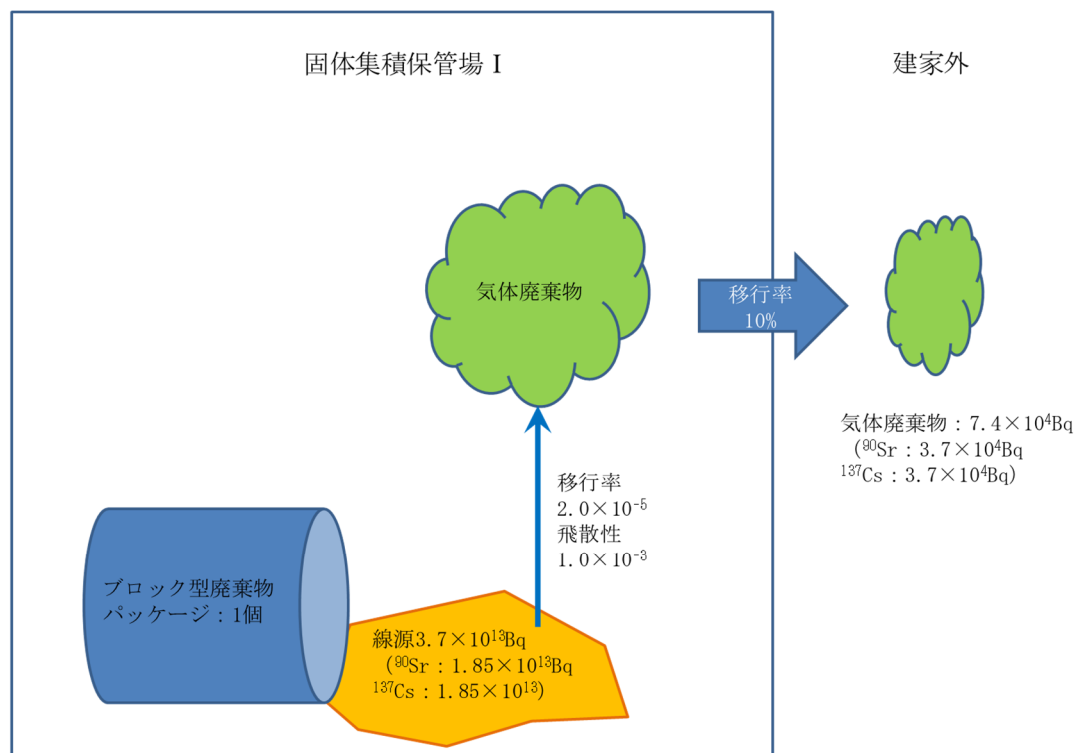
変更前	変更後	備考
<p>第1.2.1図 廃棄物管理施設の標高差説明図</p>	<p>第1.2.1図 廃棄物管理施設の標高差説明図</p> <p>注：使用を停止する。</p>	<p>有機廃液一時格納庫の使用の停止に伴う変更</p>

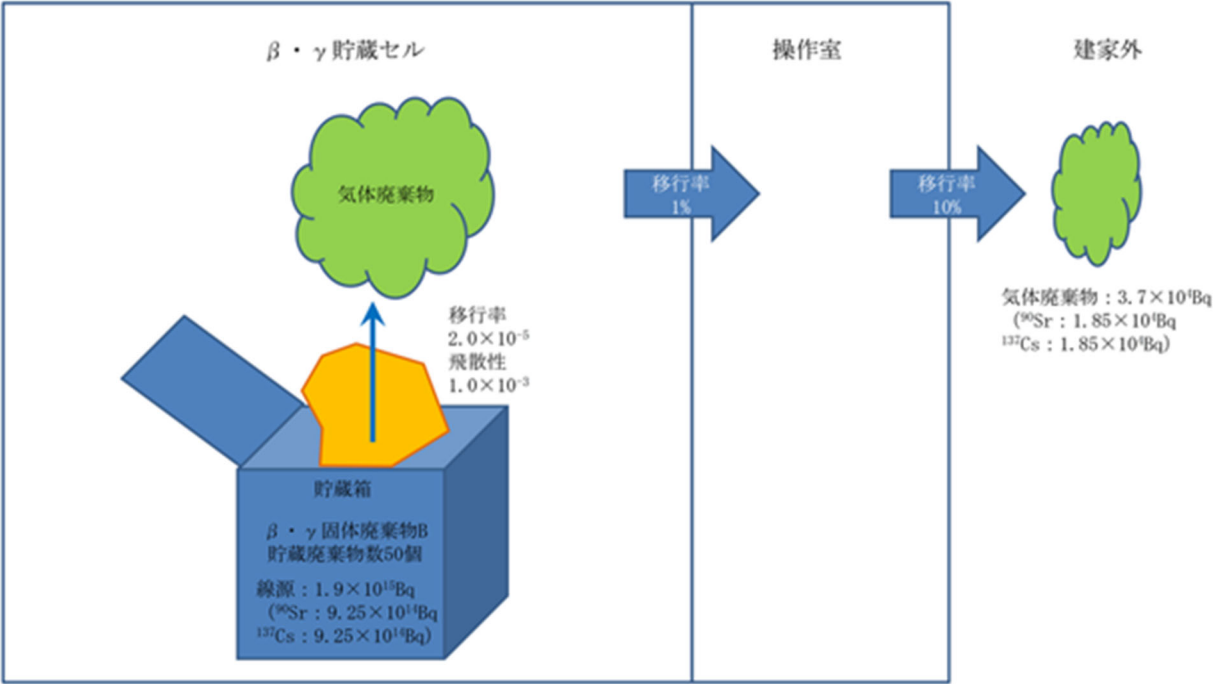
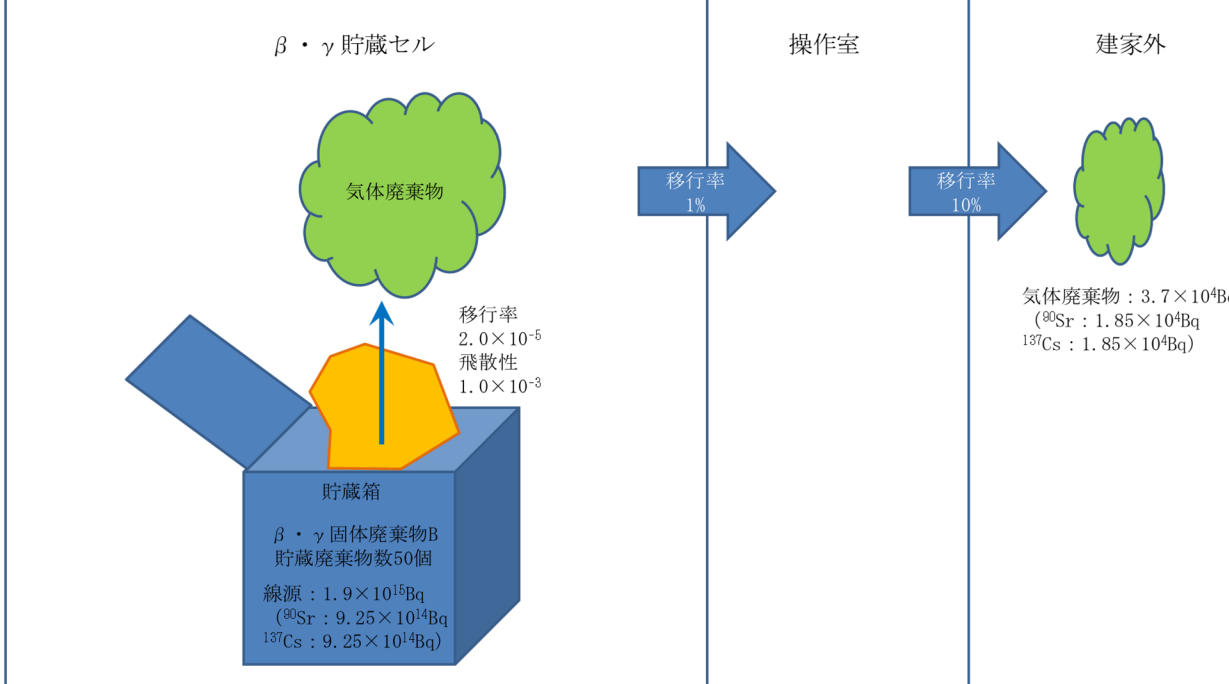
変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>1. 想定される事故に関する評価 …… 7-1</p> <p> 1.1 基本的考え方 …… 7-1</p> <p> 1.2 評価対象事故の設定 …… 7-<u>1</u></p> <p> 1.3 評価対象事故の選定（スクリーニング） …… 7-4</p> <p>2. 設計最大評価事故の解析手法 …… 7-1<u>5</u></p> <p> 2.1 閉じ込め機能喪失による一般公衆の実効線量 …… 7-1<u>5</u></p> <p>3. 設計最大評価事故の解析条件 …… 7-1<u>9</u></p> <p>4. 設計最大評価事故の評価結果 …… 7-2<u>1</u></p> <p> 4.1 解析結果 …… 7-2<u>1</u></p> <p> 4.2 設計最大評価事故の評価結果 …… 7-2<u>1</u></p> <p> 4.3 その他（地震、台風、浸水等）による事故 …… 7-2<u>2</u></p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>1. 想定される事故に関する評価 …… 7-1</p> <p> 1.1 基本的考え方 …… 7-1</p> <p> 1.2 評価対象事故の設定 …… 7-<u>2</u></p> <p> 1.3 評価対象事故の選定（スクリーニング） …… 7-4</p> <p>2. 設計最大評価事故の解析手法 …… 7-1<u>4</u></p> <p> 2.1 閉じ込め機能喪失による一般公衆の実効線量 …… 7-1<u>4</u></p> <p>3. 設計最大評価事故の解析条件 …… 7-1<u>8</u></p> <p>4. 設計最大評価事故の評価結果 …… 7-2<u>0</u></p> <p> 4.1 解析結果 …… 7-2<u>0</u></p> <p> 4.2 設計最大評価事故の評価結果 …… 7-2<u>0</u></p> <p> 4.3 その他（地震、台風、浸水等）による事故 …… 7-2<u>1</u></p>	<p>記載の見直し</p> <p>記載の繰上げ（以下、同様）</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>1. 想定される事故に関する評価</p> <p>1.1 基本的考え方</p> <p>評価対象事故の選定では、事業許可基準規則解釈に基づき、「放射性固体廃棄物等の落下等に伴う放射性物質の飛散」、「廃棄物管理施設内の火災及び爆発」及び「その他機器等の破損、故障、誤動作又は操作員の誤操作等に伴う放射性物質の外部放出等の事故」を考慮し、廃棄物管理施設の19施設において、安全設計上想定される事故について網羅的かつ効率的に抽出する。抽出の際、各施設における放射性廃棄物の取扱いの特徴を踏まえて、事故の起回事象として、「設備の故障」及び「計測制御系の異常に伴う誤作動又は作業員の誤操作」が想定されるため、廃棄物の受入、処理及び保管の各工程においてこれらの事故を考慮し、「液体廃棄物の漏出又は固体廃棄物の落下（以下「廃棄物の落下等」という。）」、「火災」及び「排気系の停止」を想定する。</p> <p>事故は建家外への放射性物質の放出が想定されるため、事故に伴い建家外へ放射性物質が放出される過程として、液体廃棄物の場合は蒸発によって空気中へ移行し建家外へ放出、固体廃棄物の場合は飛散によって空気中へ移行し建家外へ放出することを想定する。</p> <p>施設における放射性廃棄物の受入、処理、保管及び放射性廃棄物の性状（液体又は固体、含まれる核種（α核種又はβ γ核種）及び量）の観点から整理した上で、建家外への放射性物質の放出過程（空気中への放射性物質の移行率）が同一になるものを一つの分類にまとめる。</p> <p>まとめた各分類において、分類毎に内包する放射性物質量が最大の施設の事故及び飛散性が高いと想定される火災を被ばく評価のための放射性物質の建家外への放出量評価の対象とする。</p> <p>放射性物質の建家外への放出量評価を行った事故について、「廃棄物の落下等」、「火災」及び「排気系の停止」に分類し、それぞれについて、</p>	<p>1. 想定される事故に関する評価</p> <p>1.1 基本的考え方</p> <p>評価対象事故の選定では、事業許可基準規則解釈に基づき、「放射性固体廃棄物等の落下等に伴う放射性物質の飛散」、「廃棄物管理施設内の火災及び爆発」及び「その他機器等の破損、故障、誤動作又は操作員の誤操作等に伴う放射性物質の外部放出等の事故」を考慮し、廃棄物管理施設の19施設 <u>（使用を停止する有機廃液一時格納庫を含む。）</u>において、安全設計上想定される事故について網羅的かつ効率的に抽出する。抽出の際、各施設における放射性廃棄物の取扱いの特徴を踏まえて、事故の起回事象として、「設備の故障」及び「計測制御系の異常に伴う誤作動又は作業員の誤操作」が想定されるため、廃棄物の受入、処理及び保管の各工程においてこれらの事故を考慮し、「液体廃棄物の漏出又は固体廃棄物の落下（以下「廃棄物の落下等」という。）」、「火災」及び「排気系の停止」を想定する。</p> <p>事故は建家外への放射性物質の放出が想定されるため、事故に伴い建家外へ放射性物質が放出される過程として、液体廃棄物の場合は蒸発によって空気中へ移行し建家外へ放出、固体廃棄物の場合は飛散によって空気中へ移行し建家外へ放出することを想定する。</p> <p>施設における放射性廃棄物の受入、処理、保管及び放射性廃棄物の性状（液体又は固体、含まれる核種（α核種又はβ γ核種）及び量）の観点から整理した上で、建家外への放射性物質の放出過程（空気中への放射性物質の移行率）が同一になるものを一つの分類にまとめる。</p> <p>まとめた各分類において、分類毎に内包する放射性物質量が最大の施設の事故及び飛散性が高いと想定される火災を被ばく評価のための放射性物質の建家外への放出量評価の対象とする。</p> <p>放射性物質の建家外への放出量評価を行った事故について、「廃棄物の落下等」、「火災」及び「排気系の停止」に分類し、それぞれについて、</p>	<p>記載の見直し</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>放射性物質の建家外への放出量が最大の事故を評価対象事故として選定する。</p> <p>選定した評価対象事故のうち、公衆が被ばくする線量が最大となる事故を設計最大評価事故とする。</p> <p>1.2 評価対象事故の設定</p> <p>廃棄物管理施設における 19 施設を対象として、廃棄物を、液体廃棄物、$\beta \cdot \gamma$ 固体廃棄物及び α 固体廃棄物に分類し、受入、処理及び保管の各工程において想定される事故について、「設備の故障」及び「計測制御系の異常に伴う誤作動又は作業者の誤操作」の観点で、「廃棄物の落下等」、「火災」及び「排気系の停止」を抽出した。これらの想定事故の抽出では、事故により喪失する安全機能に着目した。その結果、放射線及び放射性物質を外部に放出する事故として、各施設における閉じ込め機能喪失を評価対象事故として設定した。なお、主な廃棄物管理施設の建家には閉じ込め機能を求めているため、その場合は、設備の閉じ込め機能喪失で放射性物質の放出を評価した。</p> <p>設定した評価対象事故は次の表 1 のとおりである。</p>	<p>放射性物質の建家外への放出量が最大の事故を評価対象事故として選定する。</p> <p>選定した評価対象事故のうち、公衆が被ばくする線量が最大となる事故を設計最大評価事故とする。</p> <p>1.2 評価対象事故の設定</p> <p>廃棄物管理施設における 19 施設 <u>(使用を停止する有機廃液一時格納庫を含む。)</u> を対象として、廃棄物を、液体廃棄物、$\beta \cdot \gamma$ 固体廃棄物及び α 固体廃棄物に分類し、受入、処理及び保管の各工程において想定される事故について、「設備の故障」及び「計測制御系の異常に伴う誤作動又は作業者の誤操作」の観点で、「廃棄物の落下等」、「火災」及び「排気系の停止」を抽出した。これらの想定事故の抽出では、事故により喪失する安全機能に着目した。その結果、放射線及び放射性物質を外部に放出する事故として、各施設における閉じ込め機能喪失を評価対象事故として設定した。なお、主な廃棄物管理施設の建家には閉じ込め機能を求めているため、その場合は、設備の閉じ込め機能喪失で放射性物質の放出を評価した。</p> <p>設定した評価対象事故は次の表 1 のとおりである。</p>	<p>記載の見直し</p>

変更前				変更後				備考
表 2-2 固体廃棄物の処理又は受入 (◎：火災、○：火災以外)				表 2-2 固体廃棄物の処理又は受入 (◎：火災、○：火災以外)				有機溶媒貯槽の記載を追加
① β・γ 固体廃棄物の処理を行う施設及び設備				① β・γ 固体廃棄物の処理を行う施設及び設備				
施設	設備	インベントリ比	選定	施設	設備	インベントリ比	選定	
β・γ 固体処理棟 I	β・γ 圧縮装置 I	1		β・γ 固体処理棟 I	β・γ 圧縮装置 I	1		
β・γ 固体処理棟 II	β・γ 圧縮装置 II	5		β・γ 固体処理棟 II	β・γ 圧縮装置 II	5		
β・γ 固体処理棟 III	β・γ 焼却装置	23	◎	β・γ 固体処理棟 III	β・γ 焼却装置 <u>(有機溶媒貯槽を含む。)</u>	23	◎	
β・γ 固体処理棟 IV	β・γ 封入設備	44800	○	β・γ 固体処理棟 IV	β・γ 封入設備	44800	○	
② β・γ 固体廃棄物の受入 (処理までの保管を含む) を行う施設及び設備				② β・γ 固体廃棄物の受入 (処理までの保管を含む) を行う施設及び設備				
施設	設備	インベントリ比	選定	施設	設備	インベントリ比	選定	
β・γ 一時格納庫 I	β・γ 一時格納庫 I	5		β・γ 一時格納庫 I	β・γ 一時格納庫 I	5		
β・γ 固体処理棟 II	β・γ 一時格納庫 II	1		β・γ 固体処理棟 II	β・γ 一時格納庫 II	1		
β・γ 固体処理棟 IV	β・γ 貯蔵セル	25000	○	β・γ 固体処理棟 IV	β・γ 貯蔵セル	25000	○	
③ α 固体廃棄物の処理 (焼却又は分類) を行う施設及び設備				③ α 固体廃棄物の処理 (焼却又は分類) を行う施設及び設備				
施設	設備	インベントリ比	選定	施設	設備	インベントリ比	選定	
α 固体処理棟	α ホール設備	1		α 固体処理棟	α ホール設備	1		
	α 焼却装置	2	◎		α 焼却装置	2	◎	
	α 封入設備	78200	○		α 封入設備	78200	○	

変更前	変更後	備考
 <p>図1 : 固体集積保管場 I 閉じ込め機能喪失 (廃棄物の落下) フロー図</p>	 <p>図1 固体集積保管場 I 閉じ込め機能喪失 (廃棄物の落下) フロー図</p>	<p>記載の見直し</p>

変更前	変更後	備考
 <p>図3: β・γ貯蔵セル 閉じ込め機能喪失 (排気系の停止) フロー図</p>	 <p>図3 β・γ貯蔵セル 閉じ込め機能喪失 (排気系の停止) フロー図</p>	<p>記載の見直し</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
	<p style="text-align: center;"><u>添 付 書 類 八</u></p> <p><u>変更後における廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書</u></p>	<p>法令改正に伴う追加</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
	<p><u>廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備については、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」（令和2年原子力規制委員会規則第2号）の規定に基づき策定した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書」（QS-P08）に従って、保安活動の計画、実施、評価及び改善を行う。</u></p> <p><u>廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（QS-P08）</u></p>	

変 更 前	変 更 後	備 考
	<p data-bbox="1745 695 2184 810" style="text-align: center;">廃棄物管理施設 品質マネジメント計画書</p> <p data-bbox="1733 1598 2196 1625" style="text-align: center;">国立研究開発法人日本原子力研究開発機構</p>	

変 更 前	変 更 後	備 考															
	<table border="1" data-bbox="1495 1438 2424 1642"> <thead> <tr> <th data-bbox="1495 1438 1635 1478">文書番号</th> <td data-bbox="1635 1438 1857 1478">QS-P08</td> <th data-bbox="1857 1438 2000 1478">文書名</th> <td colspan="2" data-bbox="2000 1438 2424 1478">廃棄物管理施設品質保証計画書</td> </tr> <tr> <th data-bbox="1495 1478 1857 1530">承認年月日</th> <td data-bbox="1857 1478 2000 1530">承認</td> <th data-bbox="2000 1478 2237 1530">確 認</th> <td data-bbox="2237 1478 2424 1530">作 成</td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1495 1530 1857 1642">2006年11月30日</td> <td colspan="4" data-bbox="1857 1530 2424 1642" style="text-align: center;">個人情報のため公開できません。</td> </tr> </tbody> </table>	文書番号	QS-P08	文書名	廃棄物管理施設品質保証計画書		承認年月日	承認	確 認	作 成		2006年11月30日	個人情報のため公開できません。				
文書番号	QS-P08	文書名	廃棄物管理施設品質保証計画書														
承認年月日	承認	確 認	作 成														
2006年11月30日	個人情報のため公開できません。																

変更前	変更後	備考																																																																									
	<table border="1" data-bbox="1525 317 2410 447"> <tr> <td data-bbox="1525 317 1967 359">日本原子力研究開発機構</td> <td data-bbox="1967 317 2410 359">文書番号:QS-P08</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1525 359 2410 401">文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1525 401 1822 443">制定日:2006年11月30日</td> <td data-bbox="1822 401 2119 443">改訂日:2022年3月10日</td> <td data-bbox="2119 401 2410 443">改訂番号:19</td> </tr> </table> <p data-bbox="1745 516 2190 541" style="text-align: center;">廃棄物管理施設品質マネジメント計画書</p> <p data-bbox="1923 583 2012 609" style="text-align: center;">目次</p> <table data-bbox="1501 617 2410 1675"> <tr><td>1. 目的</td><td>1</td></tr> <tr><td>2. 適用範囲</td><td>1</td></tr> <tr><td>3. 定義</td><td>1</td></tr> <tr><td>4. 品質マネジメントシステム</td><td>2</td></tr> <tr><td> 4.1 一般要求事項</td><td>2</td></tr> <tr><td> 4.2 文書化に関する要求事項</td><td>4</td></tr> <tr><td> 4.2.1 一般</td><td>4</td></tr> <tr><td> 4.2.2 品質マネジメント計画書</td><td>5</td></tr> <tr><td> 4.2.3 文書管理</td><td>5</td></tr> <tr><td> 4.2.4 記録の管理</td><td>6</td></tr> <tr><td>5. 経営者等の責任</td><td>6</td></tr> <tr><td> 5.1 経営者の関与</td><td>6</td></tr> <tr><td> 5.2 原子力の安全の重視</td><td>6</td></tr> <tr><td> 5.3 品質方針</td><td>7</td></tr> <tr><td> 5.4 計画</td><td>7</td></tr> <tr><td> 5.4.1 品質目標</td><td>7</td></tr> <tr><td> 5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</td><td>7</td></tr> <tr><td> 5.5 責任、権限及びコミュニケーション</td><td>8</td></tr> <tr><td> 5.5.1 責任及び権限</td><td>8</td></tr> <tr><td> 5.5.2 管理責任者</td><td>9</td></tr> <tr><td> 5.5.3 管理者</td><td>10</td></tr> <tr><td> 5.5.4 内部コミュニケーション</td><td>10</td></tr> <tr><td> 5.6 マネジメントレビュー</td><td>11</td></tr> <tr><td> 5.6.1 一般</td><td>11</td></tr> <tr><td> 5.6.2 マネジメントレビューへのインプット</td><td>11</td></tr> <tr><td> 5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット</td><td>12</td></tr> <tr><td>6. 資源の運用管理</td><td>12</td></tr> <tr><td> 6.1 資源の確保</td><td>12</td></tr> <tr><td> 6.2 人的資源</td><td>12</td></tr> <tr><td> 6.2.1 一般</td><td>12</td></tr> <tr><td> 6.2.2 力量、教育・訓練及び認識</td><td>12</td></tr> <tr><td> 6.3 インフラストラクチャ</td><td>13</td></tr> <tr><td> 6.4 作業環境</td><td>13</td></tr> </table> <p data-bbox="1952 1801 1982 1827" style="text-align: center;">i</p>	日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08	文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書		制定日:2006年11月30日	改訂日:2022年3月10日	改訂番号:19	1. 目的	1	2. 適用範囲	1	3. 定義	1	4. 品質マネジメントシステム	2	4.1 一般要求事項	2	4.2 文書化に関する要求事項	4	4.2.1 一般	4	4.2.2 品質マネジメント計画書	5	4.2.3 文書管理	5	4.2.4 記録の管理	6	5. 経営者等の責任	6	5.1 経営者の関与	6	5.2 原子力の安全の重視	6	5.3 品質方針	7	5.4 計画	7	5.4.1 品質目標	7	5.4.2 品質マネジメントシステムの計画	7	5.5 責任、権限及びコミュニケーション	8	5.5.1 責任及び権限	8	5.5.2 管理責任者	9	5.5.3 管理者	10	5.5.4 内部コミュニケーション	10	5.6 マネジメントレビュー	11	5.6.1 一般	11	5.6.2 マネジメントレビューへのインプット	11	5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット	12	6. 資源の運用管理	12	6.1 資源の確保	12	6.2 人的資源	12	6.2.1 一般	12	6.2.2 力量、教育・訓練及び認識	12	6.3 インフラストラクチャ	13	6.4 作業環境	13	
日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08																																																																										
文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書																																																																											
制定日:2006年11月30日	改訂日:2022年3月10日	改訂番号:19																																																																									
1. 目的	1																																																																										
2. 適用範囲	1																																																																										
3. 定義	1																																																																										
4. 品質マネジメントシステム	2																																																																										
4.1 一般要求事項	2																																																																										
4.2 文書化に関する要求事項	4																																																																										
4.2.1 一般	4																																																																										
4.2.2 品質マネジメント計画書	5																																																																										
4.2.3 文書管理	5																																																																										
4.2.4 記録の管理	6																																																																										
5. 経営者等の責任	6																																																																										
5.1 経営者の関与	6																																																																										
5.2 原子力の安全の重視	6																																																																										
5.3 品質方針	7																																																																										
5.4 計画	7																																																																										
5.4.1 品質目標	7																																																																										
5.4.2 品質マネジメントシステムの計画	7																																																																										
5.5 責任、権限及びコミュニケーション	8																																																																										
5.5.1 責任及び権限	8																																																																										
5.5.2 管理責任者	9																																																																										
5.5.3 管理者	10																																																																										
5.5.4 内部コミュニケーション	10																																																																										
5.6 マネジメントレビュー	11																																																																										
5.6.1 一般	11																																																																										
5.6.2 マネジメントレビューへのインプット	11																																																																										
5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット	12																																																																										
6. 資源の運用管理	12																																																																										
6.1 資源の確保	12																																																																										
6.2 人的資源	12																																																																										
6.2.1 一般	12																																																																										
6.2.2 力量、教育・訓練及び認識	12																																																																										
6.3 インフラストラクチャ	13																																																																										
6.4 作業環境	13																																																																										

変更前	変更後	備考									
	<table border="1" data-bbox="1516 317 2401 449"> <tr> <td data-bbox="1516 317 1955 359">日本原子力研究開発機構</td> <td colspan="2" data-bbox="1955 317 2401 359">文書番号:QS-P08</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1516 359 2401 401">文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1516 401 1813 443">制定日:2006年11月30日</td> <td data-bbox="1813 401 2110 443">改訂日:2022年3月10日</td> <td data-bbox="2110 401 2401 443">改訂番号:19</td> </tr> </table> <p data-bbox="1486 485 2407 1709"> 7. 業務の計画及び実施 13 7.1 業務の計画 13 7.2 業務・廃棄物管理施設に対する要求事項に関するプロセス 14 7.2.1 業務・廃棄物管理施設に対する要求事項の明確化 14 7.2.2 業務・廃棄物管理施設に対する要求事項のレビュー 14 7.2.3 外部とのコミュニケーション 14 7.3 設計・開発 14 7.3.1 設計・開発の計画 15 7.3.2 設計・開発へのインプット 15 7.3.3 設計・開発からのアウトプット 15 7.3.4 設計・開発のレビュー 16 7.3.5 設計・開発の検証 16 7.3.6 設計・開発の妥当性確認 16 7.3.7 設計・開発の変更管理 16 7.4 調達 17 7.4.1 調達プロセス 17 7.4.2 調達要求事項 17 7.4.3 調達製品等の検証 18 7.5 業務の実施 18 7.5.1 個別業務の管理 18 7.5.2 個別業務に関するプロセスの妥当性確認 19 7.5.3 識別管理及びトレーサビリティ 19 7.5.4 組織外の所有物 19 7.5.5 調達製品の保存 19 7.6 監視機器及び測定機器の管理 19 8. 評価及び改善 20 8.1 一般 20 8.2 監視及び測定 20 8.2.1 組織の外部の者の意見 20 8.2.2 内部監査 21 8.2.3 プロセスの監視及び測定 21 8.2.4 検査及び試験 22 8.3 不適合管理 22 8.4 データの分析及び評価 23 8.5 改善 24 8.5.1 継続的改善 24 8.5.2 是正処置等 24 8.5.3 未然防止処置 25 </p>	日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08		文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書			制定日:2006年11月30日	改訂日:2022年3月10日	改訂番号:19	
日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08										
文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書											
制定日:2006年11月30日	改訂日:2022年3月10日	改訂番号:19									
	ii										


変更前	変更後	備考							
	<table border="1" data-bbox="1519 319 2407 449"> <tr> <td data-bbox="1519 319 1961 359">日本原子力研究開発機構</td> <td data-bbox="1961 319 2407 359">文書番号:QS-P08</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1519 359 2407 405">文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1519 405 1813 449">制定日:2006年11月30日</td> <td data-bbox="1813 405 2110 449">改訂日:2022年3月10日</td> <td data-bbox="2110 405 2407 449">改訂番号:19</td> </tr> </table> <p data-bbox="1495 485 1546 510">図表</p> <p data-bbox="1495 537 2421 705"> 図 4.1 品質マネジメントシステム体系図…………… 26 図 4.2 廃棄物管理施設品質マネジメントシステムプロセス関連図…………… 27 図 5.5.1 大洗研究所廃棄物管理施設保安全管理組織図…………… 28 表 4.2.1 品質マネジメントシステム文書体系…………… 29 表 8.2.3 品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び測定…………… 30 表 8.4 品質マネジメントシステムの分析データ…………… 31 </p> <p data-bbox="1947 1803 1982 1829" style="text-align: center;">iii</p>	日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08	文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書		制定日:2006年11月30日	改訂日:2022年3月10日	改訂番号:19	
日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08								
文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書									
制定日:2006年11月30日	改訂日:2022年3月10日	改訂番号:19							

変更前	変更後	備考									
	<table border="1" data-bbox="1510 317 2398 449"> <tr> <td data-bbox="1510 317 1952 359">日本原子力研究開発機構</td> <td colspan="2" data-bbox="1952 317 2398 359">文書番号:QS-P08</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1510 359 2398 401">文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1510 401 1804 443">制定日:2006年11月30日</td> <td data-bbox="1804 401 2101 443">改訂日:2022年3月10日</td> <td data-bbox="2101 401 2398 443">改訂番号:19</td> </tr> </table> <p data-bbox="1484 485 1584 512">1. 目的</p> <p data-bbox="1484 514 2374 697">本品質マネジメント計画書は、大洗研究所（以下「研究所」という。）における廃棄物管理施設の保安活動に関して、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号）及び廃棄物管理施設保安規定に基づき、廃棄物管理施設の安全の確保・維持・向上を図るための保安活動に係る品質マネジメントシステムを構築し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的として定める。</p> <p data-bbox="1484 730 1629 758">2. 適用範囲</p> <p data-bbox="1484 760 2374 821">本品質マネジメント計画書の第4章から第8章までは、建設段階、運転段階及び廃止段階の廃棄物管理施設において実施する保安活動に適用する。</p> <p data-bbox="1484 854 1584 882">3. 定義</p> <p data-bbox="1484 884 2374 1008">本品質マネジメント計画書における用語の定義は、次の事項、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈並びに JIS Q 9000 : 2015 品質マネジメントシステム—基本及び用語に従うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1510 1010 2214 1068">(1) 保安活動 原子力施設の保安のための業務として行われる一切の活動をいう。 <li data-bbox="1510 1071 1941 1129">(2) 不適合 要求事項に適合していないことをいう。 <li data-bbox="1510 1131 2362 1222">(3) プロセス 意図した結果を生み出すための相互に関連し、又は作用する一連の活動及び手順をいう。 <li data-bbox="1510 1224 2362 1314">(4) 品質マネジメントシステム 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関し、原子力事業者等が自らの組織の管理監督を行うための仕組みをいう。 <li data-bbox="1510 1316 2362 1470">(5) 原子力の安全のためのリーダーシップ 原子力の安全を確保することの重要性を認識し、組織の品質方針及び品質目標を定めて要員がこれらを達成すること並びに組織の安全文化のあるべき姿を定めて要員が健全な安全文化を育成し、及び維持することに主体的に取り組むことができるよう先導的な役割を果たす能力をいう。 <li data-bbox="1510 1472 2362 1593">(6) 是正処置 不適合その他の事象の原因を除去し、その再発を防止するために講ずる措置をいう（「その他の事象」には、不適合には至らない劣化傾向、不整合等の保安活動又は原子力施設に悪影響を及ぼす可能性がある事象を含む。以下同じ。）。 <li data-bbox="1510 1596 2362 1686">(7) 未然防止処置 原子力施設その他の施設における不適合その他の事象から得られた知見を踏まえて、自らの組織で起こりうる不適合の発生を防止するために講ずる措置をいう。 <li data-bbox="1510 1688 2362 1747">(8) 一般産業用工業品 原子力施設の安全機能に係る機器及びその部品、構造物並びにシステム（以下「機 	日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08		文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書			制定日:2006年11月30日	改訂日:2022年3月10日	改訂番号:19	
日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08										
文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書											
制定日:2006年11月30日	改訂日:2022年3月10日	改訂番号:19									

変更前	変更後	備考							
	<table border="1" data-bbox="1522 321 2407 449"> <tr> <td>日本原子力研究開発機構</td> <td>文書番号:QS-P08</td> </tr> <tr> <td colspan="2">文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書</td> </tr> <tr> <td>制定日:2006年11月30日</td> <td>改訂日:2022年3月10日</td> <td>改訂番号:19</td> </tr> </table> <p>器等」という。)であって、専ら原子力施設において用いるために設計開発されたもの以外のものをいう。</p> <p>(9) 妥当性確認 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に関して、機器等又は保安活動を構成する個別の業務(以下「個別業務」という。)及びプロセスが実際の使用環境又は活動において要求事項に適合していることを確認することをいう。</p> <p>(10) 本部 機構の本部組織(以下「本部」という。)は、理事長、統括監査の職、安全・核セキュリティ統括本部長、安全管理部長及び契約部長をいう。</p> <p>(11) 担当理事 研究所担当理事をいう。</p> <p>(12) 所長 研究所長をいう。</p> <p>(13) 品質担当副所長 研究所の品質マネジメントを担当する副所長をいう。</p> <p>(14) 廃棄物取扱主任者 廃棄物管理施設の廃棄物取扱主任者をいう。</p> <p>(15) センター長 環境技術開発センター長をいう。</p> <p>(16) 部長 研究所に属する廃棄物管理施設に関わる部長及び原子力施設検査室長をいう。</p> <p>(17) 課長 研究所の廃棄物管理施設に関わる室長及び課長をいう。</p> <p>(18) 従業員等 職員等(役員、職員、嘱託(非常勤を除く。)、常勤職員、常用員、臨時用員等の日本原子力研究開発機構(以下「機構」という。)と雇用関係にある者並びに外来研究員、協力研究員及び客員研究員)及び機構との契約に基づき研究所内に常駐して業務を行っている者をいう。</p> <p>(19) 建設段階 新設建家の建設、附帯設備の工事、設備機器の設計、製作、それらの検査、試運転、許認可等の業務を実施している段階をいう。</p> <p>(20) 運転段階 廃棄物管理施設において廃棄物管理を実施している段階をいう。</p> <p>(21) 廃止措置段階 廃棄物管理施設における廃止措置を実施している段階をいう。</p> <p>4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (1) 保安に係る各組織は、本品質マネジメント計画書に従い、保安活動に係る品質マネジメントシステムを構築し、文書化し、実施し、維持するとともに、その有効性を評価し、継続的に改善する。</p> <p style="text-align: center;">2</p>	日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08	文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書		制定日:2006年11月30日	改訂日:2022年3月10日	改訂番号:19	
日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08								
文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書									
制定日:2006年11月30日	改訂日:2022年3月10日	改訂番号:19							

変更前	変更後	備考									
	<table border="1" data-bbox="1519 319 2407 449"> <tr> <td data-bbox="1519 319 1961 359">日本原子力研究開発機構</td> <td colspan="2" data-bbox="1961 319 2407 359">文書番号:QS-P08</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1519 359 2407 399">文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1519 399 1813 449">制定日:2006年11月30日</td> <td data-bbox="1813 399 2110 449">改訂日:2022年3月10日</td> <td data-bbox="2110 399 2407 449">改訂番号:19</td> </tr> </table> <p data-bbox="1519 489 2377 575">(2) 保安に係る各組織は、保安活動の重要度に応じて品質マネジメントシステムを構築し、運用する。その際、次の事項を考慮し、品質マネジメントシステムの要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1546 579 2323 606">(a) 廃棄物管理施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度 <li data-bbox="1546 611 2377 667">(b) 廃棄物管理施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ <li data-bbox="1546 672 2377 728">(c) 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行された場合に起こり得る影響 <p data-bbox="1519 732 2377 789">(3) 保安に係る各組織は、業務・廃棄物管理施設に適用される関係法令及び規制要求事項を明確にし、品質マネジメントシステムに必要な文書に反映する。</p> <p data-bbox="1519 793 2377 884">(4) 保安に係る各組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの組織への適用を明確にする。また、保安活動の各プロセスにおいて次の事項を実施する。</p> <p data-bbox="1546 888 2377 945">図 4.1 に基本プロセスと各組織への適用に関する「品質マネジメントシステム体系図」を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1546 949 2377 1005">(a) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にする。 <li data-bbox="1546 1010 2377 1066">(b) これらのプロセスの順序及び相互関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を明確にする。 <p data-bbox="1546 1071 2377 1127">図 4.2 に本品質マネジメント計画書の「品質マネジメントシステムプロセス関連図」を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1546 1131 2377 1285">(c) これらのプロセスの運用及び管理のいずれもが効果的であることを確実にするために、必要な保安活動の状況を示す指標（該当する安全実績指標を含む。以下「保安活動指標」という。）並びに判断基準及び方法を明確にする（「5.4.1 品質目標」、「7.1 業務の計画」、「8.2.3 プロセスの監視及び測定」、「8.2.4 検査及び試験」参照）。 <li data-bbox="1546 1289 2377 1379">(d) これらのプロセスの運用並びに監視及び測定に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する（責任及び権限の明確化を含む。）（「8.2.3 プロセスの監視及び測定」参照）。 <li data-bbox="1546 1383 2377 1440">(e) これらのプロセスの運用状況を監視及び測定し、分析する。ただし、監視及び測定することが困難な場合は、この限りでない。 <li data-bbox="1546 1444 2377 1501">(f) これらのプロセスについて、「7.1 業務の計画」どおりの結果を得るため、かつ、有効性を維持するために必要な処置（プロセスの変更を含む。）を行う。 <li data-bbox="1546 1505 2377 1562">(g) これらのプロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合のとれたものにする。 <li data-bbox="1546 1566 2377 1719">(h) 意思決定のプロセスにおいて対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるように適切に解決する。これにはセキュリティ対策と原子力の安全に係る対策とが互いに与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む（「7.2.2 業務・廃棄物管理施設に対する要求事項のレビュー」、「7.5.2 個別業務に関するプロセスの妥当性確認」参照）。 <li data-bbox="1546 1724 2368 1751">(i) 健全な安全文化を育成し、維持するための取組を実施する。これは、技術的、 	日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08		文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書			制定日:2006年11月30日	改訂日:2022年3月10日	改訂番号:19	
日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08										
文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書											
制定日:2006年11月30日	改訂日:2022年3月10日	改訂番号:19									

変更前	変更後	備考							
	<table border="1" data-bbox="1525 306 2410 436"> <tr> <td data-bbox="1525 306 1964 344">日本原子力研究開発機構</td> <td data-bbox="1964 306 2410 344">文書番号:QS-P08</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1525 344 2410 390">文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1525 390 1822 436">制定日:2006年11月30日</td> <td data-bbox="1822 390 2119 436">改訂日:2022年3月10日</td> <td data-bbox="2119 390 2410 436">改訂番号:19</td> </tr> </table> <p data-bbox="1584 474 2374 533">人的及び組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指していることをいう。</p> <ul data-bbox="1614 537 2404 982" style="list-style-type: none"> ・原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。 ・風通しの良い組織文化が形成されている。 ・要員が、自らが行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。 ・全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。 ・要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。 ・原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。 ・安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。 ・原子力の安全には、セキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。 <p data-bbox="1525 995 2386 1079">(5) 保安に係る各組織は、業務・廃棄物管理施設に係る要求事項への適合に影響を与える保安活動のプロセスを外部委託する場合には、当該プロセスの管理の方式及び程度を「7.4 調達」に従って明確にし、管理する。</p> <p data-bbox="1525 1087 2386 1146">(6) 保安に係る各組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う（「6. 資源の運用管理」参照）。</p> <p data-bbox="1495 1180 1810 1205">4.2 文書化に関する要求事項</p> <p data-bbox="1495 1213 1632 1239">4.2.1 一般</p> <p data-bbox="1495 1247 2386 1331">理事長、安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、品質マネジメントシステムに関する文書について、保安活動の重要度に応じて作成し、次の文書体系の下に管理する。</p> <p data-bbox="1525 1339 2374 1365">また、表 4.2.1 に廃棄物管理施設に係る品質マネジメントシステム文書体系を示す。</p> <ol data-bbox="1525 1373 2386 1608" style="list-style-type: none"> (1) 品質方針及び品質目標 (2) 一次文書 本品質マネジメント計画書 (3) 二次文書 この計画書が要求する手順及び組織が必要と判断した規則等の文書及び記録 (4) 三次文書 組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、二次文書以外に組織が必要と判断した指示書、図面等を含む文書及び記録 <p data-bbox="1941 1793 1970 1818">4</p>	日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08	文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書		制定日:2006年11月30日	改訂日:2022年3月10日	改訂番号:19	
日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08								
文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書									
制定日:2006年11月30日	改訂日:2022年3月10日	改訂番号:19							

変更前	変更後	備考							
	<table border="1" data-bbox="1516 306 2407 436"> <tr> <td>日本原子力研究開発機構</td> <td>文書番号: QS-P08</td> </tr> <tr> <td colspan="2">文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書</td> </tr> <tr> <td>制定日: 2006年11月30日</td> <td>改訂日: 2022年3月10日</td> <td>改訂番号: 19</td> </tr> </table>  <p data-bbox="1745 762 2131 789">品質マネジメントシステム文書体系図</p> <p data-bbox="1495 831 1822 856">4.2.2 品質マネジメント計画書</p> <p data-bbox="1495 863 2368 919">理事長は、次の事項を含む本品品質マネジメント計画書を策定し、必要に応じ見直し、維持する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 品質マネジメントシステムの適用範囲（適用組織を含む。） (b) 保安活動の計画、実施、評価、改善に関する事項 (c) 品質マネジメントシステムのために作成した文書の参照情報 (d) 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係 <p data-bbox="1495 1079 1665 1104">4.2.3 文書管理</p> <p>(1) 安全管理部長、契約部長、統括監査の職、所長、部長及び課長は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を管理し、次の事項を含め、不適切な使用又は変更を防止する。ただし、記録となる文書は、「4.2.4 記録の管理」に規定する要求事項に従って管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 文書の組織外への流出等の防止 (b) 品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持 <p>(2) 安全管理部長は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は大洗研究所の「大洗研究所文書及び記録の管理要領」を定め、研究所の部長は、各部の文書及び記録の管理要領を定める。これらの管理要領には、次に掲げる業務に必要な管理の手順を規定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 発行前に、適切かどうかの観点から文書の妥当性をレビューし、承認する。 (b) 文書は定期的に改訂の必要性についてレビューする。また、改訂する場合は、文書作成時と同様の手続で承認する。 (c) 文書の妥当性のレビュー及び見直しを行う場合は、対象となる実施部門の要員を参加させる。 (d) 文書の変更内容の識別及び最新の改訂版の識別を確実にする。 (e) 該当する文書の最新の改訂版又は適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。 (f) 文書は、読みやすかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。 (g) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外 <p data-bbox="1932 1793 1961 1818">5</p>	日本原子力研究開発機構	文書番号: QS-P08	文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書		制定日: 2006年11月30日	改訂日: 2022年3月10日	改訂番号: 19	
日本原子力研究開発機構	文書番号: QS-P08								
文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書									
制定日: 2006年11月30日	改訂日: 2022年3月10日	改訂番号: 19							

変更前	変更後	備考							
	<table border="1" data-bbox="1528 296 2410 424"> <tr> <td data-bbox="1528 296 1964 331">日本原子力研究開発機構</td> <td data-bbox="1964 296 2410 331">文書番号:QS-P08</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1528 331 2410 373">文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1528 373 1822 415">制定日:2006年11月30日</td> <td data-bbox="1822 373 2116 415">改訂日:2022年3月10日</td> <td data-bbox="2116 373 2410 415">改訂番号:19</td> </tr> </table> <p data-bbox="1584 464 2318 485">部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。</p> <p data-bbox="1555 495 2386 548">(h) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切に識別し、管理する。</p> <p data-bbox="1555 558 2386 611">(i) 文書の改訂時等の必要な時に文書作成時に使用した根拠等が確認できるようにする。</p> <p data-bbox="1501 653 1694 674">4.2.4 記録の管理</p> <p data-bbox="1531 684 2386 768">(1) 安全管理部長、契約部長、統括監査の職、所長、部長及び課長は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。</p> <p data-bbox="1531 779 2386 863">(2) 安全管理部長は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、大洗研究所の「大洗研究所文書及び記録の管理要領」を定め、部長は、各部の文書及び記録の管理要領を定め、次に掲げる管理の手順を規定する。</p> <p data-bbox="1555 873 2386 926">(a) 記録の識別、保管、保護、検索の手順、保管期間及び廃棄に関する管理を行う。</p> <p data-bbox="1555 936 2199 957">(b) 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。</p> <p data-bbox="1501 989 1694 1010">5. 経営者等の責任</p> <p data-bbox="1501 1020 1694 1041">5.1 経営者の関与</p> <p data-bbox="1501 1052 2386 1136">理事長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムの構築、実施及びその有効性を継続的に改善していることを実証するために、次の事項を行う。</p> <p data-bbox="1531 1146 2386 1482"> <ul style="list-style-type: none"> (1) 品質方針を設定する（「5.3 品質方針」参照）。 (2) 品質目標が設定されていることを確実にする（「5.4.1 品質目標」参照）。 (3) 要員が、健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整える。 (4) マネジメントレビューを実施する（「5.6 マネジメントレビュー」参照）。 (5) 資源が使用できることを確実にする（「6. 資源の運用管理」参照）。 (6) 関係法令・規制要求事項を遵守すること及び原子力の安全を確保することの重要性を、組織内に周知する。 (7) 保安活動に関して、担当する業務について理解し、遂行する責任を持つことを要員に認識させる。 (8) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。 </p> <p data-bbox="1501 1514 1768 1535">5.2 原子力の安全の重視</p> <p data-bbox="1501 1545 2386 1661">理事長は、原子力の安全の確保を最優先に位置付け、組織の意思決定の際には、業務・廃棄物管理施設に対する要求事項（「7.2.1 業務・廃棄物管理施設に対する要求事項の明確化」及び「8.2.1 組織の外部の者の意見」参照）に適合し、かつ、原子力の安全がその他の事由によって損なわれないようにすることを確実にする。</p>	日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08	文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書		制定日:2006年11月30日	改訂日:2022年3月10日	改訂番号:19	
日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08								
文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書									
制定日:2006年11月30日	改訂日:2022年3月10日	改訂番号:19							

変更前	変更後	備考							
	<table border="1" data-bbox="1525 302 2410 432"> <tr> <td data-bbox="1525 302 1964 340">日本原子力研究開発機構</td> <td data-bbox="1964 302 2410 340">文書番号:QS-P08</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1525 340 2410 386">文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1525 386 1822 424">制定日:2006年11月30日</td> <td data-bbox="1822 386 2119 424">改訂日:2022年3月10日</td> <td data-bbox="2119 386 2410 424">改訂番号:19</td> </tr> </table> <p data-bbox="1495 470 1656 495">5.3 品質方針</p> <p data-bbox="1495 499 2398 651">理事長は、次に掲げる事項を満たす「原子力安全に係る品質方針」を設定する。これには、安全文化を育成し維持することに関するもの（技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。）及び施設管理に関する方針を含む。</p> <ol data-bbox="1525 655 2398 840" style="list-style-type: none"> (1) 組織の目的及び状況に対して適切である。 (2) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対して責任を持って関与することを含む。 (3) 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。 (4) 組織全体に伝達され、理解される。 (5) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に責任を持って関与することを含む。 <p data-bbox="1495 869 1608 894">5.4 計画</p> <p data-bbox="1495 898 1673 924">5.4.1 品質目標</p> <ol data-bbox="1525 928 2398 1331" style="list-style-type: none"> (1) 理事長は、安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長に、毎年度、品質目標（業務・廃棄物管理施設に対する要求事項を満たすために必要な目標（「7.1 業務の計画」(4) (b) 参照）を含む。）が設定されていることを確実にする。 また、保安活動の重要度に応じて、次の事項を含む品質目標を達成するための計画（「7.1 業務の計画」(4) 参照）が作成されることを確実にする。 <ol data-bbox="1555 1117 1816 1268" style="list-style-type: none"> (a) 実施事項 (b) 必要な資源 (c) 責任者 (d) 実施事項の完了時期 (e) 結果の評価方法 (2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針と整合がとれていることを確実にする。 <p data-bbox="1495 1360 1923 1386">5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</p> <ol data-bbox="1525 1390 2398 1730" style="list-style-type: none"> (1) 理事長は、「4.1 一般要求事項」に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持について、本品質マネジメント計画書を策定する。 (2) 理事長は、プロセス、組織等の変更を含む品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、管理責任者を通じて、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れていることをレビューすることにより確実にする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次の事項を適切に考慮する。 <ol data-bbox="1555 1608 2398 1730" style="list-style-type: none"> (a) 変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。） (b) 品質マネジメントシステムの有効性の維持 (c) 資源の利用可能性 <p data-bbox="1941 1789 1964 1814" style="text-align: center;">7</p>	日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08	文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書		制定日:2006年11月30日	改訂日:2022年3月10日	改訂番号:19	
日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08								
文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書									
制定日:2006年11月30日	改訂日:2022年3月10日	改訂番号:19							

変更前	変更後	備考									
	<table border="1" data-bbox="1516 306 2401 436"> <tr> <td data-bbox="1516 306 1955 344">日本原子力研究開発機構</td> <td colspan="2" data-bbox="1955 306 2401 344">文書番号:QS-P08</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1516 344 2401 390">文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1516 390 1807 436">制定日:2006年11月30日</td> <td data-bbox="1807 390 2098 436">改訂日:2022年3月10日</td> <td data-bbox="2098 390 2401 436">改訂番号:19</td> </tr> </table> <p data-bbox="1516 474 1822 499">(d) 責任及び権限の割当て</p> <p data-bbox="1486 537 1911 562">5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p data-bbox="1486 569 1709 594">5.5.1 責任及び権限</p> <p data-bbox="1486 600 2377 716">理事長は、廃棄物管理施設保安規定に定める保安管理体制に基づき、保安に係る組織を図5.5.1大洗研究所廃棄物管理施設保安管理組織図に、各組織の責任と権限を次のとおり定め、各組織を通じて全体に周知し、保安活動に関係する要員が理解することを確実にする。</p> <p data-bbox="1486 722 2377 810">また、保安活動に係る業務のプロセスに関する手順となる文書（「4.2.1一般」参照）を定めさせ、保安に係る各組織の要員が自らの職務の範囲において、その保安活動の内容について説明する責任を持って業務を遂行するようにする。</p> <p data-bbox="1516 816 1644 842">(1) 理事長</p> <p data-bbox="1546 848 2125 873">理事長は、廃棄物管理施設の保安に係る業務を総理する。</p> <p data-bbox="1516 879 1709 905">(2) 統括監査の職</p> <p data-bbox="1516 911 2377 961">統括監査の職は、廃棄物管理施設の品質マネジメント活動に関する内部監査に係る業務を行う。</p> <p data-bbox="1516 968 1688 993">(3) 管理責任者</p> <p data-bbox="1516 999 2377 1150">管理責任者は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部（監査プロセスを除く。）においては安全・核セキュリティ統括本部担当理事、研究所においては大洗研究所担当理事（以下「研究所担当理事」という。）とする。各管理責任者は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを管理し、維持すること等を確実にする責任と権限を有する（「5.5.2管理責任者」参照）。</p> <p data-bbox="1516 1157 1911 1182">(4) 安全・核セキュリティ統括本部長</p> <p data-bbox="1516 1188 2377 1276">安全・核セキュリティ統括本部長は、理事長を補佐し、安全管理部長が行う本部としての指導、支援活動及び機構内の総合調整を統理する。また、保安上必要な場合は、理事長への意見具申及び理事長指示に基づく必要な措置を講ずる。</p> <p data-bbox="1516 1283 1709 1308">(5) 安全管理部長</p> <p data-bbox="1516 1314 2377 1402">安全管理部長は、廃棄物管理施設における品質マネジメント活動に関して行う指導、支援及び機構内の総合調整の業務、本部の品質マネジメント活動に係る業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の庶務に関する業務を行う。</p> <p data-bbox="1516 1409 1665 1434">(6) 契約部長</p> <p data-bbox="1546 1440 2332 1465">契約部長は、廃棄物管理施設の調達管理に関する本部契約に係る業務を行う。</p> <p data-bbox="1516 1472 1733 1497">(7) 研究所担当理事</p> <p data-bbox="1516 1503 2377 1549">研究所担当理事は、理事長を補佐し、廃棄物管理施設の保安に係る業務を統理する。</p> <p data-bbox="1516 1556 1620 1581">(8) 所長</p> <p data-bbox="1546 1587 2095 1612">所長は、廃棄物管理施設の保安に係る業務を統括する。</p> <p data-bbox="1516 1619 1733 1644">(9) 品質担当副所長</p> <p data-bbox="1516 1650 2377 1701">品質担当副所長は、廃棄物管理施設品質マネジメント計画に基づく活動を推進する。</p> <p data-bbox="1516 1707 1768 1732">(10) 廃棄物取扱主任者</p> <p data-bbox="1932 1797 1961 1822">8</p>	日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08		文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書			制定日:2006年11月30日	改訂日:2022年3月10日	改訂番号:19	
日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08										
文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書											
制定日:2006年11月30日	改訂日:2022年3月10日	改訂番号:19									

変更前	変更後	備考									
	<table border="1" data-bbox="1522 296 2407 426"> <tr> <td data-bbox="1522 296 1961 331">日本原子力研究開発機構</td> <td colspan="2" data-bbox="1961 296 2407 331">文書番号:QS-P08</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1522 331 2407 373">文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1522 373 1813 415">制定日:2006年11月30日</td> <td data-bbox="1813 373 2110 415">改訂日:2022年3月10日</td> <td data-bbox="2110 373 2407 415">改訂番号:19</td> </tr> </table> <p data-bbox="1552 464 2041 489">廃棄物管理施設の操作に係る保安の監督を行う。</p> <p data-bbox="1522 495 1703 520">(11) センター長</p> <p data-bbox="1522 527 2383 611">所長が行う廃棄物管理施設に係る保安に関する業務の統括を補佐するとともに、廃棄物管理施設に係る環境保全部長の行う年間処理計画、修理及び改造計画に係る業務を統括する。</p> <p data-bbox="1522 617 1635 642">(12) 部長</p> <p data-bbox="1552 648 2338 674">所掌する部署における品質マネジメント活動を統括するとともに、推進する。</p> <p data-bbox="1522 680 1635 705">(13) 課長</p> <p data-bbox="1552 711 2131 737">所掌する室及び課における品質マネジメント活動を行う。</p> <p data-bbox="1522 743 1902 768">(14) 中央安全審査・品質保証委員会</p> <p data-bbox="1522 774 2383 829">次の活動に必要な管理を規定するために安全管理部長は、「中央安全審査・品質保証委員会の運営について」を定める。</p> <p data-bbox="1552 835 2383 890">(a) 中央安全審査・品質保証委員会は、理事長の諮問に応じ、品質保証活動の基本事項等について審議し、答申する。</p> <p data-bbox="1522 896 1881 921">(15) 原子炉施設等安全審査委員会</p> <p data-bbox="1522 928 2383 982">次の活動に必要な管理を規定するために所長は、「原子炉施設等安全審査委員会規則」を定める。</p> <p data-bbox="1552 989 2383 1043">(a) 原子炉施設等安全審査委員会は、所長からの諮問に応じ、廃棄物管理施設の安全性の評価、設計内容等の妥当性を審議し、答申する。</p> <p data-bbox="1522 1050 1792 1075">(16) 品質保証推進委員会</p> <p data-bbox="1522 1081 2383 1136">次の活動に必要な管理を規定するために所長は、「品質保証推進委員会規則」を定める。</p> <p data-bbox="1552 1142 2383 1226">(a) 品質保証推進委員会は、研究所における品質マネジメント活動の推進、安全文化の育成及び維持並びに法令等の遵守活動並びに所長からの諮問事項について審議する。</p> <p data-bbox="1522 1232 1813 1257">(17) 品質保証技術検討会等</p> <p data-bbox="1522 1264 2383 1381">環境保全部、保安管理部及び放射線管理部に品質保証技術検討会及び管理部に品質保証推進委員会（以下、これらの会議体を「品質保証技術検討会等」という。）を置く。品質保証技術検討会等は、それぞれの運営要領又は規約に従い審議・検討等を行う。</p> <p data-bbox="1492 1419 1694 1444">5.5.2 管理責任者</p> <p data-bbox="1492 1451 2383 1505">管理責任者は、与えられている他の責任と関わりなく、それぞれの領域において次に示す責任及び権限をもつ。</p> <p data-bbox="1522 1512 2383 1724"> <ol style="list-style-type: none"> (1) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。 (2) 品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、理事長に報告する。 (3) 組織全体にわたって、安全文化を育成し、維持することにより、原子力の安全を確保するための認識を高めることを確実にする。 (4) 関係法令を遵守する。 </p> <p data-bbox="1938 1782 1961 1808" style="text-align: center;">9</p>	日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08		文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書			制定日:2006年11月30日	改訂日:2022年3月10日	改訂番号:19	
日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08										
文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書											
制定日:2006年11月30日	改訂日:2022年3月10日	改訂番号:19									

変更前	変更後	備考									
	<table border="1" data-bbox="1507 300 2395 430"> <tr> <td data-bbox="1507 300 1952 338">日本原子力研究開発機構</td> <td colspan="2" data-bbox="1952 300 2395 338">文書番号:QS-P08</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1507 338 2395 384">文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1507 384 1804 430">制定日:2006年11月30日</td> <td data-bbox="1804 384 2101 430">改訂日:2022年3月10日</td> <td data-bbox="2101 384 2395 430">改訂番号:19</td> </tr> </table> <p data-bbox="1478 499 1635 525">5.5.3 管理者</p> <p data-bbox="1507 531 2374 590">(1) 理事長は、「5.5.1 責任及び権限」に定める管理者に、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。</p> <p data-bbox="1537 594 2374 646">(a) 業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。</p> <p data-bbox="1537 653 2374 709">(b) 業務に従事する要員の、業務・廃棄物管理施設に対する要求事項についての認識を高める。</p> <p data-bbox="1537 716 2374 772">(c) 成果を含む業務の実施状況について評価する（「5.4.1 品質目標」及び「8.2.3 プロセスの監視及び測定」参照）。</p> <p data-bbox="1537 779 2125 804">(d) 健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。</p> <p data-bbox="1537 810 1804 835">(e) 関係法令を遵守する。</p> <p data-bbox="1507 842 2374 898">(2) 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p data-bbox="1537 905 2374 961">(a) 品質目標（「5.4.1 品質目標」参照）を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。</p> <p data-bbox="1537 968 2374 1024">(b) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにする。</p> <p data-bbox="1537 1031 2374 1087">(c) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。</p> <p data-bbox="1537 1094 2374 1150">(d) 要員に、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を定着させるとともに、要員が、積極的に廃棄物管理施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。</p> <p data-bbox="1537 1157 2234 1182">(e) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにする。</p> <p data-bbox="1507 1188 2374 1272">(3) 管理者は、品質マネジメントシステムの有効性を評価し、新たに取り組むべき改善の機会を捉えるため、年1回以上（年度末及び必要に応じて）、自己評価（安全文化について強化すべき分野等に係るものを含む。）を実施する。</p> <p data-bbox="1478 1304 1813 1329">5.5.4 内部コミュニケーション</p> <p data-bbox="1507 1335 2374 1518">(1) 理事長は、組織内のコミュニケーションが適切に行われることを確実にするため、機構に中央安全審査・品質保証委員会を置くとともに、安全・核セキュリティ統括本部長、安全管理部長、統括監査の職、契約部長、研究所担当理事、所長、センター長、部長及び課長に必要な会議、連絡書等を利用して保安に係る情報交換を行わせる。また、マネジメントレビューを通じて、廃棄物管理施設の品質マネジメントシステムの有効性に関する情報交換が行われることを確実にする。</p> <p data-bbox="1507 1524 2374 1640">(2) 安全管理部長は、「中央安全審査・品質保証委員会の運営について」を定め、所長及びセンター長は、所内のコミュニケーションについては、原子炉施設等安全審査委員会規則、運営会議要領及び品質保証推進委員会規則を定め、保安活動及び品質マネジメント活動の円滑な運営及び推進を図る。</p> <p data-bbox="1507 1646 2374 1703">(3) 部長は、部内の品質保証審査機関についての要領を定め、品質マネジメント活動の円滑な運営及び推進を図る。</p> <p data-bbox="1923 1791 1961 1816">10</p>	日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08		文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書			制定日:2006年11月30日	改訂日:2022年3月10日	改訂番号:19	
日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08										
文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書											
制定日:2006年11月30日	改訂日:2022年3月10日	改訂番号:19									

変更前	変更後	備考									
	<table border="1" data-bbox="1516 302 2401 432"> <tr> <td data-bbox="1516 302 1955 338">日本原子力研究開発機構</td> <td colspan="2" data-bbox="1955 302 2401 338">文書番号:QS-P08</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1516 338 2401 384">文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1516 384 1807 432">制定日:2006年11月30日</td> <td data-bbox="1807 384 2098 432">改訂日:2022年3月10日</td> <td data-bbox="2098 384 2401 432">改訂番号:19</td> </tr> </table> <p data-bbox="1495 470 2377 1701"> 5.6 マネジメントレビュー 5.6.1 一般 (1) 理事長は、品質マネジメントシステムが、引き続き適切で、妥当で、かつ有効であることを確実にするために、「マネジメントレビュー実施要領」に基づき、年1回以上(年度末及び必要に応じて)、マネジメントレビューを実施する。 (2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価及び品質方針を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。 </p> <p data-bbox="1495 716 2377 1701"> 5.6.2 マネジメントレビューへのインプット (1) マネジメントレビューへのインプットには次の情報を含むものとする。 (a) 内部監査の結果 (b) 組織の外部の者からの意見 (c) 保安活動に関するプロセスの成果を含む実施状況(品質目標の達成状況を含む。) (d) 使用前事業者検査及び定期事業者検査(以下「使用前事業者検査等」という。)並びに自主検査等(廃棄物管理施設の要求事項への適合性を判定するため、使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するもの)の結果 (e) 安全文化を育成し、維持するための取組の実施状況(安全文化について強化すべき分野等に係る自己評価の結果を含む。) (f) 関係法令の遵守状況 (g) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況(組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。)及び不適合その他の事象から得られた教訓を含む。) (h) 前回までのマネジメントレビューの結果に対する処置状況のフォローアップ (i) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更 (j) 改善のための提案 (k) 資源の妥当性 (l) 保安活動の改善のために実施した処置(品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む(8.5.2(3)a)において同じ。)の有効性 (2) 所長は、センター長及び各部長に指示して、所掌する業務に関して、前項に定める事項を提出させ、その内容を整理した上で研究所の管理責任者に報告する。 (3) 研究所の管理責任者は、前項の内容を確認・評価する。 (4) 監査プロセスの管理責任者は、監査プロセスにおけるインプット情報を確認・評価する。 (5) 本部(監査プロセスを除く。)の管理責任者は、本部におけるインプット情報を確認・評価する。 (6) 各管理責任者は、マネジメントレビューの会議を通して理事長にインプット情報を報告する。 </p> <p data-bbox="1923 1787 1961 1814" style="text-align: center;">11</p>	日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08		文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書			制定日:2006年11月30日	改訂日:2022年3月10日	改訂番号:19	
日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08										
文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書											
制定日:2006年11月30日	改訂日:2022年3月10日	改訂番号:19									

変更前	変更後	備考							
	<table border="1" data-bbox="1519 302 2407 430"> <tr> <td data-bbox="1519 302 1961 338">日本原子力研究開発機構</td> <td data-bbox="1961 302 2407 338">文書番号:QS-P08</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1519 338 2407 380">文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1519 380 1813 422">制定日:2006年11月30日</td> <td data-bbox="1813 380 2110 422">改訂日:2022年3月10日</td> <td data-bbox="2110 380 2407 422">改訂番号:19</td> </tr> </table> <p data-bbox="1495 470 2383 898"> 5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット (1) 理事長は、マネジメントレビューのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置を含め、管理責任者に必要な改善を指示する。 (a) 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善 (b) 業務の計画及び実施に関連する保安活動の改善 (c) 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源 (d) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善 (e) 関係法令の遵守に関する改善 (2) マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する（「4.2.4 記録の管理」参照）。 (3) 管理責任者は、(1)項で改善の指示を受けた事項について必要な処置を行う。 (4) 理事長は、本部（監査プロセスを除く。）の管理責任者を通じて、上記(1)の指示に対する処置状況を確認する。 </p> <p data-bbox="1495 932 2383 1205"> 6. 資源の運用管理 6.1 資源の確保 理事長、安全・核セキュリティ統括本部長、安全管理部長、契約部長、研究所担当理事、所長及び部長は、保安活動に必要な次に掲げる資源を明確にし、それぞれの権限及び責任において確保する。 (1) 人的資源（要員の力量） (2) インフラストラクチャ（個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系） (3) 作業環境 (4) その他必要な資源 </p> <p data-bbox="1495 1239 2383 1545"> 6.2 人的資源 6.2.1 一般 (1) 理事長、安全・核セキュリティ統括本部長、安全管理部長、統括監査の職、契約部長、研究所担当理事、所長、部長及び課長は、原子力の安全を確実なものにするために必要とする要員を明確にし、保安に係る組織体制を確保する。 (2) 保安に係る各組織の要員には、業務に必要な教育・訓練、技能及び経験を判断の根拠として、力量のある者を充てる。 (3) 外部へ業務を委託することで要員を確保する場合には、業務の範囲、必要な力量を明確にすることを確実にする（「7.1 業務の計画」、「7.4.2 調達要求事項」及び「7.5.2 個別業務に関するプロセスの妥当性確認」参照）。 </p> <p data-bbox="1495 1579 2383 1730"> 6.2.2 力量、教育・訓練及び認識 (1) 所長及び部長は、要員の力量を確保するために、教育・訓練に関する管理要領を定め、保安活動の重要度に応じて、次の事項を確実に実施する。 (a) 保安に係る業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。 (b) 必要な力量を確保するための教育・訓練又はその他の処置を行う。 </p>	日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08	文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書		制定日:2006年11月30日	改訂日:2022年3月10日	改訂番号:19	
日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08								
文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書									
制定日:2006年11月30日	改訂日:2022年3月10日	改訂番号:19							

変更前	変更後	備考									
	<table border="1" data-bbox="1522 300 2407 430"> <tr> <td data-bbox="1522 300 1961 338">日本原子力研究開発機構</td> <td colspan="2" data-bbox="1961 300 2407 338">文書番号:QS-P08</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1522 338 2407 380">文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1522 380 1813 422">制定日:2006年11月30日</td> <td data-bbox="1813 380 2110 422">改訂日:2022年3月10日</td> <td data-bbox="2110 380 2407 422">改訂番号:19</td> </tr> </table> <p data-bbox="1522 468 2383 741"> (c) 教育・訓練又はその他の処置の有効性を評価する。 (d) 要員が、品質目標の達成に向けて自らが行う業務のもつ意味と重要性の認識及び原子力の安全に自らどのように貢献しているかを認識することを確実にする。 (e) 要員の力量及び教育・訓練又はその他の処置についての記録を作成し、管理する（「4.2.4 記録の管理」参照）。 (2) 理事長は、監査員の力量について、「原子力安全監査実施要領」に定める。 (3) 安全管理部長は、本部における原子力の安全に影響を及ぼす業務のプロセスを明確にし、(1)項の(a)から(e)に準じた管理を行う。 </p> <p data-bbox="1495 779 2383 867"> 6.3 インフラストラクチャ 所長、部長及び課長は、インフラストラクチャ（個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系をいう。）を「7.1 業務の計画」にて明確にし、これを維持管理する。 </p> <p data-bbox="1495 905 2383 1052"> 6.4 作業環境 所長、部長及び課長は、保安のために業務に必要な作業環境を「7.1 業務の計画」にて明確にし、運営管理する。 なお、この作業環境には、作業場所の放射線量、温度、照度及び狭隘の程度など作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。 </p> <p data-bbox="1495 1089 2383 1732"> 7. 業務の計画及び実施 7.1 業務の計画 (1) 所長、センター長及び部長は、廃棄物管理施設の運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等（保安規定に基づく保安活動）について業務に必要なプロセスの計画又は要領（二次文書）を表4.2.1のとおり策定する。 (2) 部長及び課長は、業務に必要なプロセスの計画又は要領（二次文書）に基づき、個別業務に必要な計画（三次文書：マニュアル、手引、手順等）を作成して、業務を実施する。 (3) 上記(1)、(2)の業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合性（業務の計画を変更する場合を含む。）を確保する。 (4) 所長、センター長、部長及び課長は、業務の計画の策定及び変更（プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）に当たっては、次の事項のうち該当するものについて個別業務への適用の程度とその内容を明確にする。 (a) 業務の計画の策定又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。） (b) 業務・廃棄物管理施設に対する品質目標及び要求事項 (c) 業務・廃棄物管理施設に特有なプロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性 (d) 業務・廃棄物管理施設のための使用前事業者検査等、検証、妥当性確認、監視及び測定並びにこれらの合否判定基準 </p>	日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08		文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書			制定日:2006年11月30日	改訂日:2022年3月10日	改訂番号:19	
日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08										
文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書											
制定日:2006年11月30日	改訂日:2022年3月10日	改訂番号:19									

変更前	変更後	備考									
	<table border="1" data-bbox="1507 302 2392 432"> <tr> <td data-bbox="1507 302 1947 340">日本原子力研究開発機構</td> <td colspan="2" data-bbox="1947 302 2392 340">文書番号:QS-P08</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1507 340 2392 386">文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1507 386 1798 432">制定日:2006年11月30日</td> <td data-bbox="1798 386 2095 432">改訂日:2022年3月10日</td> <td data-bbox="2095 386 2392 432">改訂番号:19</td> </tr> </table> <p data-bbox="1507 470 2392 651"> (e) 業務・廃棄物管理施設のプロセス及びその結果が要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録（「4.2.4 記録の管理」参照） (5) 業務の計画は、個別業務の運営方法に適した形式で分かりやすいものとする。 (6) 安全管理部長、契約部長は、本部において廃棄物管理施設の保安活動を支援するその他業務がある場合、該当する業務のプロセスを明確にし、上記(1)から(5)項までに準じて業務の計画を策定し、管理する。 </p> <p data-bbox="1507 688 2392 714">7.2 業務・廃棄物管理施設に対する要求事項に関するプロセス</p> <p data-bbox="1507 718 2392 743">7.2.1 業務・廃棄物管理施設に対する要求事項の明確化</p> <p data-bbox="1507 747 2392 772">所長、部長及び課長は、次の事項を「7.1 業務の計画」において明確にする。</p> <ol data-bbox="1507 777 2392 869" style="list-style-type: none"> (1) 業務・廃棄物管理施設に関連する法令・規制要求事項 (2) 明示されていないが、業務・廃棄物管理施設に必要な要求事項 (3) 組織が必要と判断する追加要求事項（安全基準等） <p data-bbox="1507 907 2392 932">7.2.2 業務・廃棄物管理施設に対する要求事項のレビュー</p> <ol data-bbox="1507 936 2392 1297" style="list-style-type: none"> (1) 所長、部長及び課長は、業務・廃棄物管理施設に対する要求事項をレビューする。このレビューは、その要求事項を適用する前に実施する。 (2) レビューでは、次の事項について確認する。 <ol data-bbox="1537 1029 2392 1142" style="list-style-type: none"> (a) 業務・廃棄物管理施設に対する要求事項が定められている。 (b) 業務・廃棄物管理施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。 (c) 当該組織が、定められた要求事項を満たす能力をもっている。 (3) このレビューの結果の記録及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を作成し、管理する（「4.2.4 記録の管理」参照）。 (4) 所長、部長及び課長は、業務・廃棄物管理施設に対する要求事項が変更された場合には、関連する文書を改訂する。また、変更後の要求事項が関連する要員に理解されていることを確実にする。 <p data-bbox="1507 1335 2392 1360">7.2.3 外部とのコミュニケーション</p> <p data-bbox="1507 1365 2392 1457">所長、センター長、部長及び課長は、原子力の安全に関して、規制当局との面談、原子力規制検査等を通じて監督官庁並びに地元自治体との適切なコミュニケーションを図るため、効果的な方法を明確にし、これを実施する。これには、次の事項を含む。</p> <ol data-bbox="1507 1461 2392 1608" style="list-style-type: none"> (1) 組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法 (2) 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法 (3) 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法 (4) 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法 <p data-bbox="1507 1646 2392 1671">7.3 設計・開発</p> <p data-bbox="1507 1675 2392 1734">所長又は部長は、廃棄物管理施設の改造、更新等に関する設計・開発を適切に実施するため、設計・開発に関する管理要領を定め、次の事項を管理する。</p>	日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08		文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書			制定日:2006年11月30日	改訂日:2022年3月10日	改訂番号:19	
日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08										
文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書											
制定日:2006年11月30日	改訂日:2022年3月10日	改訂番号:19									

変更前	変更後	備考									
	<table border="1" data-bbox="1516 296 2407 426"> <tr> <td data-bbox="1516 296 1961 338">日本原子力研究開発機構</td> <td colspan="2" data-bbox="1961 296 2407 338">文書番号:QS-P08</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1516 338 2407 380">文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1516 380 1813 422">制定日:2006年11月30日</td> <td data-bbox="1813 380 2110 422">改訂日:2022年3月10日</td> <td data-bbox="2110 380 2407 422">改訂番号:19</td> </tr> </table> <p data-bbox="1495 495 1754 520">7.3.1 設計・開発の計画</p> <p data-bbox="1525 527 2377 674">(1) 工事等を担当する部長又は課長は、廃棄物管理施設の設計・開発の計画（不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動（4.1(2)(c)の事項を考慮して行うものを含む。）を行うことを含む。）を策定し、管理する。この設計・開発には、設備、施設、ソフトウェア及び原子力の安全のために重要な手順書等に関する設計・開発を含む。</p> <p data-bbox="1525 680 2332 705">(2) 担当部長又は課長は、設計・開発の計画において、次の事項を明確にする。</p> <p data-bbox="1555 711 2030 737">(a) 設計・開発の性質、期間及び複雑さの程度</p> <p data-bbox="1555 743 2377 800">(b) 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制</p> <p data-bbox="1555 806 2095 831">(c) 設計・開発に関する部署及び要員の責任及び権限</p> <p data-bbox="1555 837 2006 863">(d) 設計・開発に必要な内部及び外部の資源</p> <p data-bbox="1525 869 2377 957">(3) 担当部長又は課長は、効果的なコミュニケーションと責任及び権限の明確な割当てを確実にするために、設計・開発に関与する関係者（他部署を含む。）間のインタフェースを運営管理する。</p> <p data-bbox="1525 963 2377 1020">(4) 担当部長又は課長は、設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に変更する。</p> <p data-bbox="1495 1052 1843 1077">7.3.2 設計・開発へのインプット</p> <p data-bbox="1525 1083 2377 1140">(1) 工事等を担当する部長又は課長は、廃棄物管理施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を作成し、管理する（「4.2.4 記録の管理」参照）。</p> <p data-bbox="1584 1146 1932 1171">インプットには次の事項を含める。</p> <p data-bbox="1555 1178 1932 1203">(a) 機能及び性能に関する要求事項</p> <p data-bbox="1555 1209 2199 1234">(b) 適用可能な場合は、以前の類似した設計から得られた情報</p> <p data-bbox="1555 1241 1932 1266">(c) 適用される法令・規制要求事項</p> <p data-bbox="1555 1272 2021 1297">(d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</p> <p data-bbox="1525 1304 2377 1392">(2) 担当部長又は課長は、これらのインプットについて、その適切性をレビューし承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまいではなく、かつ、相反することがないようにする。</p> <p data-bbox="1495 1423 1887 1449">7.3.3 設計・開発からのアウトプット</p> <p data-bbox="1525 1455 2377 1543">(1) 工事等を担当する部長又は課長は、設計・開発からのアウトプット（機器等の仕様等）は、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式により管理する。また、次の段階に進める前に、承認をする。</p> <p data-bbox="1525 1549 2377 1606">(2) 担当部長又は課長は、設計・開発のアウトプット（機器等の仕様等）は、次の状態とする。</p> <p data-bbox="1555 1612 2214 1638">(a) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。</p> <p data-bbox="1555 1644 2377 1669">(b) 調達、業務の実施及び廃棄物管理施設の使用に対して適切な情報を提供する。</p> <p data-bbox="1555 1675 2377 1701">(c) 関係する検査及び試験の合否判定基準を含むか、又はそれを参照している。</p> <p data-bbox="1555 1707 2377 1732">(d) 安全な使用及び適正な使用に不可欠な廃棄物管理施設の特性を明確にする。</p> <p data-bbox="1932 1787 1976 1812">15</p>	日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08		文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書			制定日:2006年11月30日	改訂日:2022年3月10日	改訂番号:19	
日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08										
文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書											
制定日:2006年11月30日	改訂日:2022年3月10日	改訂番号:19									

変 更 前	変 更 後	備 考									
	<table border="1" data-bbox="1528 296 2410 426"> <tr> <td data-bbox="1528 296 1967 338">日本原子力研究開発機構</td> <td colspan="2" data-bbox="1967 296 2410 338">文書番号:QS-P08</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1528 338 2410 380">文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1528 380 1825 422">制定日:2006年11月30日</td> <td data-bbox="1825 380 2122 422">改訂日:2022年3月10日</td> <td data-bbox="2122 380 2410 422">改訂番号:19</td> </tr> </table> <p data-bbox="1498 495 1810 520">7.3.4 設計・開発のレビュー</p> <p data-bbox="1528 527 2386 615">(1) 工事等を担当する部長又は課長は、設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおり（「7.3.1 設計・開発の計画」参照）に体系的なレビューを行う。</p> <p data-bbox="1552 621 2252 646">(a) 設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。</p> <p data-bbox="1552 653 2024 678">(b) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。</p> <p data-bbox="1528 684 2386 741">(2) レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部署を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家を含める。</p> <p data-bbox="1528 747 2386 804">(3) 担当部長又は課長は、設計・開発のレビューの結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する（「4.2.4 記録の管理」参照）。</p> <p data-bbox="1498 837 1765 863">7.3.5 設計・開発の検証</p> <p data-bbox="1528 869 2386 987">(1) 工事等を担当する部長又は課長は、設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットとして与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおり（「7.3.1 設計・開発の計画」参照）に検証を実施する。</p> <p data-bbox="1528 993 2252 1018">(2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。</p> <p data-bbox="1528 1024 2386 1081">(3) 担当部長又は課長は、設計・開発の検証の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する（「4.2.4 記録の管理」参照）。</p> <p data-bbox="1528 1087 2386 1205">(4) 設計・開発を外部委託した場合には、担当部長又は課長は、引合仕様書で与えている要求事項を満たしていることを確実にするために、引合仕様書と受注者が実施した設計・開発の結果（受注者から提出される承認図書類）とを対比して検証を実施する。</p> <p data-bbox="1498 1239 1831 1264">7.3.6 設計・開発の妥当性確認</p> <p data-bbox="1528 1270 2386 1451">(1) 工事等を担当する部長又は課長は、設計・開発の結果として得られる廃棄物管理施設又は個別業務が、規定された性能、指定された用途又は意図された用途に係る要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法（「7.3.1 設計・開発の計画」参照）に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。ただし、当該廃棄物管理施設の設置の後でなければ妥当性確認を行うことができない場合は、当該廃棄物管理施設の使用を開始する前に、設計・開発の妥当性確認を行う。</p> <p data-bbox="1528 1457 2386 1514">(2) 担当部長又は課長は、実行可能な場合はいつでも、廃棄物管理施設を使用又は個別業務を実施するに当たり、あらかじめ、設計・開発の妥当性確認を完了する。</p> <p data-bbox="1528 1520 2386 1577">(3) 担当部長又は課長は、設計・開発の妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する（「4.2.4 記録の管理」参照）。</p> <p data-bbox="1498 1610 1810 1635">7.3.7 設計・開発の変更管理</p> <p data-bbox="1528 1642 2386 1698">(1) 工事等を担当する部長又は課長は、設計・開発の変更を行った場合は変更内容を識別するとともに、その記録を作成し、管理する（「4.2.4 記録の管理」参照）。</p> <p data-bbox="1528 1705 2386 1730">(2) 担当部長又は課長は、変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に</p> <p data-bbox="1929 1787 1973 1812">16</p>	日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08		文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書			制定日:2006年11月30日	改訂日:2022年3月10日	改訂番号:19	
日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08										
文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書											
制定日:2006年11月30日	改訂日:2022年3月10日	改訂番号:19									

変更前	変更後	備考									
	<table border="1" data-bbox="1516 296 2401 426"> <tr> <td data-bbox="1516 296 1955 331">日本原子力研究開発機構</td> <td colspan="2" data-bbox="1955 296 2401 331">文書番号:QS-P08</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1516 331 2401 373">文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1516 373 1813 415">制定日:2006年11月30日</td> <td data-bbox="1813 373 2110 415">改訂日:2022年3月10日</td> <td data-bbox="2110 373 2401 415">改訂番号:19</td> </tr> </table> <p data-bbox="1516 464 2401 646"> 行い、その変更を実施する前に承認する。 (3) 担当部長又は課長は、設計・開発の変更のレビューにおいて、その変更が、当該廃棄物管理施設を構成する要素（材料又は部品）及び廃棄物管理施設に及ぼす影響の評価を行う。 (4) 担当部長又は課長は、変更のレビュー、検証及び妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する（「4.2.4 記録の管理」参照）。 </p> <p data-bbox="1516 680 2401 863"> 7.4 調達 所長又は部長は、調達する製品又は役務（以下「調達製品等」という。）の調達を適切に実施するため、調達に関する管理要領「大洗研究所調達管理要領」を定め、次の事項を管理する。 また、契約部長は、供給先の評価・選定に関する要領を定め、本部契約に関する業務を実施する。 </p> <p data-bbox="1516 896 2401 1570"> 7.4.1 調達プロセス (1) 部長及び課長は、調達製品等が規定された調達要求事項に適合することを確実にする。 (2) 部長及び課長は、保安活動の重要度に応じて、供給者及び調達製品等に対する管理の方式と程度（力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。）を定める。これには、一般産業用工業品を調達する場合は、供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が要求事項に適合していることを確認できるよう管理の方法及び程度を含める。 (3) 部長及び課長は、供給者が要求事項に従って調達製品等を供給する能力を判断の根拠として、技術的能力や品質管理体制等に関する情報を入手して供給者を評価し、選定する。また、供給者に関する情報の更新等により必要な場合には再評価する。 (4) 調達製品等の供給者の選定、評価及び再評価の基準は、研究所の調達に関する管理要領「大洗研究所調達管理要領」及び本部の供給先の評価・選定に関する要領に定める。 (5) 部長及び課長は、供給者の評価の結果の記録及び評価によって必要とされた処置があればその記録を作成し、管理する（「4.2.4 記録の管理」参照）。 (6) 所長又は部長は、調達製品等の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を調達先から取得するための方法及びそれらを他の廃棄物管理事業者と共有する場合に必要な処置に関する方法を調達に関する管理要領「大洗研究所調達管理要領」に定める。 </p> <p data-bbox="1516 1604 2401 1724"> 7.4.2 調達要求事項 (1) 部長及び課長は、調達製品等に関する要求事項を引合仕様書にて明確にし、必要な場合には、次の事項のうち該当する事項を含める。 (a) 製品、業務の手順、プロセス及び設備の承認に関する要求事項 </p>	日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08		文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書			制定日:2006年11月30日	改訂日:2022年3月10日	改訂番号:19	
日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08										
文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書											
制定日:2006年11月30日	改訂日:2022年3月10日	改訂番号:19									

変更前	変更後	備考							
	<table border="1" data-bbox="1531 296 2412 426"> <tr> <td data-bbox="1531 296 1967 331">日本原子力研究開発機構</td> <td data-bbox="1967 296 2412 331">文書番号:QS-P08</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1531 331 2412 373">文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1531 373 1828 415">制定日:2006年11月30日</td> <td data-bbox="1828 373 2125 415">改訂日:2022年3月10日</td> <td data-bbox="2125 373 2412 415">改訂番号:19</td> </tr> </table> <p data-bbox="1555 464 2356 646"> (b) 要員の力量（適格性を含む。）確認に関する要求事項 (c) 品質マネジメントシステムに関する要求事項 (d) 不適合の報告及び処理に関する要求事項 (e) 安全文化を育成し維持するための活動に関する必要な要求事項 (f) 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項 (g) その他調達物品等に関し必要な要求事項 </p> <p data-bbox="1531 646 2386 737"> (2) 部長及び課長は、前項に加え、調達製品等の要求事項として、供給者の工場等において使用前事業者検査又はその他の活動を行う際、原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。 </p> <p data-bbox="1531 737 2386 800"> (3) 部長及び課長は、供給者に調達製品等に関する情報を伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。 </p> <p data-bbox="1531 800 2386 863"> (4) 部長及び課長は、調達製品等を受領する場合には、調達製品等の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。 </p> <p data-bbox="1501 894 1768 919">7.4.3 調達製品等の検証</p> <p data-bbox="1531 926 2386 1016"> (1) 部長及び課長は、調達製品等が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検査又はその他の活動を引合仕様書に定めて、次の事項のうち該当する方法で検証を実施する。 </p> <p data-bbox="1555 1016 1911 1108"> (a) 受入検査（記録確認を含む。） (b) 立会検査（供給者先、現地） (c) その他（書類審査、受注者監査） </p> <p data-bbox="1531 1108 2386 1199"> (2) 部長及び課長は、供給者先で検証を実施することにした場合には、その検証の要領及び調達製品等のリリース（出荷許可）の方法を調達要求事項（「7.4.2 調達要求事項」参照）の中で明確にする。 </p> <p data-bbox="1501 1230 1679 1255">7.5 業務の実施</p> <p data-bbox="1501 1262 2386 1325"> 所長、部長及び課長は、業務の計画（「7.1 業務の計画」参照）に従って、次の事項を実施する。 </p> <p data-bbox="1501 1356 1739 1381">7.5.1 個別業務の管理</p> <p data-bbox="1501 1388 2386 1478"> 所長、センター長、部長及び課長は、廃棄物管理施設の運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等の保安活動について、個別業務の計画に従って業務を管理された状態で実施する。 </p> <p data-bbox="1531 1478 2125 1503"> 管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含む。 </p> <p data-bbox="1531 1509 2326 1730"> (1) 原子力施設の保安のために、次の事項を含む必要な情報が利用できる。 ・保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性 ・当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果 (2) 必要な時に、作業手順が利用できる。 (3) 適切な設備を使用している。 (4) 監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。 (5) 監視及び測定が実施されている（「8.2.3 プロセスの監視及び測定」参照）。 </p>	日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08	文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書		制定日:2006年11月30日	改訂日:2022年3月10日	改訂番号:19	
日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08								
文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書									
制定日:2006年11月30日	改訂日:2022年3月10日	改訂番号:19							

変更前	変更後	備考									
	<table border="1" data-bbox="1519 306 2407 436"> <tr> <td data-bbox="1519 306 1961 344">日本原子力研究開発機構</td> <td colspan="2" data-bbox="1961 306 2407 344">文書番号:QS-P08</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1519 344 2407 390">文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1519 390 1813 428">制定日:2006年11月30日</td> <td data-bbox="1813 390 2110 428">改訂日:2022年3月10日</td> <td data-bbox="2110 390 2407 428">改訂番号:19</td> </tr> </table> <p data-bbox="1519 474 2288 499">(6) 業務のリリース（次工程への引渡し）が規定どおりに実施されている。</p> <p data-bbox="1495 537 1982 562">7.5.2 個別業務に関するプロセスの妥当性確認</p> <p data-bbox="1519 567 2383 684">(1) 部長及び課長は、業務実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又は測定で検証することが不可能な場合には、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。これらのプロセスには、業務が実施されてからでしか不具合が顕在化しないようなプロセスが含まれる。</p> <p data-bbox="1519 688 2383 747">(2) 部長及び課長は、妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。</p> <p data-bbox="1519 751 2383 810">(3) 部長及び課長は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、管理する（「4.2.4 記録の管理」参照）。</p> <p data-bbox="1519 814 2383 873">(4) 部長及び課長は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ管理の方法を個別業務の計画の中で明確にする。</p> <p data-bbox="1546 877 2101 903">(a) プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準</p> <p data-bbox="1546 907 2214 932">(b) 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量の確認の方法</p> <p data-bbox="1546 936 2347 961">(c) 妥当性確認の方法（所定の方法及び手順を変更した場合の再確認を含む。）</p> <p data-bbox="1546 966 1828 991">(d) 記録に関する要求事項</p> <p data-bbox="1495 1029 1893 1054">7.5.3 識別管理及びトレーサビリティ</p> <p data-bbox="1519 1058 2383 1117">(1) 部長及び課長は、業務の計画及び実施の全過程において、監視及び測定の要求事項に関連して適切な手段で業務・廃棄物管理施設を識別し、管理する。</p> <p data-bbox="1519 1121 2383 1209">(2) 部長及び課長は、トレーサビリティが要求事項となっている場合には、業務・廃棄物管理施設について固有の識別をし、その記録を管理する（「4.2.4 記録の管理」参照）。</p> <p data-bbox="1495 1247 1739 1272">7.5.4 組織外の所有物</p> <p data-bbox="1519 1276 2383 1394">(1) 部長及び課長は、管理下にある組織外の所有物のうち原子力の安全に影響を及ぼす可能性のあるものについて、当該機器等に対する紛失、損傷等を防ぐためリスト化し、識別や保護など取扱いに注意を払い、紛失、損傷した場合は記録を作成し、管理する（「4.2.4 記録の管理」参照）。</p> <p data-bbox="1519 1398 2383 1457">(2) 部長及び課長は、前項の組織外の所有物について、それが管理下にある間は、原子力の安全に影響を及ぼさないように適切に取り扱う。</p> <p data-bbox="1495 1495 1739 1520">7.5.5 調達製品の保存</p> <p data-bbox="1495 1524 2383 1612">部長及び課長は、調達製品の検収後、受入れから据付け、使用されるまでの間、調達製品を要求事項への適合を維持した状態のまま保存する。この保存には、識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含める。</p> <p data-bbox="1519 1617 1982 1642">なお、保存は、取替品、予備品にも適用する。</p> <p data-bbox="1495 1680 1852 1705">7.6 監視機器及び測定機器の管理</p> <p data-bbox="1519 1709 2383 1734">(1) 部長及び課長は、業務・廃棄物管理施設に対する要求事項への適合性を実証す</p>	日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08		文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書			制定日:2006年11月30日	改訂日:2022年3月10日	改訂番号:19	
日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08										
文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書											
制定日:2006年11月30日	改訂日:2022年3月10日	改訂番号:19									

変更前	変更後	備考									
	<table border="1" data-bbox="1528 296 2412 426"> <tr> <td data-bbox="1528 296 1967 338">日本原子力研究開発機構</td> <td colspan="2" data-bbox="1967 296 2412 338">文書番号:QS-P08</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1528 338 2412 380">文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1528 380 1825 422">制定日:2006年11月30日</td> <td data-bbox="1825 380 2122 422">改訂日:2022年3月10日</td> <td data-bbox="2122 380 2412 422">改訂番号:19</td> </tr> </table> <p data-bbox="1558 464 2389 520">るために、実施すべき監視及び測定を個別業務の計画の中で明確にする。また、そのために必要な監視機器及び測定機器を明確にする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1528 527 2389 583">(2) 部長及び課長は、監視及び測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できることを確実にする。 <li data-bbox="1528 590 2389 646">(3) 部長及び課長は、測定値の正当性を保証しなければならない場合には、測定機器に関し、次の事項を満たすようにする。 <ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1558 653 2389 737">(a) 定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレース可能な計量標準に照らして校正又は検証する。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録し、管理する（「4.2.4 記録の管理」参照）。 <li data-bbox="1558 743 2122 772">(b) 機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。 <li data-bbox="1558 779 2003 808">(c) 校正の状態が明確にできる識別をする。 <li data-bbox="1558 814 2240 844">(d) 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。 <li data-bbox="1558 850 2329 879">(e) 取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。 <li data-bbox="1528 886 2389 989">(4) 部長及び課長は、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する（「4.2.4 記録の管理」参照）。また、その機器及び影響を受けた業務・廃棄物管理施設に対して、適切な処置を行う。 <li data-bbox="1528 995 2389 1052">(5) 部長及び課長は、監視機器及び測定機器の校正及び検証の結果の記録を作成し、管理する（「4.2.4 記録の管理」参照）。 <li data-bbox="1528 1058 2389 1161">(6) 部長及び課長は、規定要求事項にかかわる監視及び測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、そのコンピュータソフトウェアを組み込んだシステムが意図した監視及び測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。 <p data-bbox="1498 1209 1676 1236">8. 評価及び改善</p> <p data-bbox="1498 1243 1617 1270">8.1 一般</p> <ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1528 1276 2389 1360">(1) 安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、次の事項のために必要となる監視測定、分析、評価及び改善のプロセスを「8.2 監視及び測定」から「8.5 改善」に従って計画し、実施する。 なお、改善のプロセスには、関係する管理者等を含めて改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。 <ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1587 1430 2092 1459">(a) 業務に対する要求事項への適合を実証する。 <li data-bbox="1587 1465 2151 1495">(b) 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。 <li data-bbox="1587 1501 2211 1530">(c) 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。 <li data-bbox="1528 1537 2240 1566">(2) 監視測定の結果は、必要な際に、要員が利用できるようにする。 <p data-bbox="1498 1583 1706 1612">8.2 監視及び測定</p> <p data-bbox="1498 1619 1795 1648">8.2.1 組織の外部の者の意見</p> <ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1528 1654 2389 1738">(1) 安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力の安全を確保しているかどうかに関して組織の外部の者がどのように受けとめてい 	日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08		文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書			制定日:2006年11月30日	改訂日:2022年3月10日	改訂番号:19	
日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08										
文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書											
制定日:2006年11月30日	改訂日:2022年3月10日	改訂番号:19									

変更前	変更後	備考									
	<table border="1" data-bbox="1519 319 2407 449"> <tr> <td data-bbox="1519 319 1961 359">日本原子力研究開発機構</td> <td colspan="2" data-bbox="1961 319 2407 359">文書番号:QS-P08</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1519 359 2407 399">文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1519 399 1813 449">制定日:2006年11月30日</td> <td data-bbox="1813 399 2110 449">改訂日:2022年3月10日</td> <td data-bbox="2110 399 2407 449">改訂番号:19</td> </tr> </table> <p data-bbox="1519 485 2377 543">るかについての情報を外部コミュニケーション（「7.2.3 外部とのコミュニケーション」参照）により入手し、監視する。</p> <p data-bbox="1519 548 2377 606">(2) この情報は、分析し、マネジメントレビュー等による改善のための情報に反映する。</p> <p data-bbox="1492 642 1665 667">8.2.2 内部監査</p> <p data-bbox="1519 672 2377 760">(1) 理事長は、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを確認するため、毎年度1回以上、内部監査の対象業務に関与しない要員により、統括監査の職に内部監査を実施させる。</p> <p data-bbox="1546 764 1982 821">(a) 本品質マネジメント計画書の要求事項 (b) 実効性のある実施及び実効性の維持</p> <p data-bbox="1519 825 2332 850">(2) 理事長は、内部監査の判定基準、監査対象、頻度、方法及び責任を定める。</p> <p data-bbox="1519 854 2377 1005">(3) 理事長は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセス、その他の領域（以下「領域」という。）の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定するとともに、内部監査に関する基本計画を策定し、実施させることにより、内部監査の実効性を維持する。また、統括監査の職は、前述の基本計画を受けて実施計画を策定し内部監査を行う。</p> <p data-bbox="1519 1010 2362 1068">(4) 統括監査の職は、内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施において、客観性及び公平性を確保する。</p> <p data-bbox="1519 1073 2362 1131">(5) 統括監査の職は、内部監査員に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。</p> <p data-bbox="1519 1136 2362 1224">(6) 理事長は、監査に関する計画の作成及び実施並びに監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに監査に係る要求事項を「原子力安全監査実施要領」に定める。</p> <p data-bbox="1519 1228 2362 1287">(7) 統括監査の職は、理事長に監査結果を報告し、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。</p> <p data-bbox="1519 1291 2362 1409">(8) 内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者は、前項において不適合が発見された場合には、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じるとともに、当該措置の検証を行い、それらの結果を統括監査の職に報告する。</p> <p data-bbox="1492 1444 1822 1470">8.2.3 プロセスの監視及び測定</p> <p data-bbox="1519 1474 2377 1562">(1) 理事長、安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、表8.2.3品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び測定を基本として、品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び測定を行う。</p> <p data-bbox="1546 1566 2377 1625">この監視及び測定の対象には機器等及び保安活動に係る不適合についての強化すべき分野等に関する情報を含める。</p> <p data-bbox="1546 1629 2110 1654">また、監視及び測定の方法には、次の事項を含める。</p> <p data-bbox="1546 1659 2030 1715">(a) 監視及び測定の時期 (b) 監視及び測定の結果の分析及び評価の方法</p> <p data-bbox="1519 1719 2347 1745">(2) これらの実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。</p>	日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08		文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書			制定日:2006年11月30日	改訂日:2022年3月10日	改訂番号:19	
日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08										
文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書											
制定日:2006年11月30日	改訂日:2022年3月10日	改訂番号:19									

変更前	変更後	備考									
	<table border="1" data-bbox="1522 302 2407 430"> <tr> <td data-bbox="1522 302 1961 338">日本原子力研究開発機構</td> <td colspan="2" data-bbox="1961 302 2407 338">文書番号: QS-P08</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1522 338 2407 384">文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1522 384 1819 430">制定日: 2006年11月30日</td> <td data-bbox="1819 384 2116 430">改訂日: 2022年3月10日</td> <td data-bbox="2116 384 2407 430">改訂番号: 19</td> </tr> </table> <p data-bbox="1522 470 2383 651"> (3) これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。 (4) 所長、部長及び課長は、プロセスの監視及び測定の状態について情報を共有し、その結果に応じて、保安活動の改善のために必要な処置を行う。 (5) 計画どおりの結果が達成できない又は達成できないおそれがある場合には、当該プロセスの問題を特定し、適切に、修正及び是正処置を行う。 </p> <p data-bbox="1495 684 1715 709">8.2.4 検査及び試験</p> <p data-bbox="1522 716 1783 741">(1) 使用前事業者検査等</p> <p data-bbox="1522 747 2401 814">所長は、「大洗研究所原子炉施設、核燃料物質使用施設、廃棄物管理施設独立検査組織運営規則」を定め、検査及び試験を行う原子力施設検査室長に次の事項を管理させる。</p> <p data-bbox="1546 821 2401 1234"> (a) 原子力施設検査室長は、廃棄物管理施設の要求事項が満たされていることを検証するために、個別業務の計画（「7.1 業務の計画」参照）に従って、適切な段階で使用前事業者検査等を実施する。 (b) 検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠となる使用前事業者検査等の結果に係る記録を作成し、管理する（「4.2.4 記録の管理」参照）。 (c) 記録には、リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した人を明記する。 (d) 個別業務の計画（「7.1 業務の計画」参照）で決めた検査及び試験が支障なく完了するまでは、当該機器等や廃棄物管理施設を運転、使用しない。ただし、当該の権限をもつ者が、個別業務の計画に定める手順により承認する場合は、この限りでない。 (e) 原子力施設検査室長は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないよう検査する要員の独立性を確保する。 </p> <p data-bbox="1522 1241 1694 1266">(2) 自主検査等</p> <p data-bbox="1522 1272 2347 1297">自主検査等を行う部長は、検査・試験の管理要領を定め、次の事項を管理する。</p> <p data-bbox="1546 1304 2383 1518"> (a) 部長（原子力施設検査室長を除く。）及び課長は、廃棄物管理施設の要求事項が満たされていることを検証するために、個別業務の計画（「7.1 業務の計画」参照）に従って、適切な段階で自主検査等を実施する。 (b) 自主検査等を行う部長及び課長は、8.2.4(1)(b)～(e)を準用する。 (c) 自主検査等を行う部長及び課長は、検査する要員の独立性を確保するために必要な場合は原子力施設検査室長と事前に協議の上検査を依頼することができる。 </p> <p data-bbox="1495 1551 1670 1577">8.3 不適合管理</p> <p data-bbox="1495 1583 2383 1701">安全管理部長、所長、センター長又は部長は、不適合の処理に関する管理（不適合を関連する管理者に報告することを含む。）の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p data-bbox="1522 1707 2371 1732">(1) 安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、</p>	日本原子力研究開発機構	文書番号: QS-P08		文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書			制定日: 2006年11月30日	改訂日: 2022年3月10日	改訂番号: 19	
日本原子力研究開発機構	文書番号: QS-P08										
文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書											
制定日: 2006年11月30日	改訂日: 2022年3月10日	改訂番号: 19									

変更前	変更後	備考									
	<table border="1" data-bbox="1516 300 2407 430"> <tr> <td data-bbox="1516 300 1961 338">日本原子力研究開発機構</td> <td colspan="2" data-bbox="1961 300 2407 338">文書番号:QS-P08</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1516 338 2407 380">文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1516 380 1813 422">制定日:2006年11月30日</td> <td data-bbox="1813 380 2110 422">改訂日:2022年3月10日</td> <td data-bbox="2110 380 2407 422">改訂番号:19</td> </tr> </table> <p data-bbox="1516 468 2383 527">業務・廃棄物管理施設に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p data-bbox="1516 527 2383 585">(2) 安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、次のいずれかの方法で不適合を処理する。</p> <p data-bbox="1516 585 1976 615">(a) 不適合を除去するための処置を行う。</p> <p data-bbox="1516 615 2383 741">(b) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響を評価し、当該業務や機器等の使用に関する権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース(次工程への引渡し)又は合格と判定することを正式に許可する。</p> <p data-bbox="1516 741 2228 770">(c) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</p> <p data-bbox="1516 770 2383 829">(d) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</p> <p data-bbox="1516 829 2383 888">(3) 不適合を除去するための処置を施した場合は、要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p> <p data-bbox="1516 888 2383 989">(4) 安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する(「4.2.4 記録の管理」参照)。</p> <p data-bbox="1516 989 2383 1081">(5) 所長は、廃棄物管理施設の保安の向上を図る観点から、事故故障等を含む不適合をその内容に応じて、「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定める不適合の公開の基準に従い、情報の公開を行う。</p> <p data-bbox="1516 1081 2383 1140">(6) 安全管理部長は、前項の情報の公開を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。</p> <p data-bbox="1492 1178 1783 1207">8.4 データの分析及び評価</p> <p data-bbox="1516 1207 2383 1417">(1) 安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために、表 8.4 品質マネジメントシステムの分析データに示すデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定(「8.2 監視及び測定」参照)の結果から得られたデータ及びそれ以外の不適合管理(「8.3 不適合管理」参照)等の情報源からのデータを含める。</p> <p data-bbox="1516 1417 2383 1476">(2) 前項のデータの分析及びこれらに基づく評価を行い、次の事項に関連する改善のための情報を得る。</p> <p data-bbox="1516 1476 2383 1535">(a) 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析より得られる知見(「8.2.1 組織の外部の者の意見」参照)</p> <p data-bbox="1516 1535 2383 1602">(b) 業務・廃棄物管理施設に対する要求事項への適合性(「8.2.3 プロセスの監視及び測定」及び「8.2.4 検査及び試験」参照)</p> <p data-bbox="1516 1602 2383 1669">(c) 是正処置の機会を得ることを含む、プロセス及び廃棄物管理施設の特性及び傾向(「8.2.3 プロセスの監視及び測定」及び「8.2.4 検査及び試験」参照)</p> <p data-bbox="1516 1669 1932 1698">(d) 供給者の能力(「7.4 調達」参照)</p> <p data-bbox="1516 1698 2383 1728">(3) 部長及び課長は、データ分析の情報及びその結果を整理し、センター長及び所</p> <p data-bbox="1923 1787 1967 1816">23</p>	日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08		文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書			制定日:2006年11月30日	改訂日:2022年3月10日	改訂番号:19	
日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08										
文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書											
制定日:2006年11月30日	改訂日:2022年3月10日	改訂番号:19									

変更前	変更後	備考									
	<table border="1" data-bbox="1531 296 2415 426"> <tr> <td data-bbox="1531 296 1970 338">日本原子力研究開発機構</td> <td colspan="2" data-bbox="1970 296 2415 338">文書番号:QS-P08</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1531 338 2415 380">文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1531 380 1828 422">制定日:2006年11月30日</td> <td data-bbox="1828 380 2125 422">改訂日:2022年3月10日</td> <td data-bbox="2125 380 2415 422">改訂番号:19</td> </tr> </table> <p data-bbox="1567 464 2392 552">長を通じて研究所の管理責任者に報告するとともに、所掌する業務の改善に反映する。また、安全管理部長、契約部長及び統括監査の職は、それぞれの管理責任者に報告するとともに、所掌する業務の改善に反映する。</p> <p data-bbox="1531 558 2392 615">(4) 管理責任者は、報告のあった情報をマネジメントレビューへのインプット（「5.6.2 マネジメントレビューへのインプット」参照）に反映する。</p> <p data-bbox="1507 653 1614 674">8.5 改善</p> <p data-bbox="1507 680 1703 701">8.5.1 継続的改善</p> <p data-bbox="1507 707 2392 894">理事長、管理責任者、安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、品質方針（「5.3 品質方針」参照）、品質目標（「5.4.1 品質目標」参照）、監査結果（「8.2.2 内部監査」参照）、データの分析（「8.4 データの分析及び評価」参照）、是正処置（「8.5.2 是正処置等」参照）、未然防止処置（「8.5.3 未然防止処置」参照）及びマネジメントレビュー（「5.6 マネジメントレビュー」参照）を通じて、品質マネジメントシステムの有効性を向上させるために継続的に改善する。</p> <p data-bbox="1507 932 1703 953">8.5.2 是正処置等</p> <p data-bbox="1507 959 2392 1077">安全管理部長、所長及び部長は、不適合等の是正処置の手順（根本的な原因を究明するための分析に関する手順を含む。）に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <ol data-bbox="1531 1083 2392 1728" style="list-style-type: none"> (1) 安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、検出された不適合及びその他の事象（以下「不適合等」という。）の再発防止のため、原子力の安全に及ぼす影響に応じて、不適合等の原因を除去する是正処置を行う。 (2) 是正処置の必要性の評価及び実施について、次に掲げる手順により行う。 <ol style="list-style-type: none"> (a) 不適合等のレビュー及び分析（情報を収集及び整理すること並びに技術的、人的、組織的側面等を考慮することを含む。） (b) 不適合等の原因（関連する要因を含む。）の特定 (c) 類似の不適合等の有無又は当該不適合等が発生する可能性の明確化 (d) 必要な処置の決定及び実施 (e) とった是正処置の有効性のレビュー (3) 必要に応じ、次の事項を考慮する。 <ol style="list-style-type: none"> (a) 計画において決定した保安活動の改善のために実施した処置の変更 (b) 品質マネジメントシステムの変更 (4) 原子力の安全に及ぼす影響が大きい不適合（単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）に関しては、根本的な原因を究明するための分析の手順に従い、分析を実施する。 (5) 全ての是正処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する（「4.2.4 記録の管理」参照）。 (6) 安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、複数の不適 	日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08		文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書			制定日:2006年11月30日	改訂日:2022年3月10日	改訂番号:19	
日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08										
文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書											
制定日:2006年11月30日	改訂日:2022年3月10日	改訂番号:19									

変更前	変更後	備考									
	<table border="1" data-bbox="1519 302 2407 432"> <tr> <td data-bbox="1519 302 1961 338">日本原子力研究開発機構</td> <td colspan="2" data-bbox="1961 302 2407 338">文書番号: QS-P08</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1519 338 2407 384">文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1519 384 1813 432">制定日: 2006年11月30日</td> <td data-bbox="1813 384 2110 432">改訂日: 2022年3月10日</td> <td data-bbox="2110 384 2407 432">改訂番号: 19</td> </tr> </table> <p data-bbox="1555 470 2383 527">合等の情報について、必要により類似する事象を抽出し、分析を行い、その結果から共通する原因が認められた場合、適切な処置を行う。</p> <p data-bbox="1495 562 1724 590">8.5.3 未然防止処置</p> <p data-bbox="1495 594 2383 709">安全管理部長、センター長、所長及び部長は、他の原子力施設及びその他の施設から得られた知見を保安活動に反映するために未然防止処置の手順に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p data-bbox="1525 716 2383 831">(1) 安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、原子力施設及びその他の施設の運転経験等の知見（核燃料物質の使用等に係る技術情報を含む。）を収集し、起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げる手順により、未然防止処置を行う。</p> <p data-bbox="1555 837 2383 894">この活用には、得られた知見や技術情報を他の廃棄事業者と共有することも含む。</p> <p data-bbox="1555 900 2125 1016">(a) 起こり得る不適合及びその原因についての調査 (b) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価 (c) 必要な処置の決定及び実施 (d) とった未然防止処置の有効性のレビュー</p> <p data-bbox="1525 1022 2383 1079">(2) 全ての未然防止処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する（「4.2.4 記録の管理」参照）。</p>	日本原子力研究開発機構	文書番号: QS-P08		文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書			制定日: 2006年11月30日	改訂日: 2022年3月10日	改訂番号: 19	
日本原子力研究開発機構	文書番号: QS-P08										
文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書											
制定日: 2006年11月30日	改訂日: 2022年3月10日	改訂番号: 19									

変更前

変更後

備考

文書番号:QS-P08 改訂番号:19

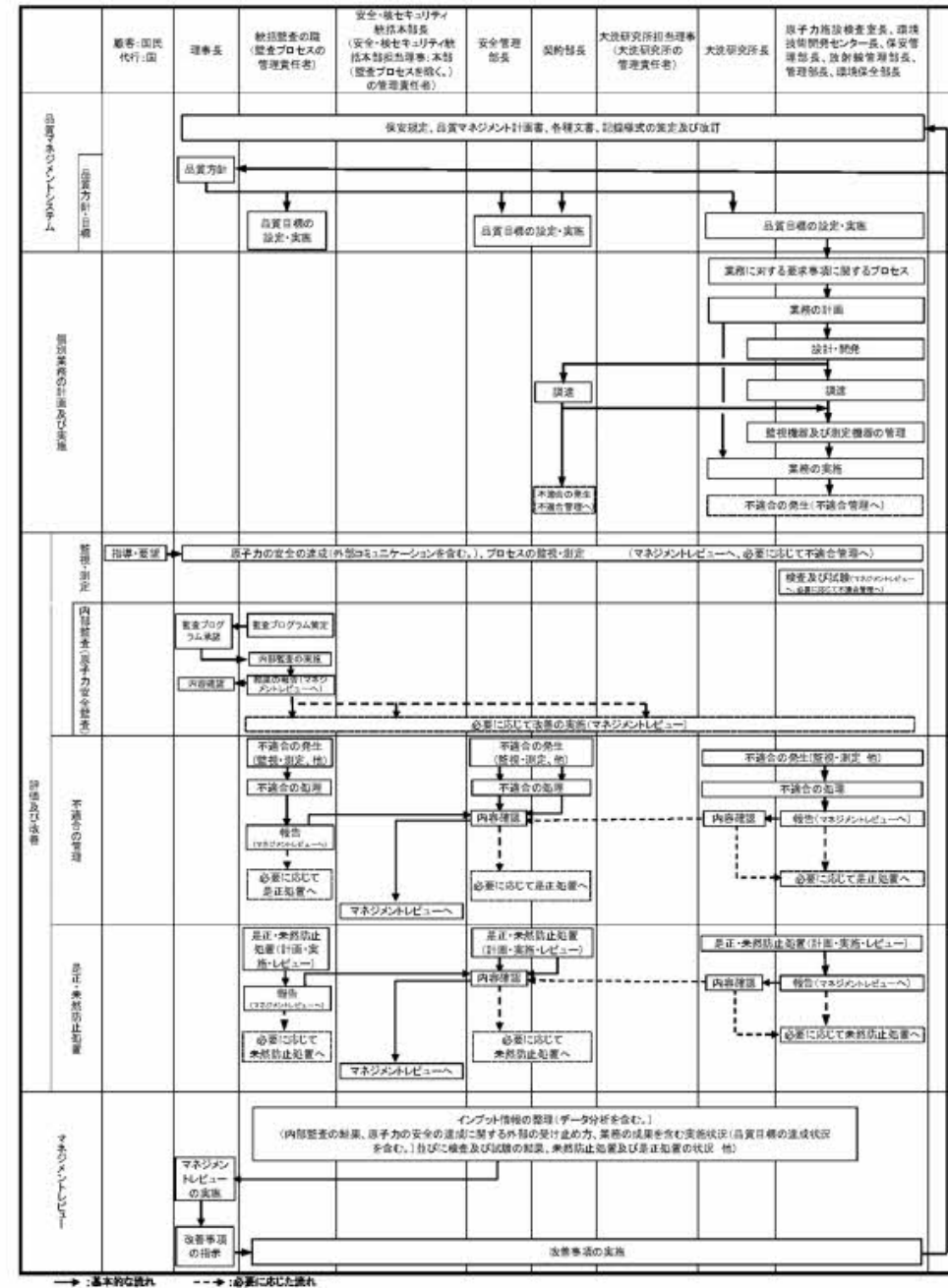


図4.1 品質マネジメントシステム体系図

変更前

変更後

備考

文書番号:QS-P08 改訂番号:19

4. 品質マネジメントシステム (4.1 一般要求事項)

5. 経営者等の責任

Plan

- 5.1 経営者の関与
- 5.2 原了力の安全の重視

- 5.3 品質方針
- 5.5 責任、権限及びコミュニケーション

5.4 計画

- 5.4.1 品質目標

- 5.4.2 品質マネジメントシステムの計画

5.6 マネジメントレビュー

Do

7. 業務の計画及び実施

7.2 業務・廃棄物管理施設に対する要求事項に関するプロセス

7.1 業務の計画

運転管理、核燃料物質等の管理、放射線管理、放射性廃棄物の管理、保守管理、非常の場合に講ずべき処置

7.3 設計・開発

7.4 調達

7.6 監視機器及び測定機器の管理

7.5 業務の実施

4.2 文書化に関する要求事項

6. 資源の運用管理

- 6.1 資源の確保
- 6.2 人的資源
- 6.3 インフラストラクチャ
- 6.4 作業環境

Check, Act

8. 評価及び改善 (8.1 一般)

8.2 監視及び測定

- 8.2.1 組織の外部の者の意見
- 8.2.2 内部監査
- 8.2.3 プロセスの監視及び測定
- 8.2.4 検査及び試験

8.3 不適合管理

8.5.1 継続的改善

8.5.2 是正処置等

8.4 データの分析及び評価

8.5.3 未然防止処置



図 4.2 廃棄物管理施設品質マネジメントシステムプロセス関連図

変更前

変更後

備考

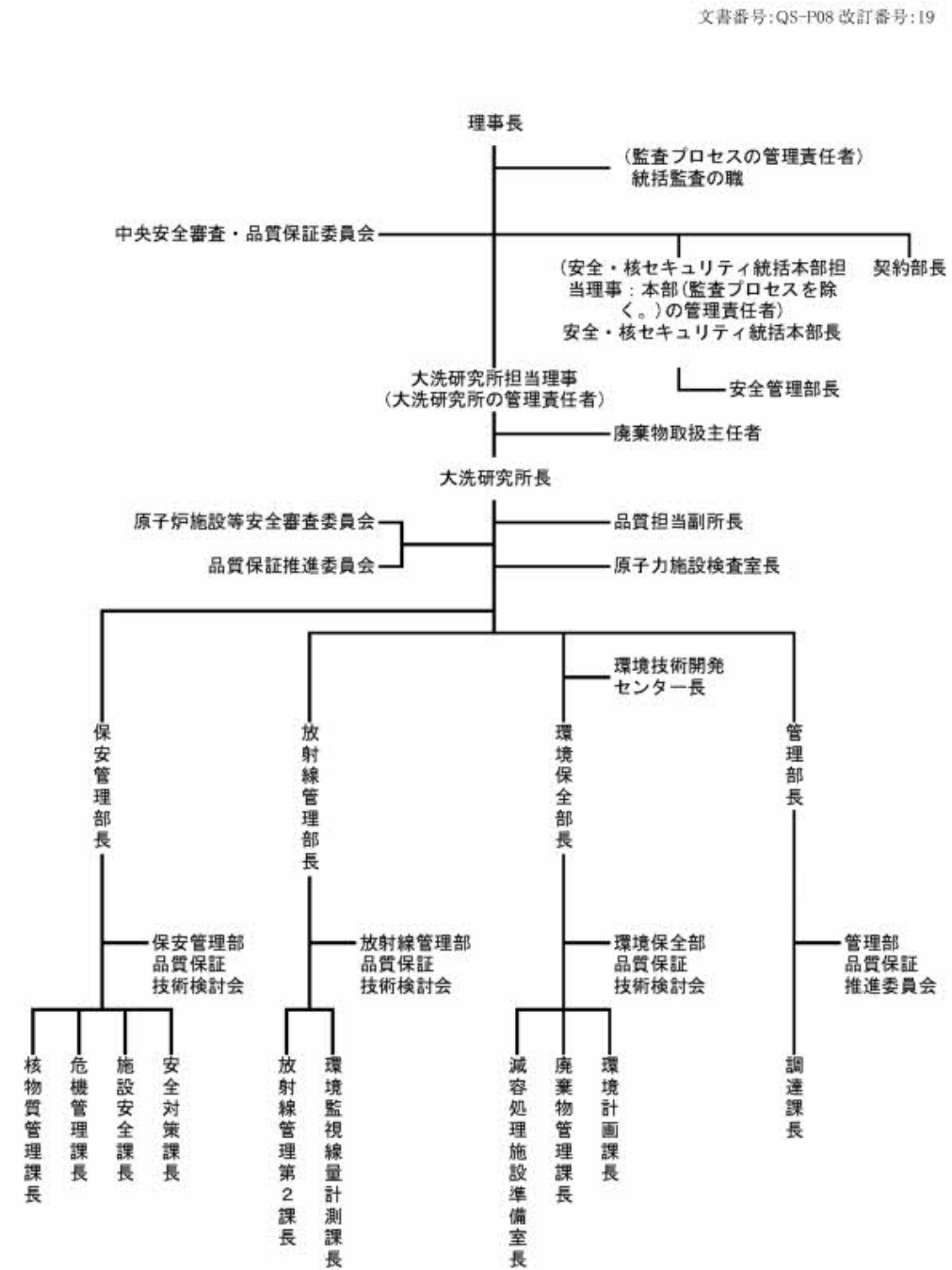


図 5.5.1 大洗研究所廃棄物管理施設保安管理組織図

変更前

変更後

備考

表 4.2.1 品質マネジメントシステム文書体系

品質マネジメント計画書 (一次文書)	本館 (二次文書)	大浜研究所 (二次文書)	原子力施設検査 (二次文書)	保安管理部 (二次文書)	核燃料管理課 (二次文書)	管理部 (二次文書)	関係区各課 (二次文書)	
							建設局 (二次文書)	運輸局 (二次文書)
4.1 一般要求事項	—	—	—	—	—	—	—	—
4.2.3 次書管理	・本表及び記録管理要項 (QS-001) ・安全文化の育成及び維持並びに関係法令等の遵守活動に資する実施要項	・大浜研究所文書及び記録の管理要項 (大浜 QM-01) ・安全文化の育成及び維持並びに関係法令等の遵守活動に資する実施要項 (大浜 QM-23)	—	—	—	—	—	—
4.2.4 記録の管理	—	—	—	—	—	—	—	—
5.1 経営者の関与	・品質目標の設定管理要項 (QS-011) ・中核安全審査・品質保証委員会の手配について (QS-004)	—	—	—	—	—	—	—
5.4.1 品質目標	—	—	—	—	—	—	—	—
5.6.4 内部コミュニケーション	・マネジメントレビュー実施要項 (QS-P06/07) ・業務の計画及び実施管理要項 (QS-A12)	・大浜研究所教育・訓練管理要項 (大浜 QM-07) 1) 大浜研究所技術開発安全意識啓発要項 (大浜 QM-22) 2) 大浜研究所品質管理要項 (大浜 QM-23) 3) 大浜研究所技術開発業務管理要項 (大浜 QM-81) 4) 大浜研究所 P I 設定管理要項 (大浜 QM-24) 5) 大浜研究所 P I アセスメント要項 (大浜 QM-25)	—	—	—	—	—	—
6.2.2 方針、教育・訓練及び監査	—	—	—	—	—	—	—	—
7.1 業務の計画	—	—	—	—	—	—	—	—
7.2.3 外部とのコミュニケーション	—	—	—	—	—	—	—	—
7.3 設計・開発	—	—	—	—	—	—	—	—
7.4 調達	—	—	—	—	—	—	—	—
7.5 業務の実施	—	—	—	—	—	—	—	—
7.6 監視・測定及び測定結果の管理	—	—	—	—	—	—	—	—
8.2.2 内部監査	・原子力安全監査実施要項 (QS-P03)	—	—	—	—	—	—	—
8.2.4 検査及び試験	—	—	—	—	—	—	—	—
8.3 不適合管理及び是正処置等	・不適合管理及び是正処置及び再発防止実施要項 (QS-003)	・大浜研究所不適合管理及び再発防止実施要項 (大浜 QM-42) ・大浜研究所品質管理要項 (大浜 QM-41) ・大浜研究所技術開発業務管理要項 (大浜 QM-81)	—	—	—	—	—	—
8.5.2 是正処置等	—	—	—	—	—	—	—	—
8.5.3 再発防止処置	—	—	—	—	—	—	—	—

文書番号:QS-P08 改訂番号:19

変更前	変更後	備考																																																																			
	<p>文書番号:QS-P08 改訂番号:19</p> <p>表 8.2.3 品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び測定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>監視・測定するプロセス</th> <th>監視・測定の実施責任者</th> <th>計画されたプロセスと結果</th> <th>監視項目</th> <th>評価方法と頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">品質マネジメントシステム</td> <td>理事長</td> <td>品質方針、品質目標の設定及び実施状況</td> <td rowspan="4">品質目標の達成状況</td> <td>マネジメントレビュー（年度末及び必要に応じて）</td> </tr> <tr> <td>所長</td> <td rowspan="3">品質目標の設定及び実施状況</td> <td>所長承認 半期ごと</td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td>部長承認 半期ごと</td> </tr> <tr> <td>課長</td> <td>部長へ報告 半期ごと</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">業務の計画及び実施のプロセス</td> <td>建設段階の品質マネジメント活動に関する業務</td> <td>建設段階に係る業務の計画の策定及び実施</td> <td>建設段階に係る業務の実施状況</td> <td>部長へ報告 年度ごと</td> </tr> <tr> <td>運転管理</td> <td>年間放射性廃棄物処理計画の作成</td> <td>放射性廃棄物処理の実施状況</td> <td>センター長承認 年度ごと</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保守管理</td> <td>廃棄物管理課長 減容処理施設準備室長 環境監視線量計測課長 放射線管理第2課長</td> <td>施設管理実施計画の策定及び実施</td> <td>施設管理の実施状況</td> <td>環境保全部長承認 放射線管理部長承認 年度ごと</td> </tr> <tr> <td>廃棄物管理課長</td> <td>核燃料物質によって汚染された物及び廃棄物管理施設内で発生した放射性廃棄物の運搬</td> <td>核燃料物質によって汚染された物及び廃棄物管理施設内で発生した放射性廃棄物の運搬の実施状況</td> <td>運搬の都度</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">放射性廃棄物の管理</td> <td>廃棄物管理課長</td> <td>・放射性廃棄物の受入れ、廃棄物管理施設で発生した放射性廃棄物の管理、放射性廃棄物の処理の実施</td> <td>・放射性廃棄物の受入れ、廃棄物管理施設で発生した放射性廃棄物の管理、放射性廃棄物の処理の実施状況</td> <td>廃棄物管理課長の確認 廃棄の都度</td> </tr> <tr> <td>環境監視線量計測課長 放射線管理第2課長</td> <td>・放射性液体廃棄物の年間の放出管理目標値に係る放出管理の実施</td> <td>・放射性液体廃棄物の年間の放出状況</td> <td>課長へ通知 四半期ごと</td> </tr> <tr> <td>放射線管理第2課長</td> <td>・放射性気体廃棄物の放出管理基準値に係る放出管理の実施</td> <td>・放射性気体廃棄物の放出管理基準値に係る放出状況</td> <td>課長へ通知 四半期ごと</td> </tr> <tr> <td>放射線管理</td> <td>廃棄物管理課長 環境監視線量計測課長</td> <td>放射線業務従事者の線量限度の管理</td> <td>放射線業務従事者の被ばく状況</td> <td>所長へ報告 年度ごと 四半期ごと</td> </tr> <tr> <td>非常の場合に講ずべき処置</td> <td>課長 危機管理課長</td> <td>総合的な訓練の計画</td> <td>総合的な訓練の実施状況</td> <td>所長へ報告 年度ごと</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">改善のプロセス</td> <td>理事長</td> <td>品質マネジメント計画の適合性の確保、有効性の改善</td> <td>品質マネジメント活動の実施状況</td> <td>原子力安全監査 毎年度1回以上又は必要に応じて マネジメントレビュー（年度末及び必要に応じて）</td> </tr> <tr> <td>全ての管理者</td> <td>品質マネジメントシステムの有効性評価</td> <td>自己評価の実施状況</td> <td>年1回以上（年度末及び必要に応じて）</td> </tr> </tbody> </table>	監視・測定するプロセス	監視・測定の実施責任者	計画されたプロセスと結果	監視項目	評価方法と頻度	品質マネジメントシステム	理事長	品質方針、品質目標の設定及び実施状況	品質目標の達成状況	マネジメントレビュー（年度末及び必要に応じて）	所長	品質目標の設定及び実施状況	所長承認 半期ごと	部長	部長承認 半期ごと	課長	部長へ報告 半期ごと	業務の計画及び実施のプロセス	建設段階の品質マネジメント活動に関する業務	建設段階に係る業務の計画の策定及び実施	建設段階に係る業務の実施状況	部長へ報告 年度ごと	運転管理	年間放射性廃棄物処理計画の作成	放射性廃棄物処理の実施状況	センター長承認 年度ごと	保守管理	廃棄物管理課長 減容処理施設準備室長 環境監視線量計測課長 放射線管理第2課長	施設管理実施計画の策定及び実施	施設管理の実施状況	環境保全部長承認 放射線管理部長承認 年度ごと	廃棄物管理課長	核燃料物質によって汚染された物及び廃棄物管理施設内で発生した放射性廃棄物の運搬	核燃料物質によって汚染された物及び廃棄物管理施設内で発生した放射性廃棄物の運搬の実施状況	運搬の都度	放射性廃棄物の管理	廃棄物管理課長	・放射性廃棄物の受入れ、廃棄物管理施設で発生した放射性廃棄物の管理、放射性廃棄物の処理の実施	・放射性廃棄物の受入れ、廃棄物管理施設で発生した放射性廃棄物の管理、放射性廃棄物の処理の実施状況	廃棄物管理課長の確認 廃棄の都度	環境監視線量計測課長 放射線管理第2課長	・放射性液体廃棄物の年間の放出管理目標値に係る放出管理の実施	・放射性液体廃棄物の年間の放出状況	課長へ通知 四半期ごと	放射線管理第2課長	・放射性気体廃棄物の放出管理基準値に係る放出管理の実施	・放射性気体廃棄物の放出管理基準値に係る放出状況	課長へ通知 四半期ごと	放射線管理	廃棄物管理課長 環境監視線量計測課長	放射線業務従事者の線量限度の管理	放射線業務従事者の被ばく状況	所長へ報告 年度ごと 四半期ごと	非常の場合に講ずべき処置	課長 危機管理課長	総合的な訓練の計画	総合的な訓練の実施状況	所長へ報告 年度ごと	改善のプロセス	理事長	品質マネジメント計画の適合性の確保、有効性の改善	品質マネジメント活動の実施状況	原子力安全監査 毎年度1回以上又は必要に応じて マネジメントレビュー（年度末及び必要に応じて）	全ての管理者	品質マネジメントシステムの有効性評価	自己評価の実施状況	年1回以上（年度末及び必要に応じて）	
監視・測定するプロセス	監視・測定の実施責任者	計画されたプロセスと結果	監視項目	評価方法と頻度																																																																	
品質マネジメントシステム	理事長	品質方針、品質目標の設定及び実施状況	品質目標の達成状況	マネジメントレビュー（年度末及び必要に応じて）																																																																	
	所長	品質目標の設定及び実施状況		所長承認 半期ごと																																																																	
	部長			部長承認 半期ごと																																																																	
	課長			部長へ報告 半期ごと																																																																	
業務の計画及び実施のプロセス	建設段階の品質マネジメント活動に関する業務	建設段階に係る業務の計画の策定及び実施	建設段階に係る業務の実施状況	部長へ報告 年度ごと																																																																	
	運転管理	年間放射性廃棄物処理計画の作成	放射性廃棄物処理の実施状況	センター長承認 年度ごと																																																																	
	保守管理	廃棄物管理課長 減容処理施設準備室長 環境監視線量計測課長 放射線管理第2課長	施設管理実施計画の策定及び実施	施設管理の実施状況	環境保全部長承認 放射線管理部長承認 年度ごと																																																																
		廃棄物管理課長	核燃料物質によって汚染された物及び廃棄物管理施設内で発生した放射性廃棄物の運搬	核燃料物質によって汚染された物及び廃棄物管理施設内で発生した放射性廃棄物の運搬の実施状況	運搬の都度																																																																
	放射性廃棄物の管理	廃棄物管理課長	・放射性廃棄物の受入れ、廃棄物管理施設で発生した放射性廃棄物の管理、放射性廃棄物の処理の実施	・放射性廃棄物の受入れ、廃棄物管理施設で発生した放射性廃棄物の管理、放射性廃棄物の処理の実施状況	廃棄物管理課長の確認 廃棄の都度																																																																
		環境監視線量計測課長 放射線管理第2課長	・放射性液体廃棄物の年間の放出管理目標値に係る放出管理の実施	・放射性液体廃棄物の年間の放出状況	課長へ通知 四半期ごと																																																																
		放射線管理第2課長	・放射性気体廃棄物の放出管理基準値に係る放出管理の実施	・放射性気体廃棄物の放出管理基準値に係る放出状況	課長へ通知 四半期ごと																																																																
	放射線管理	廃棄物管理課長 環境監視線量計測課長	放射線業務従事者の線量限度の管理	放射線業務従事者の被ばく状況	所長へ報告 年度ごと 四半期ごと																																																																
	非常の場合に講ずべき処置	課長 危機管理課長	総合的な訓練の計画	総合的な訓練の実施状況	所長へ報告 年度ごと																																																																
	改善のプロセス	理事長	品質マネジメント計画の適合性の確保、有効性の改善	品質マネジメント活動の実施状況	原子力安全監査 毎年度1回以上又は必要に応じて マネジメントレビュー（年度末及び必要に応じて）																																																																
全ての管理者		品質マネジメントシステムの有効性評価	自己評価の実施状況	年1回以上（年度末及び必要に応じて）																																																																	
	30																																																																				

変更前	変更後	備考																		
	<p style="text-align: right;">文書番号:QS-P08 改訂番号:19</p> <p style="text-align: center;">表8.4 品質マネジメントシステムの分析データ</p> <table border="1" data-bbox="1498 367 2407 1759"> <thead> <tr> <th data-bbox="1498 367 1751 394">データ</th> <th data-bbox="1751 367 2065 394">関連する文書</th> <th data-bbox="2065 367 2407 394">8.4データの分析及び評価(2)との関連*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1498 394 1751 730">施設設備等の運転状況</td> <td data-bbox="1751 394 2065 730"> <ul style="list-style-type: none"> ・大洗研究所 PI 設定評価要領 (大洗 QAM-24) ・運転及び保守の管理要領 (放管部-QAM-09) ・環境保全部における業務の管理要領 (環境-QAM-09) ・廃棄物管理施設等運転手引 (廃管-QAM-11) ・保守管理要領 (廃管-QAM-12) ・監視機器及び測定機器の管理要領 (廃管-QAM-07) ・廃棄物管理施設の建設段階における監視機器及び測定機器の管理要領 (OWTF-QAM-07) </td> <td data-bbox="2065 394 2407 730"> (b)「8.2.3プロセスの監視及び測定」、 「8.2.4検査及び試験」 (c)「8.2.3プロセスの監視及び測定」 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1498 730 1751 932">核燃料物質等の管理状況</td> <td data-bbox="1751 730 2065 932"> <ul style="list-style-type: none"> ・大洗研究所 PI 設定評価要領 (大洗 QAM-24) ・大洗研究所放射性物質等運搬規則 (大洗 QAM-22) ・環境保全部における業務の管理要領 (環境-QAM-09) ・廃棄物管理施設等運転手引 (廃管-QAM-11) </td> <td data-bbox="2065 730 2407 932"> (b)「8.2.3プロセスの監視及び測定」、 「8.2.4検査及び試験」 (c)「8.2.3プロセスの監視及び測定」 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1498 932 1751 1205">放射性廃棄物(固体、気体、液体)の管理状況</td> <td data-bbox="1751 932 2065 1205"> <ul style="list-style-type: none"> ・大洗研究所 PI 設定評価要領 (大洗 QAM-24) ・大洗研究所放射性廃棄物管理要領 (大洗 QAM-81) ・運転及び保守の管理要領 (放管部-QAM-09) ・環境保全部における業務の管理要領 (環境-QAM-09) ・廃棄物管理施設等運転手引 (廃管-QAM-11) </td> <td data-bbox="2065 932 2407 1205"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1498 1205 1751 1360">放射線業務従事者の被ばく状況</td> <td data-bbox="1751 1205 2065 1360"> <ul style="list-style-type: none"> ・大洗研究所 PI 設定評価要領 (大洗 QAM-24) ・運転及び保守の管理要領 (放管部-QAM-09) ・環境保全部における業務の管理要領 (環境-QAM-09) </td> <td data-bbox="2065 1205 2407 1360"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1498 1360 1751 1759">保守管理の有効性評価</td> <td data-bbox="1751 1360 2065 1759"> <ul style="list-style-type: none"> ・大洗研究所 PI 設定評価要領 (大洗 QAM-24) ・大洗研究所原子炉施設、核燃料物質使用施設、廃棄物管理施設独立検査組織運営規則 (大洗 QAM-41) ・監視機器及び測定機器の管理要領 (放管部-QAM-06) ・検査及び試験の管理要領 (放管部-QAM-08) ・運転及び保守の管理要領 (放管部-QAM-09) ・廃棄物管理施設等運転手引 (廃管-QAM-11) ・環境保全部における業務の管理要領 (環境-QAM-09) ・保守管理要領 (廃管-QAM-12) </td> <td data-bbox="2065 1360 2407 1759"> (b)「8.2.3プロセスの監視及び測定」、 「8.2.4検査及び試験」 (c)「8.2.3プロセスの監視及び測定」 </td> </tr> </tbody> </table>	データ	関連する文書	8.4データの分析及び評価(2)との関連*	施設設備等の運転状況	<ul style="list-style-type: none"> ・大洗研究所 PI 設定評価要領 (大洗 QAM-24) ・運転及び保守の管理要領 (放管部-QAM-09) ・環境保全部における業務の管理要領 (環境-QAM-09) ・廃棄物管理施設等運転手引 (廃管-QAM-11) ・保守管理要領 (廃管-QAM-12) ・監視機器及び測定機器の管理要領 (廃管-QAM-07) ・廃棄物管理施設の建設段階における監視機器及び測定機器の管理要領 (OWTF-QAM-07) 	(b)「8.2.3プロセスの監視及び測定」、 「8.2.4検査及び試験」 (c)「8.2.3プロセスの監視及び測定」	核燃料物質等の管理状況	<ul style="list-style-type: none"> ・大洗研究所 PI 設定評価要領 (大洗 QAM-24) ・大洗研究所放射性物質等運搬規則 (大洗 QAM-22) ・環境保全部における業務の管理要領 (環境-QAM-09) ・廃棄物管理施設等運転手引 (廃管-QAM-11) 	(b)「8.2.3プロセスの監視及び測定」、 「8.2.4検査及び試験」 (c)「8.2.3プロセスの監視及び測定」	放射性廃棄物(固体、気体、液体)の管理状況	<ul style="list-style-type: none"> ・大洗研究所 PI 設定評価要領 (大洗 QAM-24) ・大洗研究所放射性廃棄物管理要領 (大洗 QAM-81) ・運転及び保守の管理要領 (放管部-QAM-09) ・環境保全部における業務の管理要領 (環境-QAM-09) ・廃棄物管理施設等運転手引 (廃管-QAM-11) 		放射線業務従事者の被ばく状況	<ul style="list-style-type: none"> ・大洗研究所 PI 設定評価要領 (大洗 QAM-24) ・運転及び保守の管理要領 (放管部-QAM-09) ・環境保全部における業務の管理要領 (環境-QAM-09) 		保守管理の有効性評価	<ul style="list-style-type: none"> ・大洗研究所 PI 設定評価要領 (大洗 QAM-24) ・大洗研究所原子炉施設、核燃料物質使用施設、廃棄物管理施設独立検査組織運営規則 (大洗 QAM-41) ・監視機器及び測定機器の管理要領 (放管部-QAM-06) ・検査及び試験の管理要領 (放管部-QAM-08) ・運転及び保守の管理要領 (放管部-QAM-09) ・廃棄物管理施設等運転手引 (廃管-QAM-11) ・環境保全部における業務の管理要領 (環境-QAM-09) ・保守管理要領 (廃管-QAM-12) 	(b)「8.2.3プロセスの監視及び測定」、 「8.2.4検査及び試験」 (c)「8.2.3プロセスの監視及び測定」	
データ	関連する文書	8.4データの分析及び評価(2)との関連*																		
施設設備等の運転状況	<ul style="list-style-type: none"> ・大洗研究所 PI 設定評価要領 (大洗 QAM-24) ・運転及び保守の管理要領 (放管部-QAM-09) ・環境保全部における業務の管理要領 (環境-QAM-09) ・廃棄物管理施設等運転手引 (廃管-QAM-11) ・保守管理要領 (廃管-QAM-12) ・監視機器及び測定機器の管理要領 (廃管-QAM-07) ・廃棄物管理施設の建設段階における監視機器及び測定機器の管理要領 (OWTF-QAM-07) 	(b)「8.2.3プロセスの監視及び測定」、 「8.2.4検査及び試験」 (c)「8.2.3プロセスの監視及び測定」																		
核燃料物質等の管理状況	<ul style="list-style-type: none"> ・大洗研究所 PI 設定評価要領 (大洗 QAM-24) ・大洗研究所放射性物質等運搬規則 (大洗 QAM-22) ・環境保全部における業務の管理要領 (環境-QAM-09) ・廃棄物管理施設等運転手引 (廃管-QAM-11) 	(b)「8.2.3プロセスの監視及び測定」、 「8.2.4検査及び試験」 (c)「8.2.3プロセスの監視及び測定」																		
放射性廃棄物(固体、気体、液体)の管理状況	<ul style="list-style-type: none"> ・大洗研究所 PI 設定評価要領 (大洗 QAM-24) ・大洗研究所放射性廃棄物管理要領 (大洗 QAM-81) ・運転及び保守の管理要領 (放管部-QAM-09) ・環境保全部における業務の管理要領 (環境-QAM-09) ・廃棄物管理施設等運転手引 (廃管-QAM-11) 																			
放射線業務従事者の被ばく状況	<ul style="list-style-type: none"> ・大洗研究所 PI 設定評価要領 (大洗 QAM-24) ・運転及び保守の管理要領 (放管部-QAM-09) ・環境保全部における業務の管理要領 (環境-QAM-09) 																			
保守管理の有効性評価	<ul style="list-style-type: none"> ・大洗研究所 PI 設定評価要領 (大洗 QAM-24) ・大洗研究所原子炉施設、核燃料物質使用施設、廃棄物管理施設独立検査組織運営規則 (大洗 QAM-41) ・監視機器及び測定機器の管理要領 (放管部-QAM-06) ・検査及び試験の管理要領 (放管部-QAM-08) ・運転及び保守の管理要領 (放管部-QAM-09) ・廃棄物管理施設等運転手引 (廃管-QAM-11) ・環境保全部における業務の管理要領 (環境-QAM-09) ・保守管理要領 (廃管-QAM-12) 	(b)「8.2.3プロセスの監視及び測定」、 「8.2.4検査及び試験」 (c)「8.2.3プロセスの監視及び測定」																		

変更前	変更後	備考																		
	<p style="text-align: right;">文書番号:QS-P08 改訂番号:19</p> <table border="1" data-bbox="1507 352 2412 940"> <thead> <tr> <th>データ</th> <th>関連する文書</th> <th>8.4データの分析及び評価(2)との関連*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常の場合に講ずべき処置についての総合的な訓練の実施状況</td> <td>・事故対策規則(大洗 QAM-21) ・大洗研究所教育訓練管理要領(大洗 QAM-07)</td> <td>(a) 「8.2.1 組織の外部の者の意見」 (b) 「8.2.3 プロセスの監視及び測定」 (c) 「8.2.3 プロセスの監視及び測定」</td> </tr> <tr> <td>原子力規制検査の指摘事項等</td> <td>・大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領(大洗 QAM-03)</td> <td>(a) 「8.2.1 組織の外部の者の意見」 (c) 「8.2.3 プロセスの監視及び測定」</td> </tr> <tr> <td>官庁検査、定期事業者検査等での不適合</td> <td>・大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領(大洗 QAM-03) ・検査及び試験の管理要領(廃管-QAM-08) ・廃棄物管理施設の建設段階における検査及び試験の管理要領(OVTF-QAM-08)</td> <td>(a) 「8.2.1 組織の外部の者の意見」 (c) 「8.2.3 プロセスの監視及び測定」</td> </tr> <tr> <td>不適合</td> <td>・大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領(大洗 QAM-03)</td> <td>(a) 「8.2.1 組織の外部の者の意見」 (c) 「8.2.3 プロセスの監視及び測定」</td> </tr> <tr> <td>調達先の監査実施状況</td> <td>・調達先の評価・選定管理要領(QS-G01) ・大洗研究所調達管理要領(大洗 QAM-02)</td> <td>(d) 供給者の能力「7.4 調達」</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 8.4 データの分析及び評価に係る改善のための情報の評価は、8.4 データの分析及び評価(2)の(a),(b),(c)を参照</p>	データ	関連する文書	8.4データの分析及び評価(2)との関連*	非常の場合に講ずべき処置についての総合的な訓練の実施状況	・事故対策規則(大洗 QAM-21) ・大洗研究所教育訓練管理要領(大洗 QAM-07)	(a) 「8.2.1 組織の外部の者の意見」 (b) 「8.2.3 プロセスの監視及び測定」 (c) 「8.2.3 プロセスの監視及び測定」	原子力規制検査の指摘事項等	・大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領(大洗 QAM-03)	(a) 「8.2.1 組織の外部の者の意見」 (c) 「8.2.3 プロセスの監視及び測定」	官庁検査、定期事業者検査等での不適合	・大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領(大洗 QAM-03) ・検査及び試験の管理要領(廃管-QAM-08) ・廃棄物管理施設の建設段階における検査及び試験の管理要領(OVTF-QAM-08)	(a) 「8.2.1 組織の外部の者の意見」 (c) 「8.2.3 プロセスの監視及び測定」	不適合	・大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領(大洗 QAM-03)	(a) 「8.2.1 組織の外部の者の意見」 (c) 「8.2.3 プロセスの監視及び測定」	調達先の監査実施状況	・調達先の評価・選定管理要領(QS-G01) ・大洗研究所調達管理要領(大洗 QAM-02)	(d) 供給者の能力「7.4 調達」	
データ	関連する文書	8.4データの分析及び評価(2)との関連*																		
非常の場合に講ずべき処置についての総合的な訓練の実施状況	・事故対策規則(大洗 QAM-21) ・大洗研究所教育訓練管理要領(大洗 QAM-07)	(a) 「8.2.1 組織の外部の者の意見」 (b) 「8.2.3 プロセスの監視及び測定」 (c) 「8.2.3 プロセスの監視及び測定」																		
原子力規制検査の指摘事項等	・大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領(大洗 QAM-03)	(a) 「8.2.1 組織の外部の者の意見」 (c) 「8.2.3 プロセスの監視及び測定」																		
官庁検査、定期事業者検査等での不適合	・大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領(大洗 QAM-03) ・検査及び試験の管理要領(廃管-QAM-08) ・廃棄物管理施設の建設段階における検査及び試験の管理要領(OVTF-QAM-08)	(a) 「8.2.1 組織の外部の者の意見」 (c) 「8.2.3 プロセスの監視及び測定」																		
不適合	・大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領(大洗 QAM-03)	(a) 「8.2.1 組織の外部の者の意見」 (c) 「8.2.3 プロセスの監視及び測定」																		
調達先の監査実施状況	・調達先の評価・選定管理要領(QS-G01) ・大洗研究所調達管理要領(大洗 QAM-02)	(d) 供給者の能力「7.4 調達」																		

変更前	変更後	備考																							
	<p style="text-align: center;">改訂来歴</p> <table border="1" data-bbox="1498 520 2475 1738"> <thead> <tr> <th>改訂番号</th> <th>改訂年月日</th> <th>改訂の内容</th> <th>承認</th> <th>確認</th> <th>作成</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>2009年 2月27日</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> OWTF建設のための品質保証活動(建設段階の品質保証活動)の追加。 大洗研究開発センター所長による品質監査から原子力安全監査への変更。ただし、平成21年4月1日より適用 廃棄物管理施設の調達に関しては契約部長が定める要領に基づくものとする。ただし、平成21年2月27日より適用 その他用語の見直しを実施(表現の見直し、記載の適正化) </td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 個人情報のため 公開できません。 </div> </td> <td rowspan="4"></td> <td rowspan="4"></td> <td rowspan="4"></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>2009年 4月1日</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 保安規定の改正に伴い、根本原因分析方法に関する内容を追加 不適合に関する情報公開の基準作成方法と公開方法を追記 その他用語の見直しを実施(表現の見直し、記載の適正化等) </td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>2009年 6月2日</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 建設部の組織変更に伴い、品質保証組織体制等の見直しを行う。 </td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>2010年 5月12日</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> JEAC4111-2009への準拠及び大洗研究開発センターの組織変更に関する保安規定の改正(4月1日付)に伴い、記載表現及び品質保証組織体制の見直しを行う。 各組織への適用、プロセスの監視及び測定、データの分析に関する内容を具体化する。 事業許可変更に伴う安全審査を「7.3設計・開発」に明確にする。 </td> </tr> </tbody> </table>	改訂番号	改訂年月日	改訂の内容	承認	確認	作成	備考	1	2009年 2月27日	<ul style="list-style-type: none"> OWTF建設のための品質保証活動(建設段階の品質保証活動)の追加。 大洗研究開発センター所長による品質監査から原子力安全監査への変更。ただし、平成21年4月1日より適用 廃棄物管理施設の調達に関しては契約部長が定める要領に基づくものとする。ただし、平成21年2月27日より適用 その他用語の見直しを実施(表現の見直し、記載の適正化) 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 個人情報のため 公開できません。 </div>				2	2009年 4月1日	<ul style="list-style-type: none"> 保安規定の改正に伴い、根本原因分析方法に関する内容を追加 不適合に関する情報公開の基準作成方法と公開方法を追記 その他用語の見直しを実施(表現の見直し、記載の適正化等) 	3	2009年 6月2日	<ul style="list-style-type: none"> 建設部の組織変更に伴い、品質保証組織体制等の見直しを行う。 	4	2010年 5月12日	<ul style="list-style-type: none"> JEAC4111-2009への準拠及び大洗研究開発センターの組織変更に関する保安規定の改正(4月1日付)に伴い、記載表現及び品質保証組織体制の見直しを行う。 各組織への適用、プロセスの監視及び測定、データの分析に関する内容を具体化する。 事業許可変更に伴う安全審査を「7.3設計・開発」に明確にする。 	
改訂番号	改訂年月日	改訂の内容	承認	確認	作成	備考																			
1	2009年 2月27日	<ul style="list-style-type: none"> OWTF建設のための品質保証活動(建設段階の品質保証活動)の追加。 大洗研究開発センター所長による品質監査から原子力安全監査への変更。ただし、平成21年4月1日より適用 廃棄物管理施設の調達に関しては契約部長が定める要領に基づくものとする。ただし、平成21年2月27日より適用 その他用語の見直しを実施(表現の見直し、記載の適正化) 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 個人情報のため 公開できません。 </div>																						
2	2009年 4月1日	<ul style="list-style-type: none"> 保安規定の改正に伴い、根本原因分析方法に関する内容を追加 不適合に関する情報公開の基準作成方法と公開方法を追記 その他用語の見直しを実施(表現の見直し、記載の適正化等) 																							
3	2009年 6月2日	<ul style="list-style-type: none"> 建設部の組織変更に伴い、品質保証組織体制等の見直しを行う。 																							
4	2010年 5月12日	<ul style="list-style-type: none"> JEAC4111-2009への準拠及び大洗研究開発センターの組織変更に関する保安規定の改正(4月1日付)に伴い、記載表現及び品質保証組織体制の見直しを行う。 各組織への適用、プロセスの監視及び測定、データの分析に関する内容を具体化する。 事業許可変更に伴う安全審査を「7.3設計・開発」に明確にする。 																							

変更前		変更後						備考																																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>改訂番号</th> <th>改訂年月日</th> <th>改訂の内容</th> <th>承認</th> <th>確認</th> <th>作成</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>・その他所要の見直し（記載の適正化等）。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>2012年 2月1日</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・保安規定の改正に伴い、監査プロセスの管理責任者として統括監査の職を設ける条項及び品質保証組織体制図の変更。 ・大洗研究開発センターにおける各部の不適合管理要領をセンターの管理要領に統合するための変更。 ・その他所要の見直し（記載の適正化等）。 </td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 個人情報のため 公開できません。 </div> </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>2012年 8月1日</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・保安規定の改正に伴い、品質マネジメントシステム文書体系の表に大洗研究開発センター放射性廃棄物管理要領を追加するための変更。 ・大洗研究開発センターにおける各部の文書及び記録の管理要領をセンターの管理要領に統合するための変更。 ・保安規定と整合を図るため、本部及びセンターの二次文書を追加するための変更。 ・その他所要の見直し（記載の適正化等）。 </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>2014年 1月22日</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則が制定されたことに伴い、規則の内容を取り入れたための変更。 ・その他所要の見直し（記載の適正化等）。 </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						改訂番号	改訂年月日	改訂の内容	承認	確認	作成	備考			・その他所要の見直し（記載の適正化等）。					5	2012年 2月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・保安規定の改正に伴い、監査プロセスの管理責任者として統括監査の職を設ける条項及び品質保証組織体制図の変更。 ・大洗研究開発センターにおける各部の不適合管理要領をセンターの管理要領に統合するための変更。 ・その他所要の見直し（記載の適正化等）。 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 個人情報のため 公開できません。 </div>				6	2012年 8月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・保安規定の改正に伴い、品質マネジメントシステム文書体系の表に大洗研究開発センター放射性廃棄物管理要領を追加するための変更。 ・大洗研究開発センターにおける各部の文書及び記録の管理要領をセンターの管理要領に統合するための変更。 ・保安規定と整合を図るため、本部及びセンターの二次文書を追加するための変更。 ・その他所要の見直し（記載の適正化等）。 				7	2014年 1月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則が制定されたことに伴い、規則の内容を取り入れたための変更。 ・その他所要の見直し（記載の適正化等）。 				
改訂番号	改訂年月日	改訂の内容	承認	確認	作成	備考																																			
		・その他所要の見直し（記載の適正化等）。																																							
5	2012年 2月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・保安規定の改正に伴い、監査プロセスの管理責任者として統括監査の職を設ける条項及び品質保証組織体制図の変更。 ・大洗研究開発センターにおける各部の不適合管理要領をセンターの管理要領に統合するための変更。 ・その他所要の見直し（記載の適正化等）。 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 個人情報のため 公開できません。 </div>																																						
6	2012年 8月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・保安規定の改正に伴い、品質マネジメントシステム文書体系の表に大洗研究開発センター放射性廃棄物管理要領を追加するための変更。 ・大洗研究開発センターにおける各部の文書及び記録の管理要領をセンターの管理要領に統合するための変更。 ・保安規定と整合を図るため、本部及びセンターの二次文書を追加するための変更。 ・その他所要の見直し（記載の適正化等）。 																																							
7	2014年 1月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則が制定されたことに伴い、規則の内容を取り入れたための変更。 ・その他所要の見直し（記載の適正化等）。 																																							

変更前		変更後					備考																										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>改訂番号</th> <th>改訂年月日</th> <th>改訂の内容</th> <th>承認</th> <th>確認</th> <th>作成</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8</td> <td>2014年 4月1日</td> <td>・平成26年4月1日付け組織改編に伴う名称等の変更。</td> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">個人情報のため 公開できません。</td> <td rowspan="5"></td> <td rowspan="5"></td> <td rowspan="5"></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>2015年 2月2日</td> <td>・廃棄物管理施設品質マネジメントシステム文書体系について、センターの教育・訓練管理要領をセンター共通の二次文書として制定したため、当該要領を追加し、環境保全部の建設段階の教育・訓練管理要領を削除。 ・その他所要の見直し（記載の適正化等）</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>2015年 4月1日</td> <td>・法人名称の変更に伴う見直し</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>2016年 7月11日</td> <td>・不適合の是正処置を踏まえた見直し ・平成26年度及び平成27年度原子力安全監査の所見を受けた所要の見直し</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>2018年 4月1日</td> <td>・組織改正に伴う見直し ・担当理事を研究所の管理責任者としたことに伴う見直し（廃止された会議体を削除） ・その他所要の見直し（記載の適正化等）</td> </tr> </tbody> </table>					改訂番号	改訂年月日	改訂の内容	承認	確認	作成	備考	8	2014年 4月1日	・平成26年4月1日付け組織改編に伴う名称等の変更。	個人情報のため 公開できません。				9	2015年 2月2日	・廃棄物管理施設品質マネジメントシステム文書体系について、センターの教育・訓練管理要領をセンター共通の二次文書として制定したため、当該要領を追加し、環境保全部の建設段階の教育・訓練管理要領を削除。 ・その他所要の見直し（記載の適正化等）	10	2015年 4月1日	・法人名称の変更に伴う見直し	11	2016年 7月11日	・不適合の是正処置を踏まえた見直し ・平成26年度及び平成27年度原子力安全監査の所見を受けた所要の見直し	12	2018年 4月1日	・組織改正に伴う見直し ・担当理事を研究所の管理責任者としたことに伴う見直し（廃止された会議体を削除） ・その他所要の見直し（記載の適正化等）	
改訂番号	改訂年月日	改訂の内容	承認	確認	作成	備考																											
8	2014年 4月1日	・平成26年4月1日付け組織改編に伴う名称等の変更。	個人情報のため 公開できません。																														
9	2015年 2月2日	・廃棄物管理施設品質マネジメントシステム文書体系について、センターの教育・訓練管理要領をセンター共通の二次文書として制定したため、当該要領を追加し、環境保全部の建設段階の教育・訓練管理要領を削除。 ・その他所要の見直し（記載の適正化等）																															
10	2015年 4月1日	・法人名称の変更に伴う見直し																															
11	2016年 7月11日	・不適合の是正処置を踏まえた見直し ・平成26年度及び平成27年度原子力安全監査の所見を受けた所要の見直し																															
12	2018年 4月1日	・組織改正に伴う見直し ・担当理事を研究所の管理責任者としたことに伴う見直し（廃止された会議体を削除） ・その他所要の見直し（記載の適正化等）																															

変更前	変更後						備考																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1501 457 1576 520">改訂番号</th> <th data-bbox="1576 457 1715 520">改訂年月日</th> <th data-bbox="1715 457 2086 520">改訂の内容</th> <th data-bbox="2086 457 2169 520">承認</th> <th data-bbox="2169 457 2255 520">確認</th> <th data-bbox="2255 457 2338 520">作成</th> <th data-bbox="2338 457 2475 520">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1501 520 1576 741">13</td> <td data-bbox="1576 520 1715 741">2018年 7月3日</td> <td data-bbox="1715 520 2086 741"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 固体廃棄物減容処理施設 (OWTF)の建設工事完了及び大洗大型施設建設室長の業務終了に伴う見直し ・ その他所要の見直し (記載の適正化等) </td> <td data-bbox="2086 520 2169 741" rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 個人情報のため 公開できません。 </div> </td> <td data-bbox="2169 520 2255 741" rowspan="5"></td> <td data-bbox="2255 520 2338 741" rowspan="5"></td> <td data-bbox="2338 520 2475 741"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1501 741 1576 961">14</td> <td data-bbox="1576 741 1715 961">2018年 9月3日</td> <td data-bbox="1715 741 2086 961"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保安規定の改正に伴う 5.5.1 項及び 7.3.1 項の説明責任に係る記載、7.2.2 項のレビューに係る記載等の整合 ・ その他所要の見直し (記載の適正化) </td> <td data-bbox="2338 741 2475 961"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1501 961 1576 1182">15</td> <td data-bbox="1576 961 1715 1182">2019年 4月24日</td> <td data-bbox="1715 961 2086 1182"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2. 適用範囲に記載された「建設段階」、「試運転段階」、「運転段階」及び「廃止措置段階」の4つの段階について、内容を明確にするために定義した。 </td> <td data-bbox="2338 961 2475 1182"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1501 1182 1576 1402">16</td> <td data-bbox="1576 1182 1715 1402">2020年 4月1日</td> <td data-bbox="1715 1182 2086 1402"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2020年4月1日施行の「原子炉等規制法」改正に伴い、新たな技術基準として施行される「品質管理基準規則」の要求事項との整合を図った。 </td> <td data-bbox="2338 1182 2475 1402"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1501 1402 1576 1623">17</td> <td data-bbox="1576 1402 1715 1623">2021年 1月1日</td> <td data-bbox="1715 1402 2086 1623"> 保安規定変更認可申請及び補正申請に係る規制庁との面談の結果を受けて、機構の品質マネジメント計画書 (ひな形) に解釈の趣旨を追加する改訂を行った。また、保安規定との整合確認による見直しを行った。 </td> <td data-bbox="2338 1402 2475 1623"></td> </tr> </tbody> </table>	改訂番号	改訂年月日	改訂の内容	承認	確認	作成	備考	13	2018年 7月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固体廃棄物減容処理施設 (OWTF)の建設工事完了及び大洗大型施設建設室長の業務終了に伴う見直し ・ その他所要の見直し (記載の適正化等) 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 個人情報のため 公開できません。 </div>				14	2018年 9月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保安規定の改正に伴う 5.5.1 項及び 7.3.1 項の説明責任に係る記載、7.2.2 項のレビューに係る記載等の整合 ・ その他所要の見直し (記載の適正化) 		15	2019年 4月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2. 適用範囲に記載された「建設段階」、「試運転段階」、「運転段階」及び「廃止措置段階」の4つの段階について、内容を明確にするために定義した。 		16	2020年 4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2020年4月1日施行の「原子炉等規制法」改正に伴い、新たな技術基準として施行される「品質管理基準規則」の要求事項との整合を図った。 		17	2021年 1月1日	保安規定変更認可申請及び補正申請に係る規制庁との面談の結果を受けて、機構の品質マネジメント計画書 (ひな形) に解釈の趣旨を追加する改訂を行った。また、保安規定との整合確認による見直しを行った。		
改訂番号	改訂年月日	改訂の内容	承認	確認	作成	備考																										
13	2018年 7月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固体廃棄物減容処理施設 (OWTF)の建設工事完了及び大洗大型施設建設室長の業務終了に伴う見直し ・ その他所要の見直し (記載の適正化等) 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 個人情報のため 公開できません。 </div>																													
14	2018年 9月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保安規定の改正に伴う 5.5.1 項及び 7.3.1 項の説明責任に係る記載、7.2.2 項のレビューに係る記載等の整合 ・ その他所要の見直し (記載の適正化) 																														
15	2019年 4月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2. 適用範囲に記載された「建設段階」、「試運転段階」、「運転段階」及び「廃止措置段階」の4つの段階について、内容を明確にするために定義した。 																														
16	2020年 4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2020年4月1日施行の「原子炉等規制法」改正に伴い、新たな技術基準として施行される「品質管理基準規則」の要求事項との整合を図った。 																														
17	2021年 1月1日	保安規定変更認可申請及び補正申請に係る規制庁との面談の結果を受けて、機構の品質マネジメント計画書 (ひな形) に解釈の趣旨を追加する改訂を行った。また、保安規定との整合確認による見直しを行った。																														

変更前	変更後	備考																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1495 457 1570 520">改訂番号</th> <th data-bbox="1570 457 1709 520">改訂年月日</th> <th data-bbox="1709 457 2080 520">改訂の内容</th> <th data-bbox="2080 457 2163 520">承認</th> <th data-bbox="2163 457 2249 520">確認</th> <th data-bbox="2249 457 2335 520">作成</th> <th data-bbox="2335 457 2472 520">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1495 520 1570 793">18</td> <td data-bbox="1570 520 1709 793">2021年 8月3日</td> <td data-bbox="1709 520 2080 793">不適合事象「使用前事業者検査要領書における検査方法の不備」の是正処置を踏まえた対応として、「自主検査等」の定義を追加するとともに、使用前事業者検査等と自主検査等の実施者を明確にした。また、自主検査等を原子力施設検査室に依頼できることを追加した。</td> <td data-bbox="2080 520 2163 793" rowspan="2">個人情報のため 公開できません。</td> <td data-bbox="2163 520 2249 793" rowspan="2"></td> <td data-bbox="2249 520 2335 793" rowspan="2"></td> <td data-bbox="2335 520 2472 793">施行日は、 2021年10月 1日 【21 大安施 (業)072002】 【21 安品 (回)072801】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1495 793 1570 1014">19</td> <td data-bbox="1570 793 1709 1014">2022年 3月10日</td> <td data-bbox="1709 793 2080 1014"> <ul style="list-style-type: none"> 安全・核セキュリティ統括部の組織改正に伴う変更を行った。 その他記載の適正化を行った。 </td> <td data-bbox="2335 793 2472 1014">施行日は、 2022年4月 1日 【22 大安施 (業)020301】 【22 安品 (回)022201】</td> </tr> </tbody> </table>	改訂番号	改訂年月日	改訂の内容	承認	確認	作成	備考	18	2021年 8月3日	不適合事象「使用前事業者検査要領書における検査方法の不備」の是正処置を踏まえた対応として、「自主検査等」の定義を追加するとともに、使用前事業者検査等と自主検査等の実施者を明確にした。また、自主検査等を原子力施設検査室に依頼できることを追加した。	個人情報のため 公開できません。			施行日は、 2021年10月 1日 【21 大安施 (業)072002】 【21 安品 (回)072801】	19	2022年 3月10日	<ul style="list-style-type: none"> 安全・核セキュリティ統括部の組織改正に伴う変更を行った。 その他記載の適正化を行った。 	施行日は、 2022年4月 1日 【22 大安施 (業)020301】 【22 安品 (回)022201】	
改訂番号	改訂年月日	改訂の内容	承認	確認	作成	備考														
18	2021年 8月3日	不適合事象「使用前事業者検査要領書における検査方法の不備」の是正処置を踏まえた対応として、「自主検査等」の定義を追加するとともに、使用前事業者検査等と自主検査等の実施者を明確にした。また、自主検査等を原子力施設検査室に依頼できることを追加した。	個人情報のため 公開できません。			施行日は、 2021年10月 1日 【21 大安施 (業)072002】 【21 安品 (回)072801】														
19	2022年 3月10日	<ul style="list-style-type: none"> 安全・核セキュリティ統括部の組織改正に伴う変更を行った。 その他記載の適正化を行った。 				施行日は、 2022年4月 1日 【22 大安施 (業)020301】 【22 安品 (回)022201】														